和泉市の環境

令和２年３月

和　　泉　　市

和泉市民憲章

昭和45年11月3日制定

私たちは　古い歴史と美しい環境に恵まれたまち　和泉市民であることを誇りとし　いずみの名にふさわしい　活気のあるゆたかな都市をきずくためこの憲章を定めます

- 親切をつくし　あたたかい心でまじわる社会をきずきましょう
- きまりを守り　人に迷惑をかけないようにつとめましょう
- 教育に力をそそぎ　若い力を育てましょう
- 働くことに喜びをもち　生活の向上にはげみましょう
- 自然と文化遺産を大切にし　きれいなまちをつくりましょう

はじめに

和泉市は、豊かなみどりと水に恵まれ、四季折々の自然と歴史的・文化的遺産に育まれ、自然と調和した美しいまちとして発展してきました。

これらの豊かな環境とその環境がもたらす恵みは、私たちのかけがえのない財産です。私たちは、この共有財産を守り、良好な形で次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

しかしながら、急速な都市化や社会経済の発展に伴い、様々な環境問題が生じてきており、私たちの生活にも影響を及ぼすようになってきています。

こうした複雑・多様化する環境問題に適切に対応するためには、今までの生活スタイルや事業活動を見つめ直し、市民・事業者・行政が、より一層協働して、環境負荷の少ない社会を構築していく必要があります。

このため、平成11年度においては「和泉市環境保全条例」を見直し、「和泉市環境基本条例」及び「和泉市生活環境の保全等に関する条例」を制定しました。平成30年度には第４次和泉市地球温暖化対策実行計画＜事務事業編＞を策定し、本市の事務事業に係る施設を対象に、温室効果ガス削減の取組を進めるなど、低炭素社会の構築に向けた環境施策について、引き続き重点的に取組みを進めているところでございます。

和泉市の環境施策の根幹となる「和泉市環境基本計画」につきましては、「第２次和泉市環境基本計画（中間見直し版）」を平成28年３月に策定し、さまざまな施策を展開しております。尚、本年度より、新たな指標等を定めた「第３次和泉市環境基本計画」の策定作業を進めており、今後は近年世界的に取組が進められている SDGs（Sustinable Development Goals：持続可能な開発目標）に関する施策等の実施についても検討していく予定です。

加えて、平成27年度からは、職員が日常業務を通じて環境に配慮した取り組みを実行していくための「Ｉ-ＥＭＳ」という本市独自の環境マネジメントシステムを構築し、より効率的な環境活動を進めているところでございます。

「和泉市の環境」は、平成30年度の和泉市における「環境の状況と対策」についてとりまとめたものであります。本書が幅広く活用され、皆様の環境問題についての理解を深めていただく一助となれば幸いに存じます。

令和２年３月

和泉市長　　辻　宏康

目　　次

本　　編

第１部　　総　　説

第１章　環境行政の概況 ……1
　第１節　和泉市の概況 ……1
　　１　地　　勢……1
　　２　気　　候……1
　　３　人　　口……1
　　４　土地利用……1
　　５　用途地域指定面積 ……2
　　６　人口・世帯数の推移 ……2
　第２節　行 政 機 構 ……3
　　１　環境保全課事務分担 ……3
　　２　審議会・協議会制度 ……4

第２章　環 境 問 題 の 概 要 ……5
　第１節　背景……5
　第２節　環境汚染の状況 ……7
　　１　大 気 環 境 ……7
　　２　水　環　境 ……8
　　３　騒音・振動 ……8
　　４　悪　　臭 ……8

第２部　環境の状況

第１章　大気環境……9
　第１節　大気汚染の現状 ……9
　　１　大気汚染に係る環境基準 ……9
　　２　大気汚染測定結果 ……9
　第２節　大気環境の防止対策 …… 15
　　１　工場等に対する規制 …… 15
　　２　自動車排出ガスに対する規制 …… 15
　　３　環境監視…… 16

第３節　悪　　臭 ……17
１　悪臭の現状と対策 ……17
第４節　光化学スモッグ ……19
１　光化学スモッグの現状 ……19
２　光化学スモッグの対策 ……20

第２章　水　環　境 ……21
第１節　水環境の現状 ……21
１　環境基準……21
２　現　　状……21
第２節　水環境保全対策 ……29
１　河川水質の監視 ……29
２　生活排水対策の推進 ……29
３　工場・事業場排水対策 ……35
４　大津川水域水質保全対策協議会 ……36
第３節　地盤環境 ……37
１　現状と対策 ……37

第３章　騒 音 ・ 振 動 ……39
第１節　騒音・振動の現状 ……39
１　概　　要 ……39
２　環境基準及び環境保全目標 ……40
３　環境騒音等調査結果 ……40
第２節　騒音・振動の対策 ……44
１　法律・条例による規制 ……44
２　工場等の立入調査 ……44
３　航空機騒音対策 ……44
４　交通騒音・振動対策 ……45
５　生活騒音対策 ……45

第４章　ダイオキシン類 ……49
第１節　ダイオキシン類の現状 ……49
１　環 境 基 準 ……49
２　ダイオキシン類の調査結果 ……49
３　ダイオキシン類の排出抑制対策と規制 ……50

第５章　公 害 苦 情 ……51
第１節　苦情処理の概要 ……51

第６章　定期環境調査結果 ······························52

第７章　空き地の管理 ······························54

第８章　埋　立　行　為 ······························55

第９章　環境保全啓発 ······························56
　第１節　星空観察会 ······························56
　第２節　自然観察会 ······························58
　第３節　環境パネル展示 ······························62

第10章　自然環境調査······························63
　第１節　生きもの観察会 ······························63
　第２節　自然環境調査 ······························65

第11章　循環型社会に向けた取り組み ······························67
　第１節　第２次和泉市環境基本計画 ······························67
　　１　計 画 の 目 的 ······························67
　　２　計画の位置づけと役割 ······························67
　　３　計画の対象となる主体 ······························67
　　４　計 画 の 期 間 ······························68
　　５　施 策 の 体 系 ······························68
　　６　計画の進捗状況 ······························70
　第２節　和泉市地球温暖化対策実行計画 ······························75
　第３節　和泉市地球温暖化対策地域推進計画 ······························77
　　１　和泉市地球温暖化地域推進計画 ······························77
　　２　計画の基本的な考え方 ······························77
　　３　削減目標······························77
　　４　重点的取組み ······························78
　第４節　和泉市役所本庁舎における環境マネジメントシステムの
　　　　　取組推進 ······························81
　　１　和泉市環境マネジメントシステムの目的 ······························81
　　２　庁舎全体での取り組みの進捗状況 ······························81
　　３　環境監査の実施 ······························81

資料編　１　調査測定結果及び参考資料 ······························82

資料編　２　環境基準及び大阪府環境保全目標等 ······························134

資料編　３　環境関係用語 ······························143

本　　編

第１部　総　　説

第１章　環境行政の概況

第１節　和泉市の概況

１　地　　勢

本市は大阪府南部の泉州地域のほぼ中央に位置し、東西6.9㎞、南北18.8㎞と細長く、面積84.98㎢、南は和泉山脈和歌山県、北は堺市、高石市、西は泉大津市、岸和田市、忠岡町、東は河内長野市に接しています。

地形は南高北低で、南部には和泉山脈が連なり、中部・北部は丘陵、平地が広がっています。（海抜 9.2m～885.7m）また、南部から北部に向かって槇尾川、松尾川が流れています。

２　気　　候

気候は瀬戸内海式気候に属し、温暖小雨であり、およその平均気温は17.2℃、年間降水量は1,555.5㎜です。（平均気温、年間降水量は統計いずみ（平成31年度版）による）

３　人　　口

平成 31 年３月末現在の本市の人口は185,890人、世帯数78,823世帯で都市化も一段落し、これからは人口が減少傾向にあります。

４　土地利用

本市は、全市域が都市計画法に基づく都市計画区域に含まれています。市街化区域が全市域面積の 30.6％、市街化調整区域が69.4％です。市街化区域全域について用途地域が定められています。

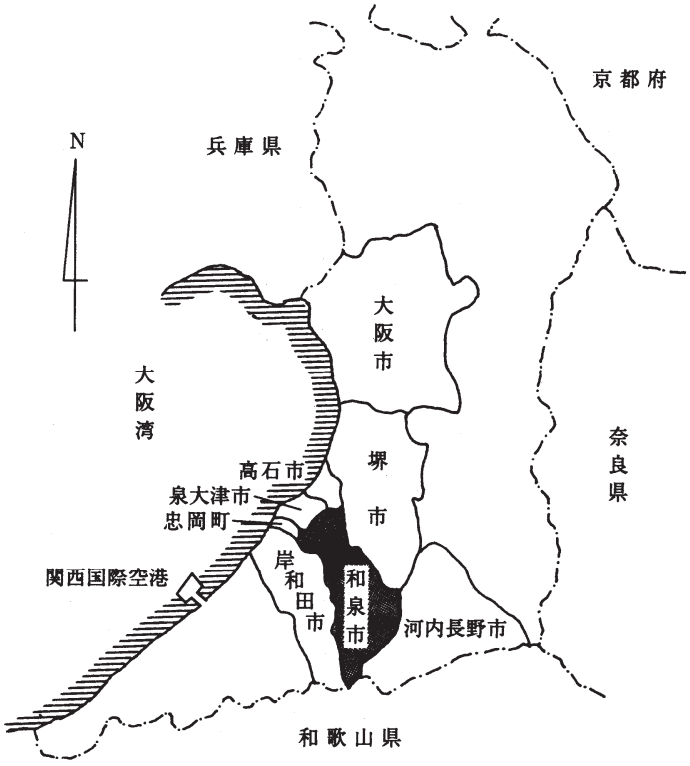

図－１

表－１

市役所の位置			面積	広ぼう		海抜	
所在地	東経	北緯		東西	南北	最高	最低
大阪府和泉市府中町二丁目７番５号	135° 25′ 25″	34° 29′ 01″	84.98㎢	6.9㎞	18.8㎞	885.7m	9.2m

５　用途地域指定面積

表－２　　平成 31 年３月末現在

用　途　別	面　積（ha）	総面積に対する割合（%）
第１種低層住居専用地域	452	5.3
第１種中高層住居専用地域	542	6.4
第２種中高層住居専用地域	91	1.1
第１種住居地域	534	6.3
第２種住居地域	139	1.6
準住居地域	24	0.3
近隣商業地域	30	0.4
商業地域	37	0.4
準工業地域	649	7.6
工業専用地域	104	1.2
無指定地域	5,897	69.4
計	8,498	100

６　人口・世帯数の推移

表－３　　（各年度３月末現在）

年　度	人　口			世帯数
	総　数	男	女	
平成１２年度	176,044	86,348	89,696	61,485
１３	176,772	86,542	90,230	62,358
１４	178,363	87,273	91,090	63,513
１５	180,167	88,083	92,084	64,841
１６	181,083	88,446	92,637	65,767
１７	182,005	88,796	93,209	66,875
１８	182,554	88,993	93,561	67,886
１９	183,529	89,401	94,128	69,092
２０	184,718	89,942	94,776	70,414
２１	186,166	90,571	95,595	71,575
２２	186,953	90,925	96,028	72,537
２３	187,334	91,046	96,288	73,547
２４	187,108	90,905	96,203	74,092
２５	187,279	90,992	96,287	74,921
２６	187,166	90,855	96,311	75,771
２７	186,601	90,481	96,120	76,396
２８	186,370	90,324	96,046	77,122
２９	185,936	90,050	95,886	77,809
３０	185,890	90,017	95,873	78,823

第２節　行政機構

１　環境保全課事務分担

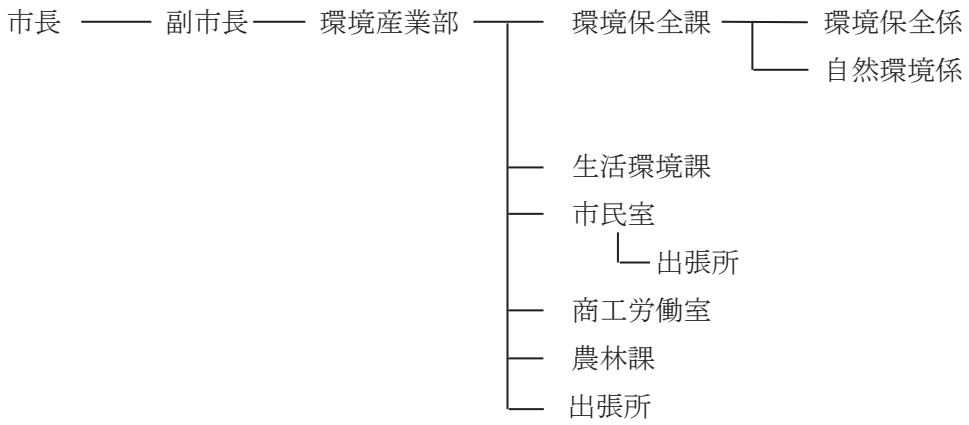

（平成 31 年４月１日現在）

・環境保全課

環境保全係

(1)　和泉市生活環境の保全等に関する条例に係る進行管理及び総合調整に関すること。

(2)　環境保全に係る企画、立案及び調整に関すること

(3)　環境マネジメントシステム及び新エネルギーに関すること。

(4)　水質汚濁に関すること。

(5)　大気汚染に関すること。

(6)　ダイオキシン類に関すること。

(7)　騒音及び振動に関すること。

(8)　土壌汚染に関すること。

(9)　悪臭に関すること。

(10)　地盤沈下に関すること。

(11)　電波障害に関すること。

(12)　岩石採取に関すること。

(13)　産業廃棄物及び残土埋立て処分に関すること。

(14)　空き地の管理指導等に関すること。

(15)　墓地等の経営許可等に関すること。

(16)　生活排水対策に係る市民意識の啓発等に関すること。

(17)　前号に掲げるもののほか、生活排水対策に係る総合的な調整に関すること。

自然環境係

(1)　和泉市環境基本条例に係る進行管理及び総合調整に関すること。

(2)　自然環境に係る現状把握及び調査研究に関すること。

(3)　自然環境に係る企画、立案及び総合調整に関すること。

(4)　自然環境に係る市民意識の啓発及び市民団体の育成に関すること。

(5)　鳥獣の飼養登録等に関すること。

(6)　前各号に掲げるもののほか、環境に関すること。

(7)　他の係の所掌に属しないこと。

２　審議会・協議会制度

(1)　和泉市環境審議会

市長の諮問に応じて良好な環境の確保に関する必要な事項を調査・審議する機関で、現在、市議会議員代表２名、学識経験者７名、公共団体等の代表９名、関係行政機関の職員１名、市民公募者４名で構成されています。

(2)　和泉市生活排水対策推進協議会

和泉市の生活排水対策を適切かつ円滑に推進するための機関で、現在学識経験者１名、公共団体等の代表７名で構成されています。

(3)　大津川水域水質保全対策協議会

大津川水系の水質の保全を図るため、岸和田市、泉大津市、和泉市、忠岡町の３市１町で、昭和 45 年に結成し、河川の水質調査、水生生物調査、河川の水質保全についての流域住民に対する広報・啓発活動などを実施しています。

第２章　環境問題の概要

第１節　背景

最近の環境問題は、自動車排ガスによる大気汚染、生活排水による河川の水質汚濁、騒音、廃棄物など都市生活型公害に見られる地域的規模のものに加え、酸性雨や地球温暖化、さらにオゾン層の破壊など地球的規模のものがあります。

2015年9月、ニューヨーク国連本部において開催された国連持続可能な開発サミットにて、複数の課題の統合的解決を目指す SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、環境政策を契機として世界的に経済、地域、国際などに関する諸問題に総合的に取り組むこととなりました。また、同年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）にて、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」を含むCOP決定が採択され、我が国においても2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減することを目標にあらゆる取組を進めているところです。

環境政策を取り巻く状況の変化の中、国においては、平成30年４月に四次計画を見直し、パートナーシップの下、環境・経済・社会の総合的向上の具体化を図り、経済社会システムライフスタイル、技術等あらゆる観点からイノベーションを創出するため、分野横断的な６つの重点戦略を設定した第五次環境基本計画を策定しました。

（１）持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
（２）国土のストックとしての価値の向上
（３）地域資源を活用した持続可能な地域づくり
（４）健康で心豊かな暮らしの実現
（５）持続可能性を支える技術の開発・普及
（６）国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

大阪府においては、平成６年に「大阪府環境基本条例および関連条例」を制定し、平成14年に「大阪21世紀の環境総合計画」を策定、さらに、平成22年に「大阪21世紀の新環境総合計画」を策定し、循環型社会をめざした環境都市づくりを推進しています。

本市においても、平成11年に「和泉市環境基本条例および生活環境の保全等に関する条例」の制定を行い、これに基づき、環境の保全に関する施策の総合的・計画的な推進のための「和泉市環境基本計画」を平成13年９月に策定、平成23年３月には「第２次和泉市環境基本計画」を策定し、さらに、平成28年３月には「第２次和泉市環境基本計画〈中間見直し版〉」を策定しました。現行の「第２次和泉市環境基本計画」は、その計画期間が令和３年３月末までとなっているため、現在、令和３年４月の施行に向けて、第３次和泉市環境基本計画の策定作業を進めているところです。

また、本市では、平成 11 年４月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本市職員が地球温暖化防止対策に向けて、日常業務を通じて環境に配慮した取り組みを実行していくため、本庁舎において ISO 14001 の認証を平成 13 年 11 月 14 日に取得するとともに、「和泉市地球温暖化対策実行計画」を平成 14 年３月に策定しました。和泉市地球温暖化対策実行計画は過去３度改訂しており、現在は平成 31 年３月に策定した「第４次和泉市地球温暖化対策実行計画＜事務事業編＞」に基づき、庁内の省エネや省資源化、廃棄物の減量化などの取組を進めているところです。

さらに、市域における温室効果ガスの削減のための具体的な目標、市民や事業者等各主体の取組項目・推進体制等を定めた地球温暖化対策地域推進計画」を、平成 22 年３月に「策定しており、引き続き持続的な低炭素社会の構築を目指して取組を進めております。

今後は、急激な気候変動に適応した施策の検討・展開するなど、市民や事業者、民間団体や行政などのあらゆる主体が協働して、それぞれの立場で省資源・省エネルギー化やライフスタイルを見直すなど、環境保全活動をさらに推進していくこととしています。

第２節　環境汚染の状況

■大阪府域の状況

大阪府域全般の環境の状況は、大気汚染では二酸化硫黄や一酸化炭素については環境保全目標を大きく下回る水準で推移しており、二酸化窒素や浮遊粒子状物質では、おおむね環境保全目標を達成しており近年緩やかな改善傾向で推移しております。微小粒子状物質（PM2.5）においては、本格的に測定を始めた 2011 年度以降緩やかな改善傾向にあります。

平成 30 年度において、長期的評価による環境基準（環境保全目標）の達成状況は、二酸化硫黄及び一酸化炭素が全測定局（有効測定局）で 100％達成でした。

また、二酸化窒素は、一般環境局及び自動車排ガス局ともに 100％達成でしたが、光化学オキシダントは全測定局（有効測定局）で達成していませんでした。

河川の水質汚濁では、生活環境項目の代表的な汚濁指標である BOD（生物化学的酸素要求量）をみると、近年概ね横ばい傾向で推移しています。

■本市の状況

本市の環境の状況は、大阪府下では比較的良好な環境と考えられ、大気汚染のうち光化学オキシダントは環境基準を達成していませんが、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）と二酸化窒素は達成しています。

河川水質の BOD については、本市域の調査地点のうち上流域では基準の達成率が高いものの、中下流域においては同基準の達成率が低くなっています。

道路騒音については、環境基準の達成率は概ね横ばいの傾向にあります。

なお、本市における項目ごとの環境の概況は、次のようになっています。

１　大気環境

本市の大気汚染の概況は、気象条件の影響をうけやすい光化学オキシダントが環境基準を達成していませんが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）については、環境基準を達成しています。

市域における二酸化窒素の濃度分布は、自動車交通量や人家の多い北部で濃度が高く、自動車交通量が少なく、緑が多い南部で低くなっています。

経年変化では、光化学オキシダント、二酸化窒素，浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）ともに概ね横ばいで推移しています。

２　水 環 境

公共河川の 11 地点において、水質調査を実施しています。本市の河川水質の概況は、健康項目については、全地点で、環境基準を達成しています。

また、生活環境項目のうち、代表的な項目の BOD については、上流域では基準の達成率が高いものの、中・下流域においては同基準の達成率が低くなっています。BOD の年平均値の推移をみると、近年は概ね横ばい傾向になっています。

３　騒音・振動

騒音振動公害は感覚公害であり、日常生活に直接影響するため苦情が発生しやすく、平成 30 年度の公害苦情の発生件数は 22 件で、その内、騒音が 12 件、振動が 0 件の計 12 件でした。また、全公害苦情件数の約 55％を占めております。

道路騒音は、道路に面する地域（道路端）での環境基準への適合率は昼間、夜間ともに約 86％でした。また、背後地での適合率は昼間、夜間ともに 100％でした。

４　悪　　臭

悪臭は人に不快感や嫌悪感を与える代表的な感覚公害です。そのため、市民の住環境整備を希求するなかにあって、悪臭は極めて身近な公害事象といえます。

平成 30 年度の公害苦情発生件数 22 件の内、悪臭は 5 件で、全公害苦情件数の約 23%を占めております。

第２部　環境の状況

第１章　大気環境

第１節　大気汚染の現状

大気汚染は、工場や事業場などの固定発生源や自動車などの移動発生源から排出される窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、炭化水素及び一酸化炭素などにより引き起こされます。平成 30 年度における本市の大気汚染は、気象条件の影響を受けやすい光化学オキシダントは環境基準を達成していませんが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）については環境基準を達成しています。

なお、大気汚染の濃度は、近年横ばいの状況で推移しています。

１　大気汚染に係る環境基準

平成５年 11 月 19 日に「環境基本法」が制定され、第 16 条で人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準(従来の公害対策基本法でも定められていた）を定めています。

大気汚染については、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)、一酸化炭素及び光化学オキシダントについて定められています。

２　大気汚染測定結果

本市における大気汚染の常時監視測定は、大阪府の一般環境測定局である緑ケ丘小学校で行っています。

また、簡易的な方法により、市内の二酸化窒素濃度の測定を定点で年２回行っています。

表－４　大気汚染常時測定局

一般環境測定局	所管	測　定　項　目
緑ケ丘小学校	大阪府	二酸化窒素・一酸化窒素・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質・風向・風速・光化学オキシダント

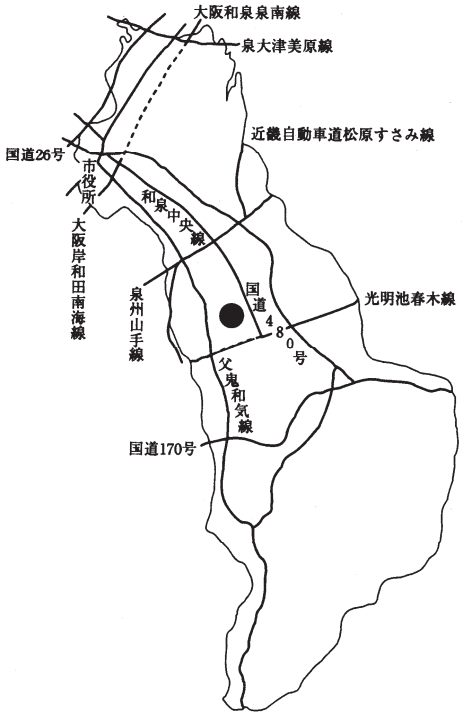

図－２

(1) 窒素酸化物

窒素酸化物は、その大部分が“物の燃焼”に伴って発生するものであり、排出時はそのほとんどが一酸化窒素として発生し、これが大気中の酸素やオゾンによって徐々に酸化され、二酸化窒素に変化します。これら窒素酸化物の主な発生源としては、自動車や工場・事業場のボイラーなどの各種燃焼施設があげられます。

工場・事業場からの排出については、法律による規制の強化などにより、かなり抑制されてきましたが、一方で自動車交通量の増加による排気ガスの影響が近年、問題になってきています。

① 一酸化窒素・二酸化窒素

大気汚染常時監視測定局である緑ケ丘小学校の平成 30 年度の測定結果は、昨年度とほぼ同程度で、一酸化窒素 0.001 ppm（年平均値）、二酸化窒素 0.007ppm（年平均値）でした。

また、二酸化窒素の環境基準と比較する際の値である「日平均値の年間 98%値」は 0.015ppm であり、環境基準である 0.04ppm 以下を達成しています。

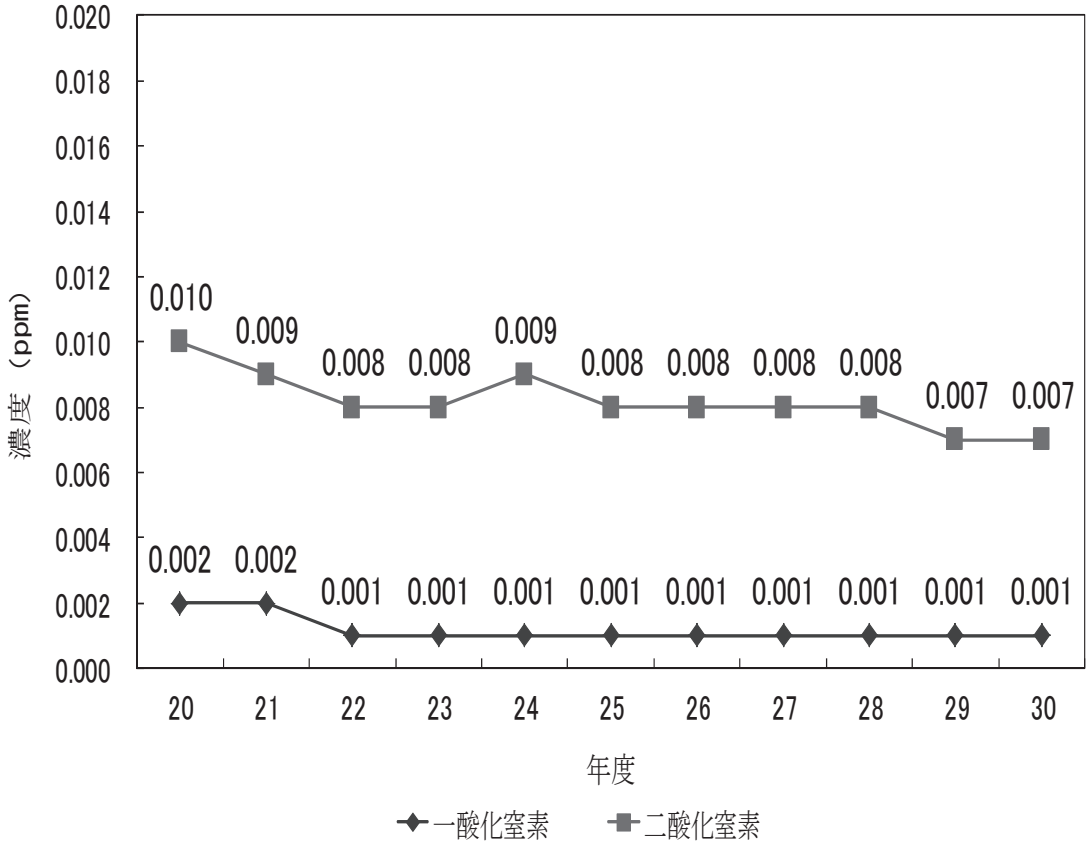

図-3 大気汚染物質経年変化（一酸化窒素・二酸化窒素）

② 簡易法による二酸化窒素濃度測定

本市では、昭和 61 年度より簡易測定法であるＴＥＡ法（トリエタノールアミンろ紙法）により、市内十数地点で大気中の二酸化窒素濃度の測定を行っています。平成 29 年度は、16 地点で、夏及び冬に測定し、平成 30 年度は、同じく 16 地点で、春及び秋に測定を行いました。

市内における二酸化窒素の濃度分布としては、自動車交通量や人家が多く、かつ緑の少ない北部では濃度が高く、一方、自動車交通量や人家が少なく、かつ緑の多い南部では濃度が低くなっています。

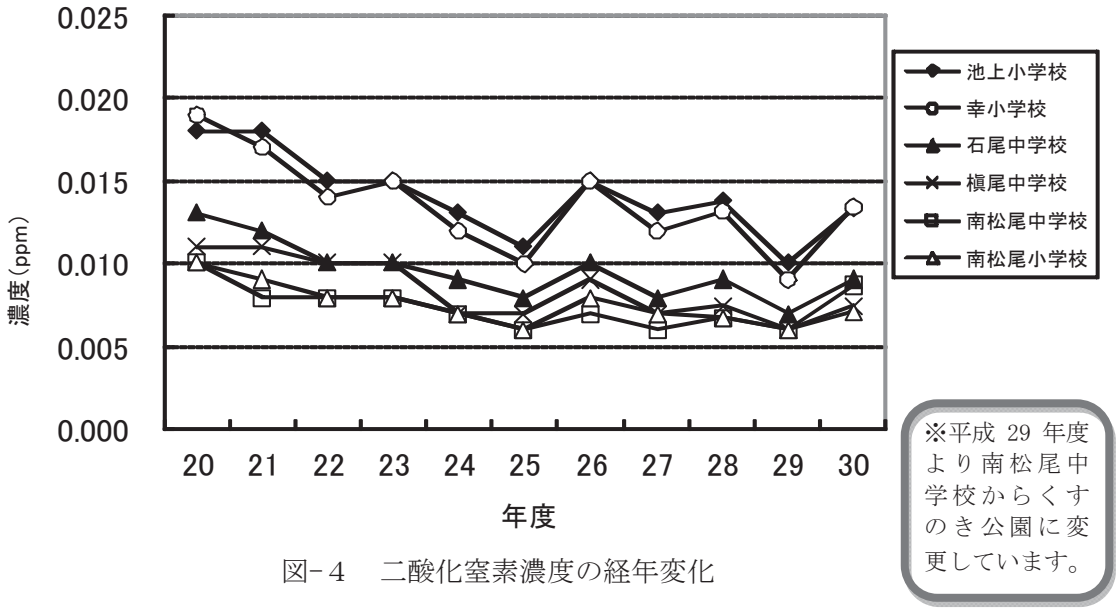

図−４　二酸化窒素濃度の経年変化

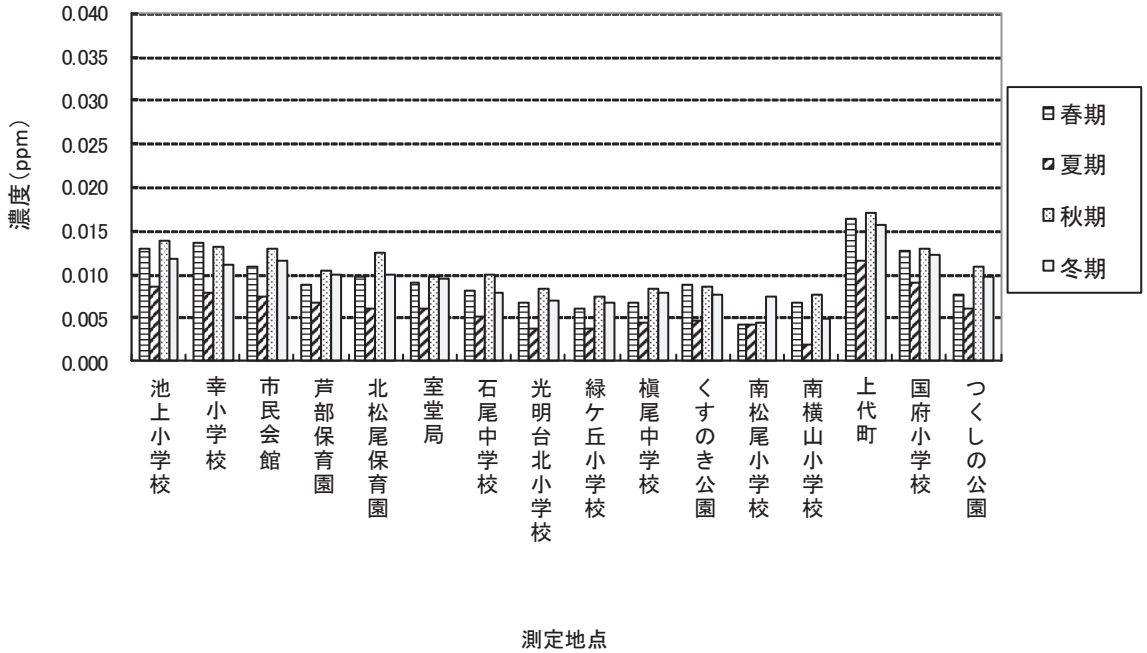

図−５　二酸化窒素濃度四季別比較

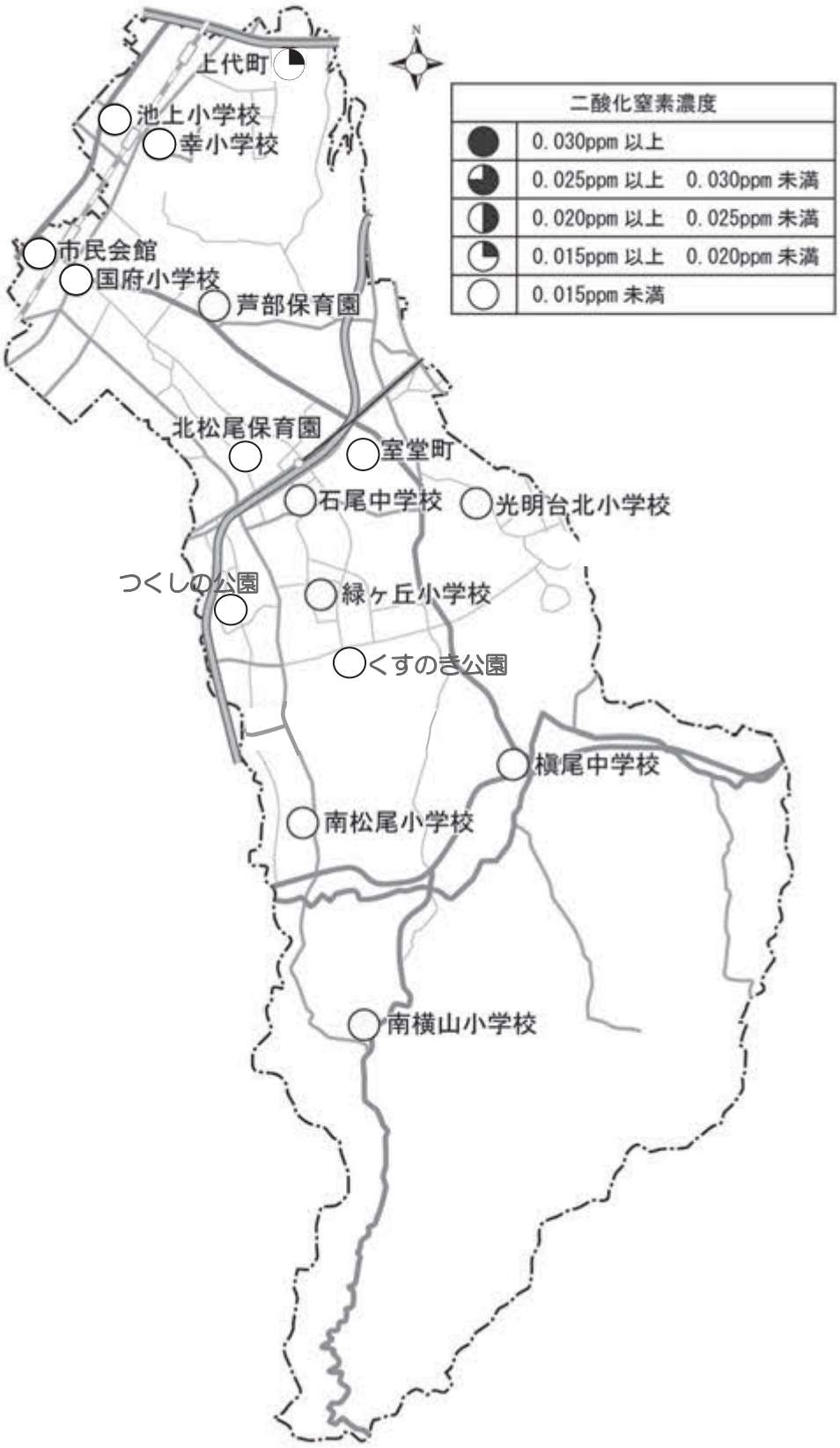

図－６　二酸化窒素濃度分布図（平成 29・30 年度）

(2) 浮遊粒子状物質

大気中に存在する浮遊粉じん等は、工場・事業場や交通機関等からの人為的な原因によって発生するものの他、砂塵の舞い上がりや火山活動等の自然的な原因によって発生するものがあります。

粗大な粒子は、発生源の近くで比較的速やかに地表に落ちて、「降下ばいじん」となりますが、それ以外の粉じん・ばいじんは、大気中に浮遊して、一般に「浮遊粉じん」といわれるものになります。

浮遊粉じんは、固体や液体（硫酸ミスト等）の状態の粒子状物質であり、粒子が小さいものほど落ちてくる速度が遅く、人体への影響も大きいことから、粒径 10 ミクロン以下の粒子について「浮遊粒子状物質」として、環境基準が設定されています。

平成 30 年度における緑ケ丘小学校の浮遊粒子状物質の測定結果は、年平均値で 0.016 mg/m^3 でした。また、環境基準の長期的評価による日平均値が 0.1 mg/m^3 を越えた日数は 0 日で、基準を達成できました。

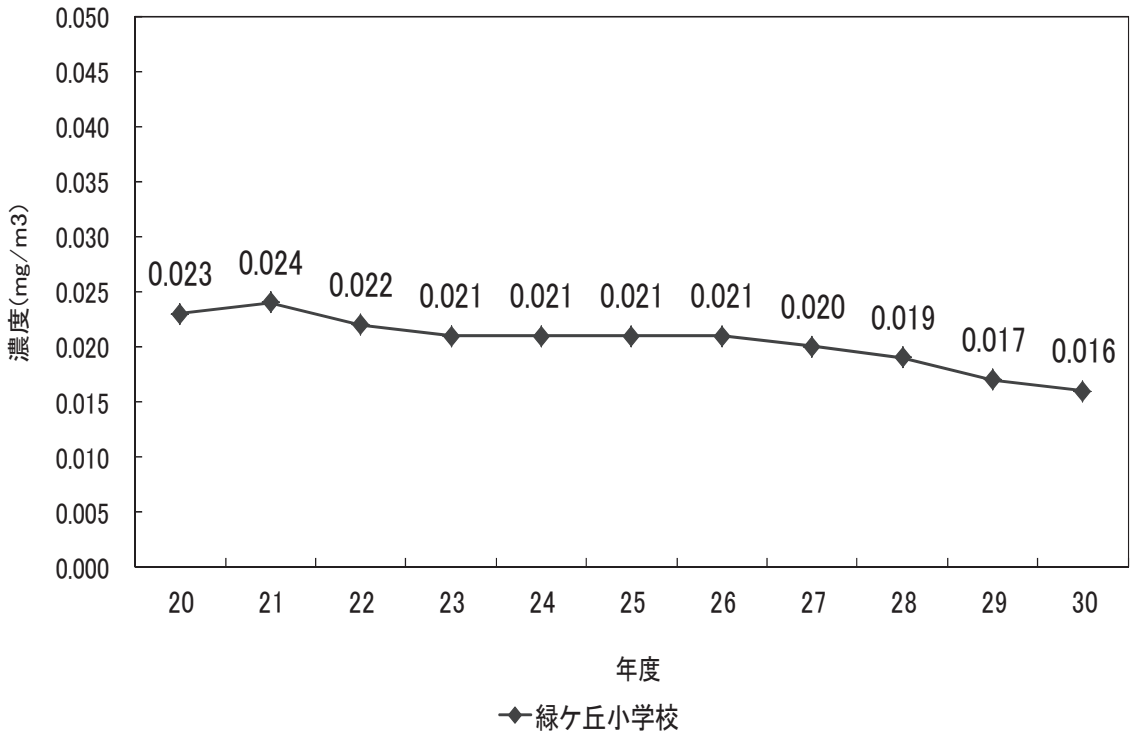

図-7　浮遊粒子状物質濃度経年変化

(3) 微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質（PM2.5）は、直径が 2.5μｍ以下の微小な粒子のことをいい、大気汚染の原因物質として環境基準がすでに設定されている浮遊粒子状物質よりも粒径が小さい粒子ため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系などの人体への影響が心配されています。

平成 30 年度では、緑ケ丘小学校において、環境基準を達成していました。

表－５　微小粒子状物質調査結果

測定項目	測定局	年平均値 （μg/㎥）	環境基準 超過日数	日平均値の 年間 98%値
平成 30 年度 微小粒子状物質	緑ケ丘小学校	12.3	2	30.0

環境基準：1 年平均値 15μg/㎥以下かつ、1 日平均値 35μg/㎥以下

注意喚起のための暫定的な指針値：1 日平均値 70μg/㎥超

(4) 光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、大気中の窒素酸化物と炭化水素類が強い紫外線によって光化学反応を起こした結果、生成される酸化性物質の総称で、オゾンやＰＡＮ（ペルオキシアシルナイトレート）などが主な物質です。これらの物質の生成は、日照時間や気温等といった気象条件に大きく影響されるため、年度により濃度が著しく変動します。

光化学オキシダントに係る環境基準は、６時から 20 時までの 15 個の１時間値について評価を行うこととされています。

平成 30 年度では、緑ケ丘小学校において、昼間の１時間値が 0.06 ppm を超えた日数は 128 日で、環境基準を達成していませんでした。

(5) 酸性雨

雨水の酸性化は、大気に放出された窒素酸化物や硫黄酸化物が大気中で酸化されて硝酸や硫酸となり、さらにそれらが雨水に溶け込むことによって起こります。つまり、雨水による浄化の結果が、雨水の酸性化を引き起こしてしまいます。

一般的に、大気中の二酸化炭素が水に溶け込むと、ｐＨ（水素イオン濃度）が 5.6 となるので、ｐＨがこの値以下の雨のことを、酸性雨と呼んでいます。

酸性雨が降ると、湖沼が酸性化され魚類等が住めなくなったり、また樹木が枯れてしまったり、さらには、建築物や石像が侵食される等の被害が出ると考えられています。

第２節　大気環境の防止対策

１　工場等に対する規制

法による規制については、昭和 43 年６月 10 日に「大気汚染防止法」が制定され、大気汚染物質の排出の規制と、自動車排出ガスに係る許容限度が定められました。現在は、全国一律の規制基準が導入され、規制対象物質も拡大されています。

また、工場・事業場が集中している地域には、硫黄酸化物、窒素酸化物の総量規制基準を適用し、その他の工場には燃料使用基準を適用しています。なお、本市は窒素酸化物については、総量規制の指定地域外となっています。

条例等による規制については、平成６年 11 月１日施行の「大阪府生活環境の保全等に関する条例」で、ばい煙、ばいじん、有害物質、炭化水素類、特定粉じん、一般粉じんの届出施設と排出基準等を設定しています。

また、窒素酸化物については、「固定発生源窒素酸化物総量削減指導要綱」及び「固定型内燃機関等に係る窒素酸化物削減指導要綱」等に基づき指導を行っています。

さらに、「和泉市生活環境の保全等に関する条例」では、工場等の設置者に対して特定施設や規則で定める施設の設置・変更を行う場合、あらかじめ市長と協議することを義務づけています。

２　自動車排出ガスに対する規制

自動車排出ガスによる大気汚染を防止するために、自動車から排出される一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質についての規制が実施されています。

自動車排出ガスの規制は、昭和 41 年９月のガソリン車の一酸化炭素排出規制にはじまり、昭和 43 年６月に大気汚染防止法において許容限度が定められて以来、現在に至るまで、規制が強化されてきました。

しかし、大都市地域においては、これら自動車ごとの規制の強化にもかかわらず、自動車の保有台数・走行距離の増加やディーゼル化の進展等により、自動車排出ガスによる窒素酸化物に係る大気汚染は改善の傾向は見られず、現行の対策のみを前提とすれば、環境基準の達成は、困難な状況となっています。

こうしたことから、これらの地域において「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」が平成４年６月３日に公布されました。大阪府では、これを受け、「自動車排出窒素酸化物総量削減計画」を平成５年 11 月に策定しました。この計画には、自動車排出ガス規制の強化、排出量の少ない車種への代替や電気自動車及びメタノール車等の低公害車への代替等諸施策が盛り込まれています。

３　環境監視

大阪府は、府域の大気汚染状況を常時監視により把握しており、本市域での監視局は緑ケ丘小学校区におかれています。

この他、市内における二酸化窒素濃度の分布と経年的な変化を把握するため、ＴＥＡ法（トリエタノールアミンろ紙法）により、定期的環境調査を実施しています。

第３節　悪臭

１　悪臭の現状と対策

私たちが日常生活をする上で、“鼻をつく臭い”を感じるときがあります。「悪臭」とは、人間の嗅覚をとおして感じるもので、自分自身では「これは悪臭ではないか？」と感じても、他人には全く感じないという場合もあり、その時の気持ちや環境で感じ方が左右されます。したがって、「悪臭」とは「不特定多数の人々の嗅覚によって、人に嫌悪感を与えるガス状物質」と定義されています。

悪臭による被害は、「せきが出る」「正常な判断が妨げられる」「心情不安定」「食欲不振」「頭痛」「吐き気」等があげられます。また、大阪府では悪臭に関して、環境保全目標で「大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度であること」としています。

悪臭防止法では、悪臭の原因となる物質のうち 22 物質を指定しており、工場・事業場からの排出を防止するため、規制地域の指定（大阪府は全域）及び規制基準が設定されています。また、排出水に含まれる悪臭物質についても、硫化水素等４物質について規制基準が設定されています。

本市では、悪臭問題のほとんどが苦情の形態で現れています。平成 30 年度の悪臭の苦情受付件数は 5 件で、全苦情受付件数の約 23％でした。

表－６　悪臭物質の規制基準

１．敷地境界線での基準

悪臭物質（22項目）	規制基準値(ppm)	においの種類
アンモニア	1	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002	腐った玉ねぎのようなにおい
硫化水素	0.02	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	0.005	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	刺激的な青ぐさいにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレルアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	0.9	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	3	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	10	ガソリンのようなにおい
スチレン	0.4	都市ガスのようなにおい
キシレン	1	ガソリンのようなにおい
プロピオン酸	0.03	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.001	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	むれた靴下のようなにおい
イソ吉草酸	0.001	むれた靴下のようなにおい

※　悪臭物質のうち、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの13物質については、排出口における規制基準が設定されています。

２．排出水中の基準

排出水量（m^3／秒）／物質明（４項目）	Q≦0.001	0.001＜Q≦0.1	0.1＜Q
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002
硫化水素	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03

（注）　(1)　Q：当該事業場の排出水量
　　(2)　有効数字は１桁
　　(3)　濃度の単位はmg／L

第４節　光化学スモッグ

１　光化学スモッグの現状

光化学スモッグは、気象状況に大きく影響され、気温が高く、日ざしの強い微風時に発生しやすく、特に本市では和泉山脈がかすんで見えるとき、あるいは、全くみえないときに発生することが多いです。

症状としては、「目がチカチカする」「のどがいがらっぽい」等、目やのどの刺激が大部分です。この他、頭痛やはきけ、さらには息苦しいといった症状が出ることもあります。

平成 30 年度の本市を含む堺市及びその周辺地域における光化学スモッグ予報等の発令状況は、予報 7 回、注意報 4 回（前年度予報 1 回、注意報 1 回）でした。また、本市の光化学スモッグによる被害の訴えはありませんでした。

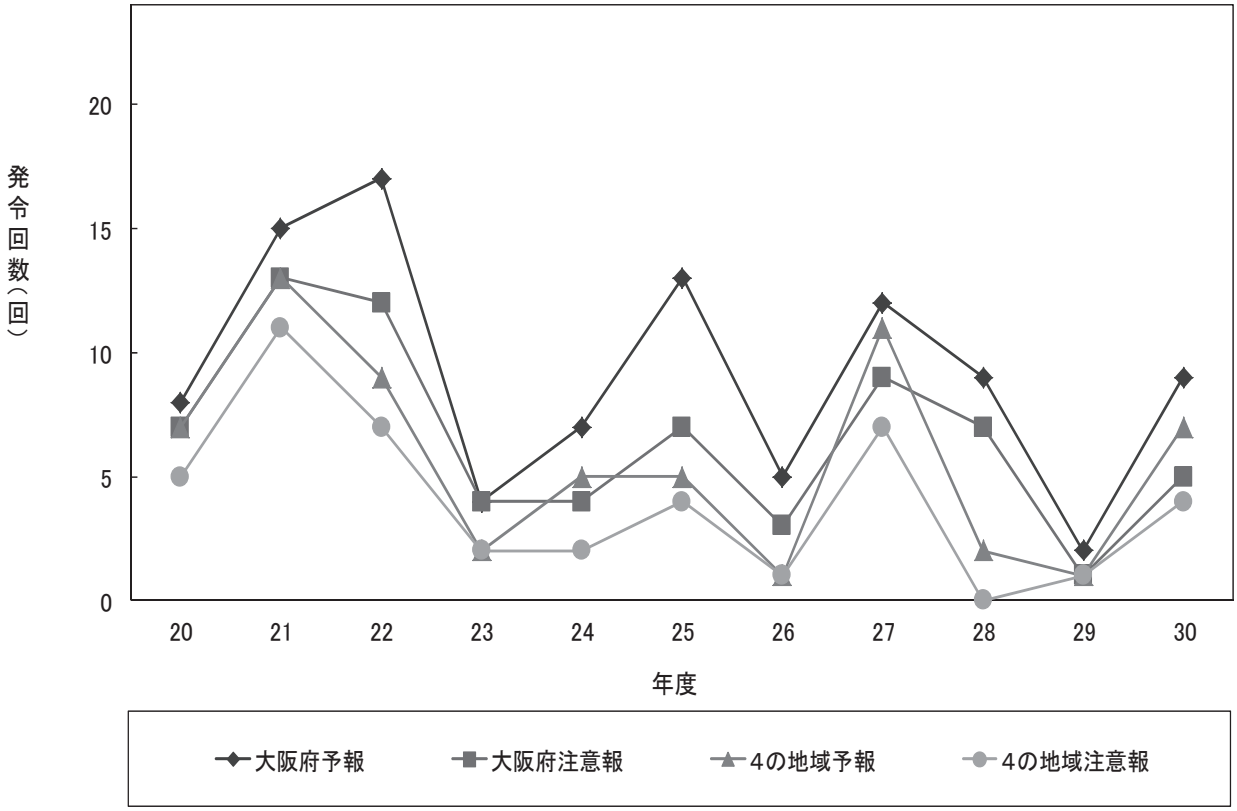

図－８　光化学スモッグ発令推移

（注）４の地域とは、「堺市及びその周辺地域」のことで、和泉市、堺市、泉大津市、高石市、忠岡町、松原市、藤井寺市、羽曳野市が含まれます。

2　光化学スモッグの対策

光化学スモッグが発令されると、関係機関に連絡するとともに、市役所、市内小・中学校、幼稚園、保育園、消防署などに旗（予報は緑、注意報は黄、警報はだいだい、重大緊急警報はエンジ色）や標識板を掲示して市民への周知を図り、被害の防止に努めています。また、自動車使用の自粛協力の呼びかけを行っています。

・光化学スモッグの通報連絡体制

光化学スモッグが上記の発令基準により発令されたとき、市域の人に、次の連絡体制により知らせます。

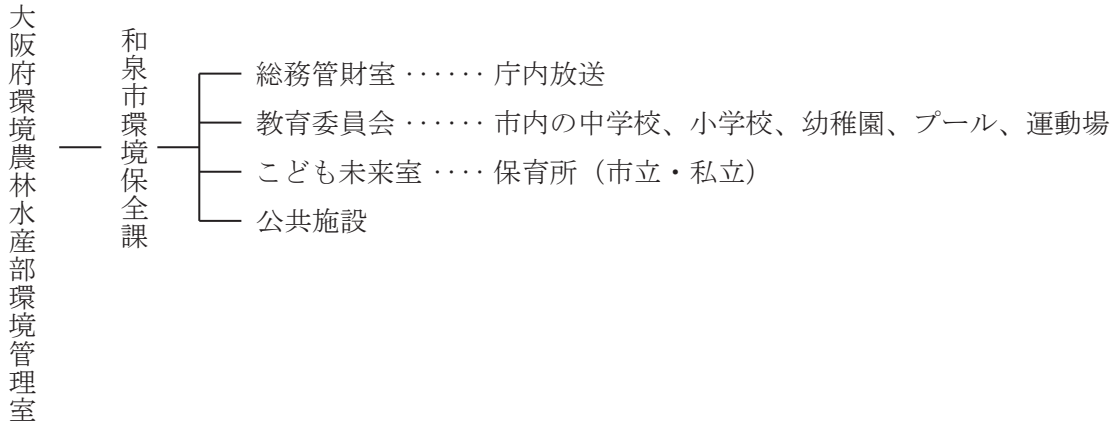

表－７　予報等の発令時における周知事項

区分	周　　知　　事　　項
予報	１．　注意報に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意すること。 ２．　屋外での特に過激な運動はさけること。 ３．　目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。
注意報	１．　屋外になるべく出ないこと。 ２．　学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外の運動を避け屋内に入ること。 ３．　目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。
警報	１．　屋外になるべく出ないこと。 ２．　学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。 ３．　目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。
重大緊急警報	１．　屋外に出ないこと。 ２．　各学校、幼稚園、保育所などにおいては警報と同じ措置をとっていることの再認識を行うこと。 ３．　目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。

第２章　水　環　境

第１節　水環境の現状

本市を流れる主な河川は、槇尾川、松尾川、父鬼川及び東槇尾川で、それぞれ和泉山脈を源流として市内をほぼ南北に縦断して流れています。

槇尾川は、上流にて父鬼川と東槇尾川が合流し、市内を流れ下流にて牛滝川と合流して大津川となり大阪湾へ注いでいます。一方、松尾川は、市内の西部を流れ下流にて牛滝川に合流しています。(図－9)

本市の河川水質の概況は、健康項目については、全地点で環境基準を達成していますが、生活環境項目のうち、代表的な項目の BOD（生物化学的酸素要求量）については、上・中流域では同基準が達成されており、下流域においては主として生活排水などの影響を受けて、次第に水質が悪化し、同基準の達成率が低くなっています。

このため、和泉市生活排水対策推進計画（平成 8 年 3 月策定・平成 24 年 3 月見直し、平成 30 年 8 月見直し）に基づいて、下水道整備などによる生活排水対策の推進や法令に基づく工場等の排水規制などにより水環境保全に努めています。

１　環 境 基 準

平成 5 年 11 月 19 日に「環境基本法」が制定され、第 16 条で人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準（環境基準）を定めています。

人の健康の保護に関する環境基準項目（健康項目）は、全公共用水域を対象に一律に設定されており、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境基準項目（生活環境項目）については、河川や水域類型ごとに設定されています。

また、大阪府は、環境基準項目に「特殊項目」を追加し、「環境保全目標値」を設定しています。

２　現　　状

(1)　河川水質調査結果

本市では、11 地点の河川水質継続監視点（大阪府 4 地点測定、和泉市 7 地点測定、東條橋を除く 10 地点が環境基準点）があります。

これらの各地点にて、健康項目、生活環境項目及び特殊項目について水質調査を実施しています。

本年度の調査結果では、健康項目については、全地点で環境基準を達成しています。

生活環境項目のうち溶存酸素量、浮遊物質量は全地点（上下水道部測定地点を除く）で、同基準を達成しています。

一方、大腸菌群数は、ほとんどの地点で基準未達成となっています。

また、BOD については、上流域では同基準の達成率が高いものの、中・下流域においては主として生活排水などの影響を受けて、次第に水質が悪化し、同基準の達成率が低くなっています。(表－8)

特殊項目については、全地点で環境保全目標値を達成しています。

なお、BOD の年平均値の推移をみると、近年は、若干増加傾向で推移しています。(図－10)

その他、主要河川に流入する支川等７地点にて健康項目等（有害物質項目等）32 項目について水質検査を実施し、その結果、有害物質は全地点で基準以下であり、BOD については、0.6～2.8 mg/Ｌとなっています。

表－8　BODに係る環境基準達成状況　（平成 30 年度）

河川名	調査地点	類型	BOD 基準値	平均値 (mg/L)	75%値 (mg/L)	m/n	評価	調査機関
父鬼川	父鬼浄水場取水口	A	2 mg/L 以下	0.4	0.5	0/8	○	和泉市（上下水道部浄水課）
	阿弥陀橋			0.7	0.7	0/4	○	和泉市（環境保全課）
	下　宮			0.9	0.8	0/7	○	和泉市（上下水道部浄水課）
	神田橋			1.4	1.5	0/12	○	大阪府
槇尾川	城前橋	B	3 mg/L 以下	1.6	1.6	0/4	○	和泉市（環境保全課）
	桑原大橋			1.3	1.1	0/4	○	和泉市（環境保全課）
	繁和橋			2.2	2.5	1/12	○	大阪府
松尾川	冬堂橋	B	3 mg/L 以下	2.2	2.1	1/4	○	和泉市（環境保全課）
	箕形橋			1.5	1.2	1/4	○	和泉市（環境保全課）
	新緑田橋			2.7	3.3	4/12	×	大阪府

＊n:総検体数　m:環境基準未達成の検体数

＊75%値:日間平均値の年間の75%値(データ数４の場合、小さい方から３番目の値)

＊評価:環境基準の達成状況(75%値で評価:年間を通じて日平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。)

＊類型:利水目的に応じ、水域を区切ってAA、A、B、C、D、Eの6つの類型を設けている。各公共水域に水域類型のあてはめを行うことにより当該水域の環境基準

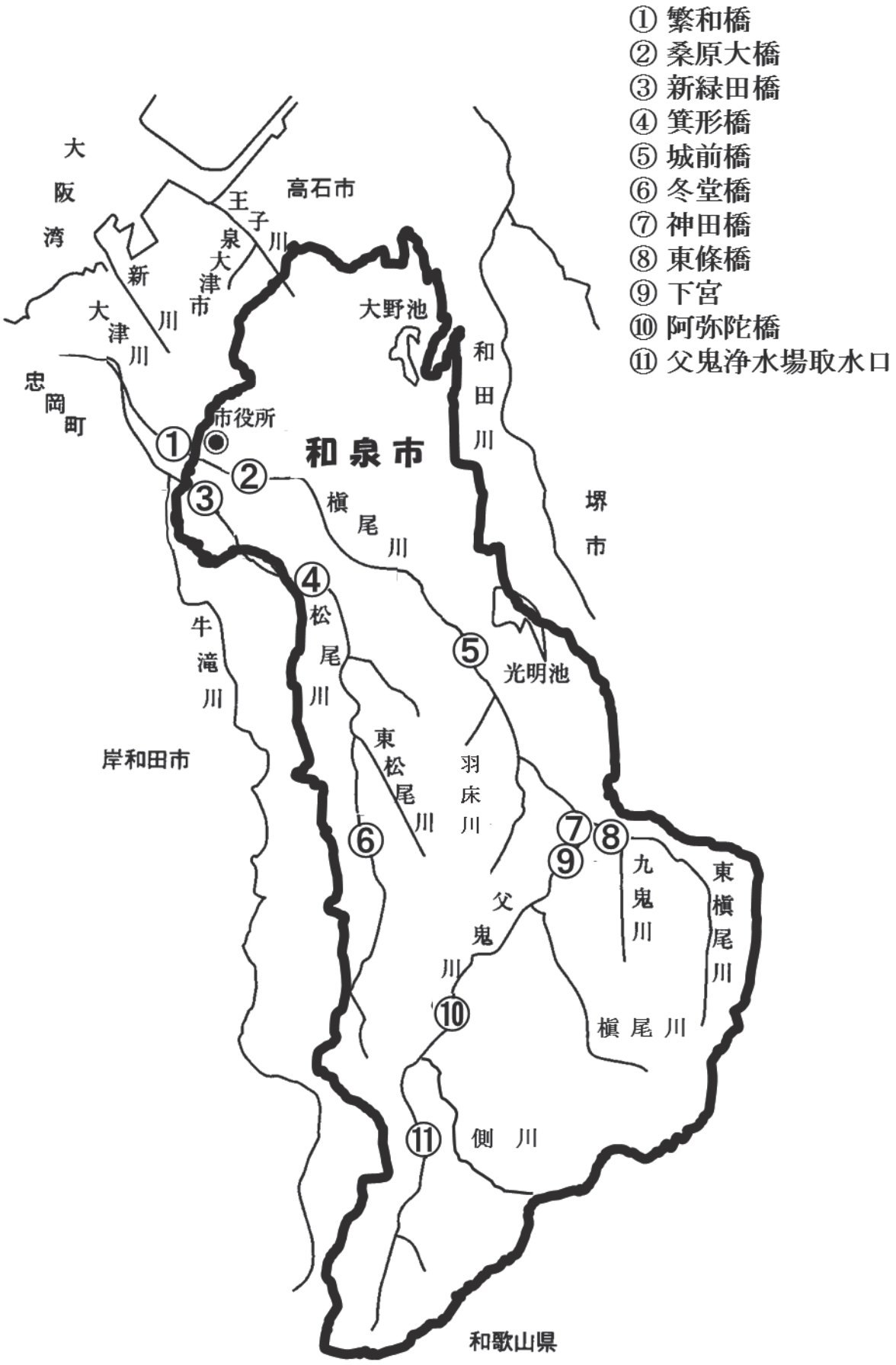

図−９　和泉市周辺のおもな河川と水質測定点

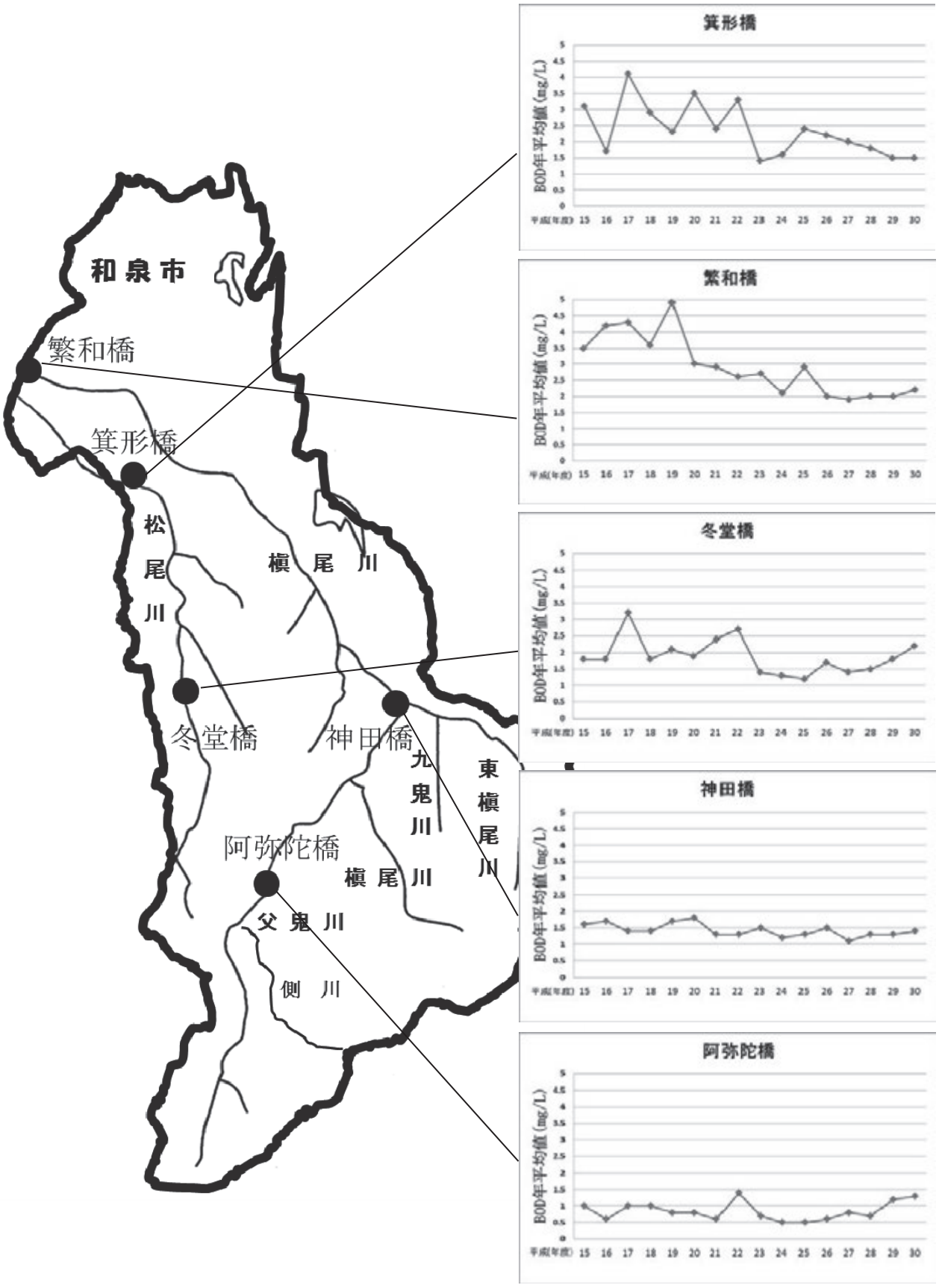

図－10　河川水質の年推移（BOD 年平均値の推移）

(2)　市街地水路等の水質調査結果

市街地などを流れる中小の水路は、旧来から主に農業用水路として利用されてきたもので、住宅開発などで生活排水が多く流れ込むことにより、水質が悪くなり、ドブ川化すると農業用水としての利用に支障が出たり、合流先の河川に対して大きな水質汚染源となったりします。

このため、比較的市街地を流れる水路（10 地点）において水質調査を実施し、状況把握をすると共に生活排水対策の基礎データとしています。

調査結果では、住宅からの生活排水の影響が顕著に表れており、COD（化学的酸素要求量）などの総合的な汚れの度合いを示す項目、窒素やリンなどの富栄養化を助長する項目、洗濯排水などの洗剤成分を示す項目などが河川水に比べて、高くなっています。（表－9、図－11、図－12）

平成 7 年度から平成 30 年度の BOD の調査結果（図－12）では、概ね市街地になるにつれ、水路の水質が悪くなる傾向になっています。また、比較的住宅が集中する北西部の地域では、汚染度の高い水路が多く、このため下流河川への水質悪化の大きな原因となっています。

表－9　市街地水路等の水質調査結果（平成 30 年度）

水質項目	単位	市街地水路等	最小値	最大値	市内河川水質	水路/河川
		平均値（A）			平均値（B）	比率（＝A/B）
BOD	mg/L	1.4	＜ 0.5	2.2	1.7	0.8
COD	mg/L	4.6	1.9	6.6	3.8	1.2
窒素	mg/L	1.5	0.31	2.8	1.3	1.2
りん	mg/L	0.15	0.018	0.39	0.069	2.2
陰イオン界面活性剤	mg/L	＜ 0.02	＜ 0.02	＜ 0.02	0.02	1

※市内河川水質：市内河川水質調査地点（新緑田橋・繁和橋・神田橋・冬堂橋・城前橋・箕形橋・阿弥陀橋・桑原大橋）の平均値

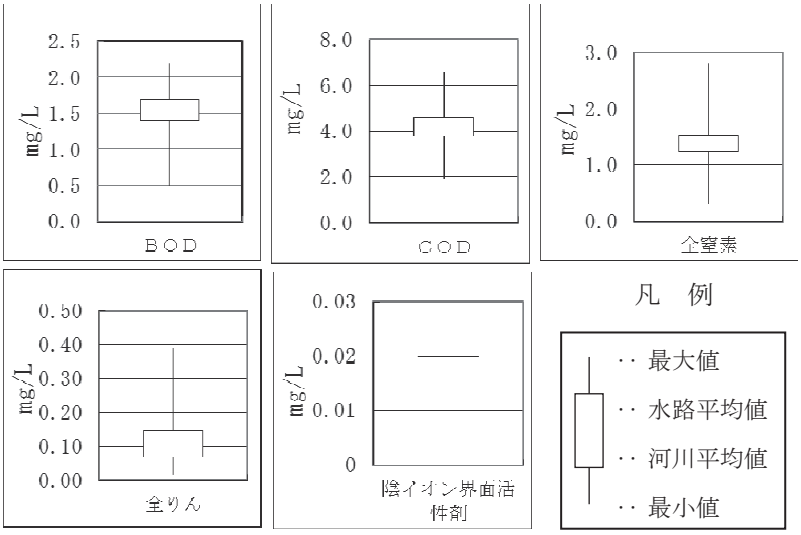

図-11　市街地水路等の水質調査結果（平成 30 年度）

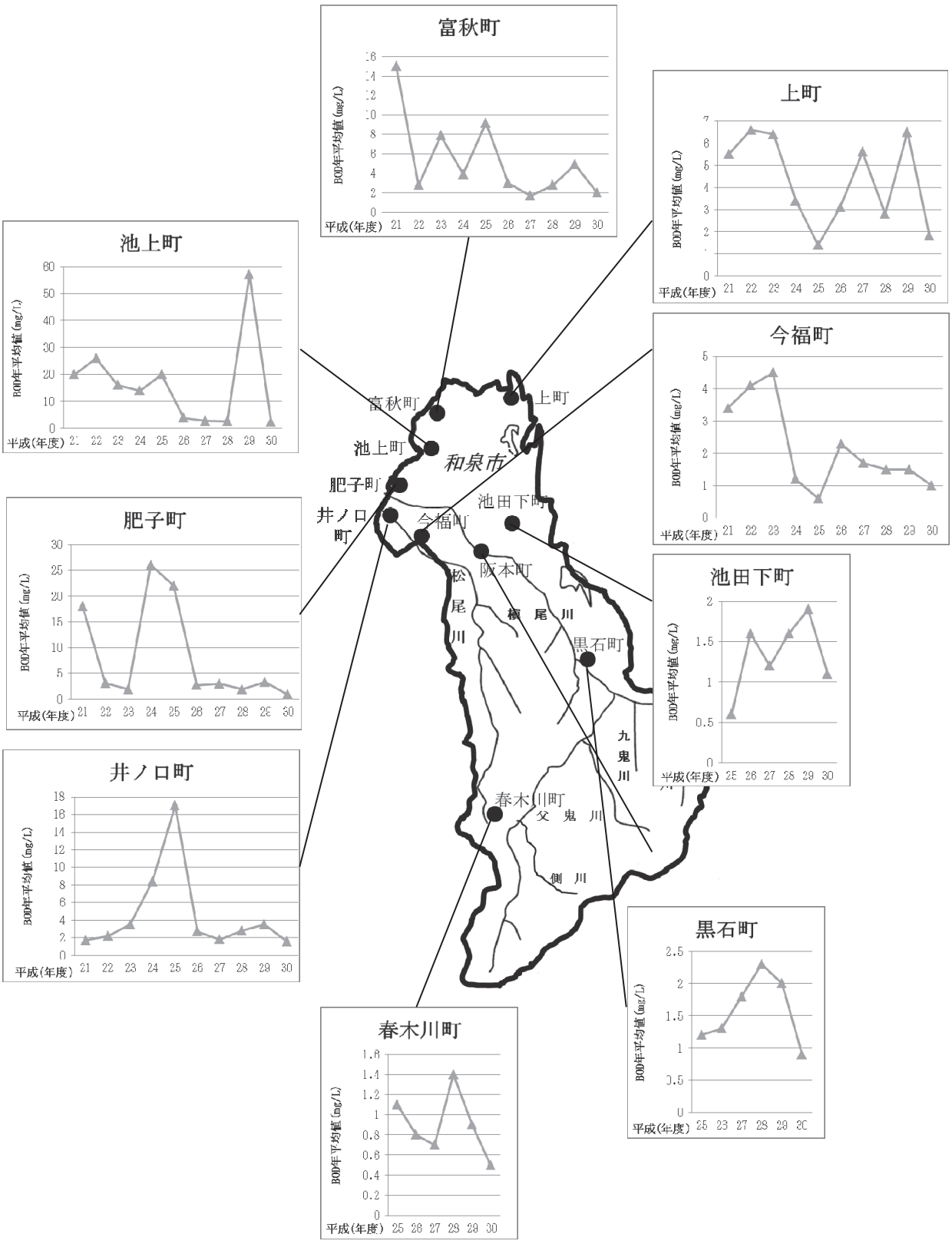

図-12　市街地水路等 10 地点の水質調査結果

(3)　河川生物調査結果

河川の水質監視方法のひとつとして、川底にすむ水生生物などを観察し、その地点の河川水質の「きれいさ」を判定する調査方法（水生生物調査による生物指標）が用いられています。

大津川水域水質保全対策協議会では、大津川水域において、水生生物調査を実施しており、その調査結果は、上流域では「きれいな水」、下流域では「ややきれいな水」という結果になっています。

(4)　水質汚濁負荷量

本市では、大津川水域（槇尾川・松尾川・牛滝川）へ流れ込むBODの汚濁負荷量を隔年ごとに調査しています。

調査の結果（平成30年3月末）、1日に1201.0 kgのBOD成分が大津川水域へと流れ込んでおり、そのうち生活系の負荷量が全体の70.3%を占め、このほとんどが規制のかからない一般家庭排水による負荷量となっています。

負荷量の減少要因の大部分が、生活排水対策によるもので、下水道の整備、合併処理浄化槽の設置、家庭での生活排水対策の実践などが、負荷量減少に大きく寄与しているものと考えられます。

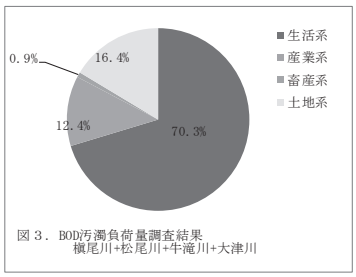

図３．BOD汚濁負荷量調査結果
槇尾川+松尾川+牛滝川+大津川

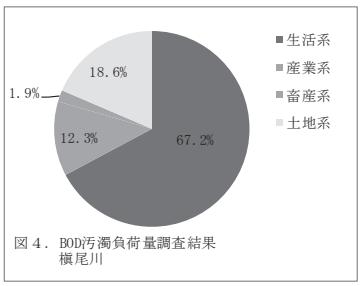

図４．BOD汚濁負荷量調査結果
槇尾川

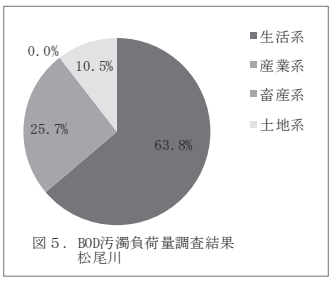

図５．BOD汚濁負荷量調査結果
松尾川

図－13　BOD汚濁負荷量調査結果

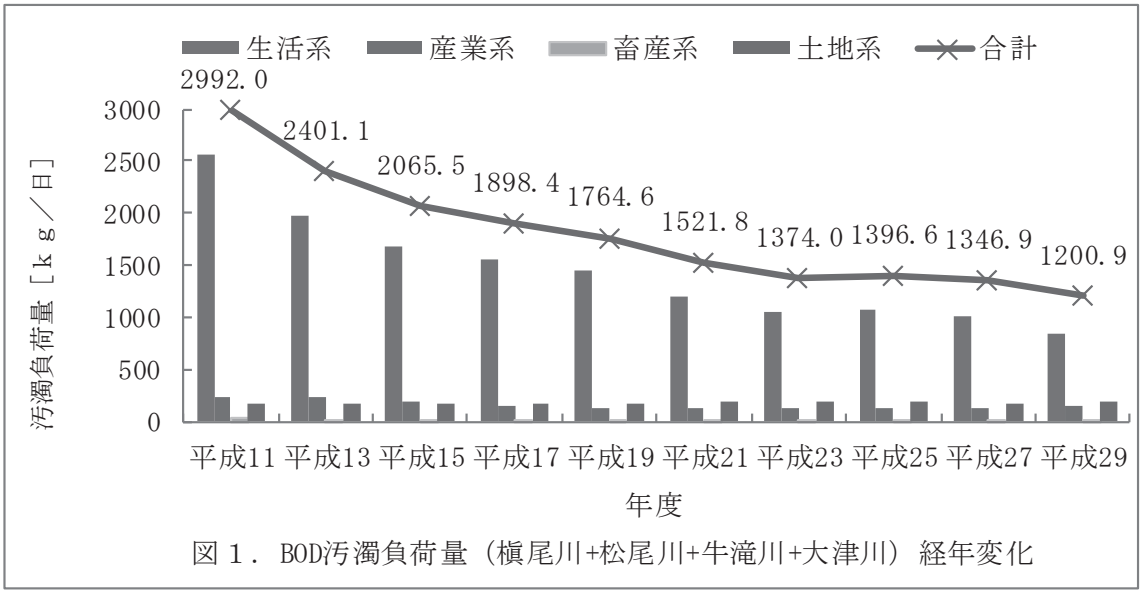

図１．BOD汚濁負荷量（槇尾川+松尾川+牛滝川+大津川）経年変化

図－14　BOD 汚濁負荷量（槇尾川＋松尾川＋牛滝川）経年変化

第２節　水環境保全対策

１　河川水質の監視

市内の河川水質を継続して監視している定点は、大阪府水質基準点が４地点、和泉市が７地点（環境保全課５地点、上下水道部浄水課２地点）の合計 11 地点あり、それぞれ健康項目、生活環境項目及び特殊項目についての水質調査を実施しています。

これらの定点の水質監視に加えて河川生物調査や支川等での水質調査を実施しています。

これらの調査を継続的に実施し、公共用水域における水質を把握すると共に、異常値等を確認した場合には、必要な追跡調査や原因調査等を行い、水環境の保全に努めています。

２　生活排水対策の推進

(1)　第 2 次和泉市生活排水対策推進計画～いずみの清流いきいきプラン～

私たちのまわりの水路や河川を流れている水の汚れる原因別の割合は、家庭の生活排水が最も大きく、全体の約 8 割を占め工場・事業所等の約 2 割弱に比べて圧倒的に高くなっています。このため河川など公共用水域の水質を改善するには、家庭からの生活排水による影響を低減することが必要です。

このことから、本市では平成８年３月に水質汚濁防止法に基づき「和泉市生活排水対策推進計画」を策定し、その後、平成 24 年３月には公共用水域の水質に関する現状の把握や施策課題の抽出を行い、今後の推進方針をまとめた「第２次和泉市生活排水対策推進計画～いずみの清流いきいきプラン～」を策定しています。本推進計画は平成 30 年 8 月に中間見直しを行っております。（図－15）

この第 2 次和泉市生活排水対策推進計画に基づく事業推進のために、市民代表、学識経験者および関係機関で組織する「和泉市生活排水対策推進協議会」や生活排水対策実践活動等の地域リーダーである「和泉市生活排水対策指導員」などを母体として取り組みを進めています。

主要な推進事業として、公共下水道整備事業、和泉市浄化槽整備推進事業、合併処理浄化槽設置整備事業及び啓発事業を実施しています。

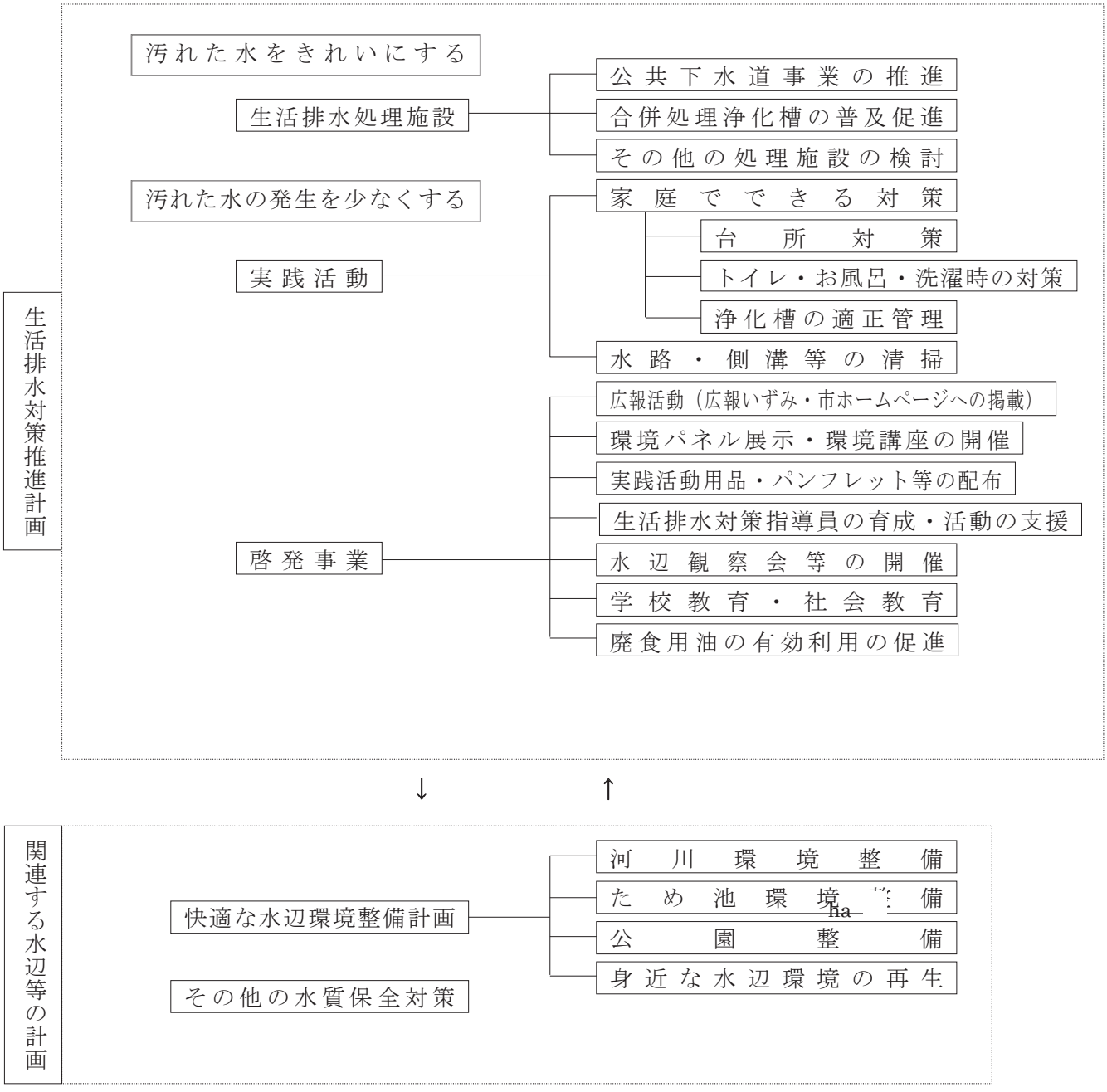

図－15　生活排水対策推進施策の体系

(2)　公共下水道整備事業

下水道は市民の生活環境の改善や低地での浸水対策に加えて公共用水域の水質改善とりわけ生活排水対策に大きな効果があります。

本市では、南大阪湾岸流域下水道の整備と整合しながら積極的に推進しています。

平成 30 年度末の整備状況は、下水道整備人口 164,439 人、下水道整備面積 2,214ha、普及率 88.5%となっています。(図－16、図－17)

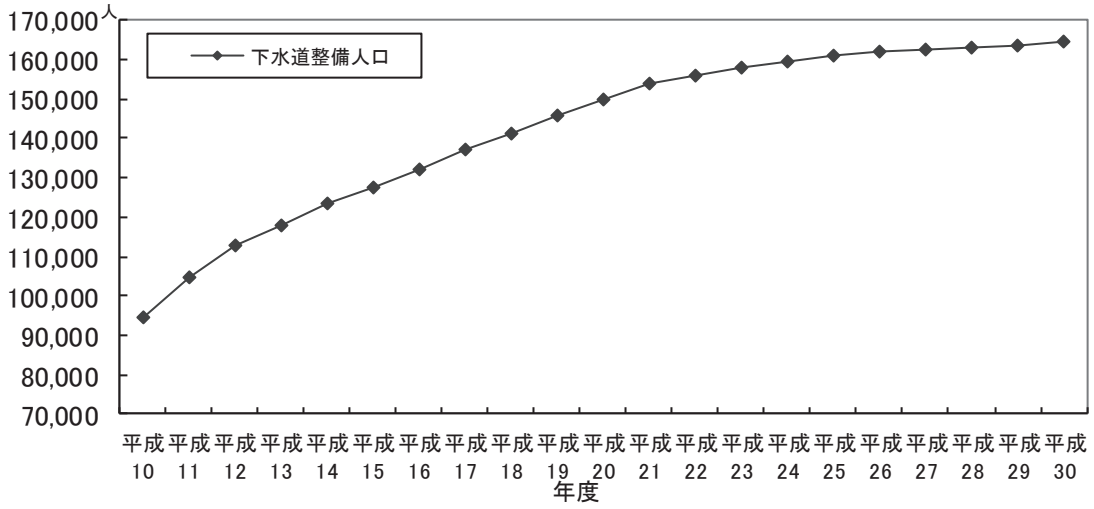

図－16　下水道整備人口

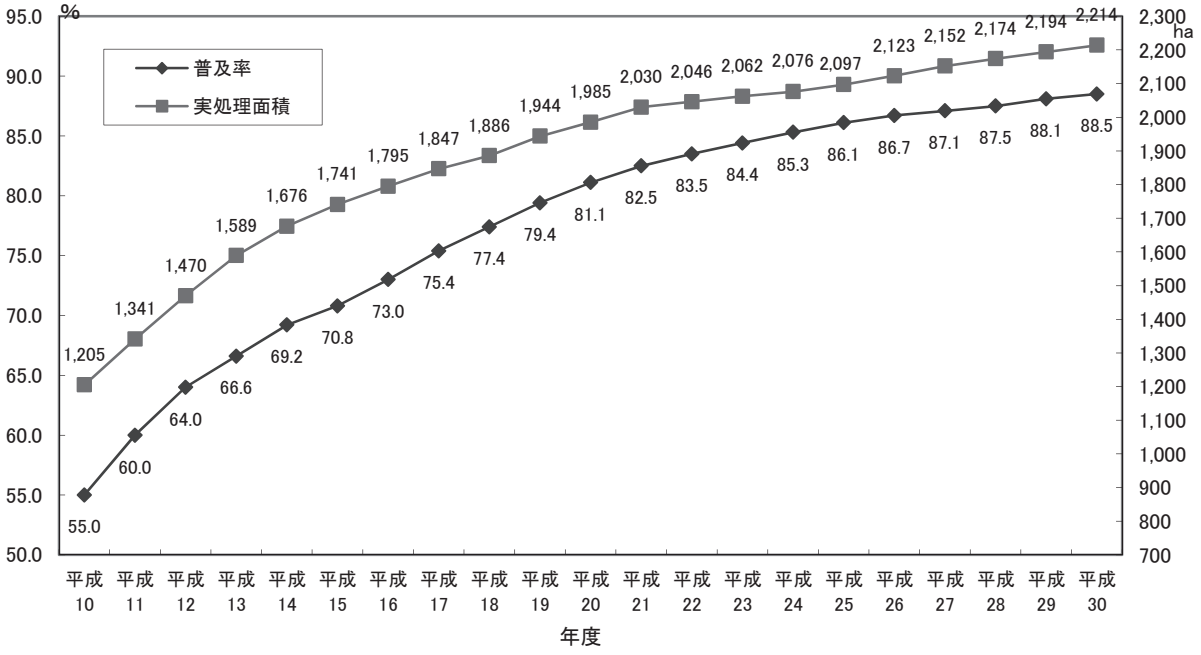

図－17　下水道整備面積，下水道普及率

(3)　合併処理浄化槽の普及促進

し尿に加えて生活雑排水（台所、風呂、洗濯など）を合わせて処理する合併処理浄化槽は、し尿のみを処理するだけの単独処理浄化槽に比べ、公共河川水質への影響度が小さく生活排水対策にすぐれた効果があります。

また、合併処理浄化槽では単独処理浄化槽に比べ、汚れの量を約 8 分の 1 にまで軽減することができます。

本市では、合併処理浄化槽設置整備事業（平成 4 年度から）および同維持管理費補助事業（平成 9 年度から）により、合併処理浄化槽の普及促進及び適正な維持管理の実施を推進しています。

平成 30 年度における設置補助基数は 5 基、維持管理費補助件数は 106 件でした。

①　和泉市合併処理浄化槽設置整備事業の補助制度

(a)　補助制度の目的及び経過

近年、公共用水域の汚れのほとんどが生活排水によるものです。

本市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止のため、平成４年６月１日より下水道の全体計画区域外の地域を対象に、住宅用の小型合併処理浄化槽に対する設置補助を実施しています。

また、平成 7 年 6 月に水質汚濁防止法による生活排水対策重点地域の指定を受けたことに伴い、平成 7 年 10 月 1 日より、公共下水道整備の事業計画区域外の市街化調整区域を補助対象区域としています。

(b)　補助対象の条件

＊住宅用に限る。

（ただし、店舗等併用住宅の場合は、住宅用部分の床面積が２分の１以上必要）

＊処理対象人員が 10 人槽以下の浄化槽に限る。

＊このほか、対象地域等市が定めている条件に適合する必要がある。

表－10　和泉市合併処理浄化槽設置整備事業の設置基数の推移

設置年度（平成）	設置人槽別設置基数				合計基数
	5人槽	6～7人槽	8～10人槽	11～20人槽	
4		5	3		8
5		1	6		7
6		5	5		10
7		9	12	3	24
8	4	15	26	2	47
9	3	20	47	2	72
10	9	31	16		56
11	5	23	13	2	43
12	8	29	8	1	46
13	6	34	5		45
14	15	31	3		49
15	12	35			47
16	9	21	4		34
17	12	30	1		43
18	16	23	2		41
19	10	26	3		39
20	6	31	4		41
21	16	30			46
22	8	23	5		36
23	3	27			30
24	15	16	2		33
25	4	9			13
26	7	5			12
27	3	7	2		12
28	4	1			5
29		3			3
30	1	3	1		5
合計	176	493	168	10	847

※H21に地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業で30人槽の浄化槽を1基設置しているが、住宅用でないため、上記表にはカウントしていない。

(4)　生活排水対策推進啓発事業

生活排水対策推進にかかる住民の意識を高めるため、広報啓発、指導員活動及び生活排水対策推進月間事業等を実施しています。

①　広報・啓発

広報いずみ・市ホームページへの啓発記事掲載、各種水質保全協議会活動による駅前街頭啓発などの啓発活動、イベント事業等での環境パネル展示や環境講座の実施および啓発用品・パンフレット等の配布を行います。

②　生活排水対策指導員活動

生活排水対策を推進するための地域リーダーとして、校区・婦人会等の推薦及び公募により生活排水対策指導員を設置し、台所での対策など家庭でできる生活排水対策について、地域の会合や集会での啓発ビデオ上映および啓発用品の配布など、地域に根ざした啓発活動を行っています。平成 30 年度末まで 18 名の指導員を委嘱しています。

③　生活排水対策推進月間

生活排水の河川への影響が特に冬期に大きくなることから、2 月を「生活排水対策推進月間」と定め、市内全域で生活排水対策の重要性のＰＲや各家庭における生活排水による負荷を抑える取り組み等、生活排水対策実践の徹底を促進しています。

④　水辺の自然観察会

水辺において水生生物や植物などの自然観察会を実施し、河川水質や自然の状態を知り、水辺環境や河川水質保全の重要性についての理解と認識を深めてもらうよう啓発しています。(P．58)

平成 29 年度は、7 月 29 日に一般市民等 83 名の参加を得て、父鬼川（大野町地内）の川原にて実施し、きれいな水域にすむ指標生物のサワガニやヘビトンボ類などの水生生物が観察されました。(平成 30 年度は台風接近のため中止)

3　工場・事業所排水対策

(1)　特定工場等の規制

水環境の保全を図るため、特定の工場等は法律や条例に基づいて様々な規制を受けています。瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び和泉市生活環境の保全等に関する条例には、特定施設や届出施設を設置・変更する場合には許可、届出及び事前協議などの手続きや排水基準を規定しています。

特定工場等では、規模により排出水中の有害物質項目や一般項目の水質基準、排出する汚濁物質(COD)の総量基準、窒素・りんの削減指導要綱の基準が適用されます。

その他、ゴルフ場や廃棄物処分場等にかかる水質汚染対策としては、大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱や環境保全協定などに基づき、排水の水質調査や立入調査・指導を実施しています。

(2)　立入調査・指導

法・条例の対象工場や事業場へ定期的に立入調査や排水の水質検査を実施し、特定施設や届出施設及び排水処理施設の適正稼働状況、排水基準の遵守状況などを点検・確認し、その状態に基づき必要な改善指導等を行っています。

4　大津川水域水質保全対策協議会

(1)　広域的・総合的水質保全事業

大津川は和泉山脈を源流に和泉市、岸和田市、忠岡町並びに泉大津市の３市１町を流れ下り大阪湾に流入する大阪府下最大の２級河川で、流域面積は 102.2 km^2、流路延長約は 68.0 km(うち２級河川指定区間流路延長 56.6 km)となっています。

この３市１町の水道と環境担当において昭和 45 年に組織され、連携して広域的・総合的な水質保全事業や記念誌の発行などを実施してきました。

(2)　事業活動内容

本年度は次の事業活動を実施しました。

(a)　調査事業

①　河川水質分析調査（水質の監視）

②　河川生物調査

(b)　啓発事業

①　河川パトロール

②　生活排水対策推進街頭啓発

③　水質保全啓発パネル展

(C)　その他

①　月例会議・幹事会・総会

②　研修

③　今後の活動方針等検討

第３節　地盤環境

１　現状と対策

地盤沈下、地下水汚染及び土壌汚染にかかる環境問題は、互いに関連するため総合的にとらえて「地盤環境問題」として保全を図る必要があります。

地盤沈下は、主として地下水を過剰に汲み上げることなどによって起こり、場合によっては家屋等の損壊や都市機能のマヒなどの被害が生じます。

また、地下水汚染や土壌汚染は、有害物質等が地下浸透し、水脈を汚染して地下水の利用が不可能となったり、土壌へ混入して農作物等の成育障害や食用不適などの被害が生じたりし、ひいては健康被害をも発生することがあります。

これらの地盤環境の保全をはかるため、環境基準や環境保全目標が設定され、そして、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、工業用水法や大阪府生活環境の保全等に関する条例などの法令及び関係指針が整備されています。

このほか、「大阪府地下水質保全対策要領」などにより地下水汚染の対策や監視等を実施しています。

本市では、これらの規定に基づき、工場・事業場への啓発や指導、必要な環境監視を実施し未然防止に努めています。

２　土壌汚染対策法施行状況

法	項目	平成 30 年度
第３条関係 （有害物質使用特定施設の廃止に伴う調査）	調査実施	0
	ただし書確認（調査猶予）	2
第４条関係 （3,000 ㎡以上の土地の形質変更に伴う調査）	形質変更届出	8
	調査実施	0
第 11 条関係 （形質変更時要届出区域の指定）	区域指定	0
第 12 条関係 （形質変更時要届出区域内における土地の形質変更の届出及び計画変更命令）	形質変更の届出	0
	変更命令	0
第 14 条関係 （指定の申請）	指定の申請	1
第 16 条関係 （汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令）	搬出時の届出	0
	計画変更命令	0

※ただし書確認とは、特定施設廃止後も当該敷地を工場等に利用することなどにより、調査が猶予されたものの件数

３　大阪府条例施行状況

条例	項目	平成 30 年度
第 81 条の４関係 （有害物質使用届出施設の廃止に伴う調査）	調査実施	0
第 81 条の５第１項関係 （土地の利用履歴等調査）	調査実施	8
第 81 条の５第２項関係 （ダイオキシン類に係る土壌汚染状況調査）	調査実施	0

第３章　騒音・振動

第１節　騒音・振動の現状

１　概　　要

騒音は「好ましくない音」、「ない方がよい音」、振動は「人為的なゆれ」とされ、これらは共に私たちに心理的・生理的に影響を与えるなど、主として感覚的な面で生活環境を損ねて公害苦情となります。

騒音や振動の発生源は様々で、工場・事業場、建設工事、交通機関などでは、法令により規制基準などが定められており、必要に応じて改善対策がとられます。

しかし、エアコン、ピアノ、ペット、車の空ぶかしなど日常生活からの騒音は、基準による規制に馴染みにくく、一人ひとりの心がけや配慮に委ねられます。

平成 30 年度の本市における騒音と振動の新規公害苦情受付件数は、騒音 12 件、振動 0 件で、全公害苦情受付件数（22 件）の内、騒音・振動が約 55%を占めていました。

環境騒音は、不特定多数から発生する騒音が複合されたもので、地域により主音源も様々です。

環境騒音の現況は、市内 12 地点での環境騒音モニタリング調査を、道路の面する地域と、道路に面しない地域において実施しました。（図－18）

身近な騒音や振動の例を表－11、12 に示します。

表－11　騒音の大きさの目安

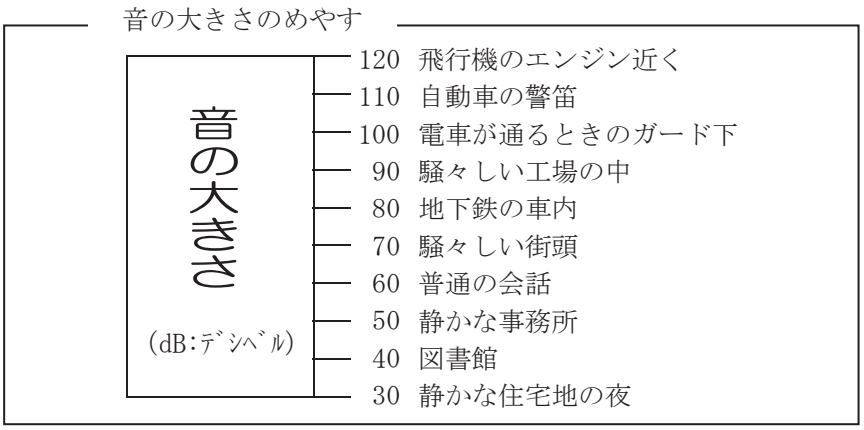

表－12　振動の大きさの目安

振動レベル（dB）	震度階級	振 動 の 感 じ 方 等
55 以下	0　無感	
55 以上～65 未満	Ⅰ　微震	静止している人にだけ感じる。
65 以上～75 未満	Ⅱ　軽震	一般の人が感じ、戸や障子がわずかに動く
75 以上～85 未満	Ⅲ　弱震	家屋が動揺し、電灯、器中の水面の動揺が分かる。
85 以上～95 未満	Ⅳ　中震	家屋の動揺が激しく、すわりの悪い器物が倒れる。
95 以上～105 未満	Ⅴ　強震	家屋の壁に亀裂が生じ、墓石、石灯籠が倒れる。
105 以上～110 未満	Ⅵ　烈震	木造家屋が 30%以下倒壊する。
110 以上	Ⅶ　激震	木造家屋が 30%以上倒壊する。

2　環境基準及び環境保全目標

環境基本法において、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められ、大阪府環境総合計画においても、生活環境を保全するための望ましい基準として環境保全目標が定められています。

道路に面しない地域並びに道路に面する地域の環境基準が、平成 10 年９月に、従来の時間率騒音レベル（中央値）から等価騒音レベルへの評価手法の変更等の改正がなされ、平成 11 年４月１日より新環境基準が施行されています。

3　道路騒音調査結果

（１）道路騒音

道路沿道の境界（道路端）及び道路に面していない２列目以降の家屋における地点（背後地）で騒音の現況を把握し、環境基準や要請限度に適合しているかどうかを確認し、環境保全施策に資するため市内７地点（背後地については５地点）にて調査を実施しています。

道路端７地点の結果は、環境基準への適合率は昼間、夜間ともに約 86％でした。

調査地点		対象路線
❶	池上町四丁目	国道 26 号
❷	善正町	国道 170 号（旧）
❸	上町	泉大津美原線（新）
❹	伯太町六丁目	大阪和泉泉南線
❺	内田町三丁目	父鬼和気線
❻	北田中町	堺かつらぎ線
❼	池上町一丁目	泉大津美原線

背後地	
①	池上町四丁目
②	善正町
③	上町
④	伯太町六丁目
⑤	内田町三丁目

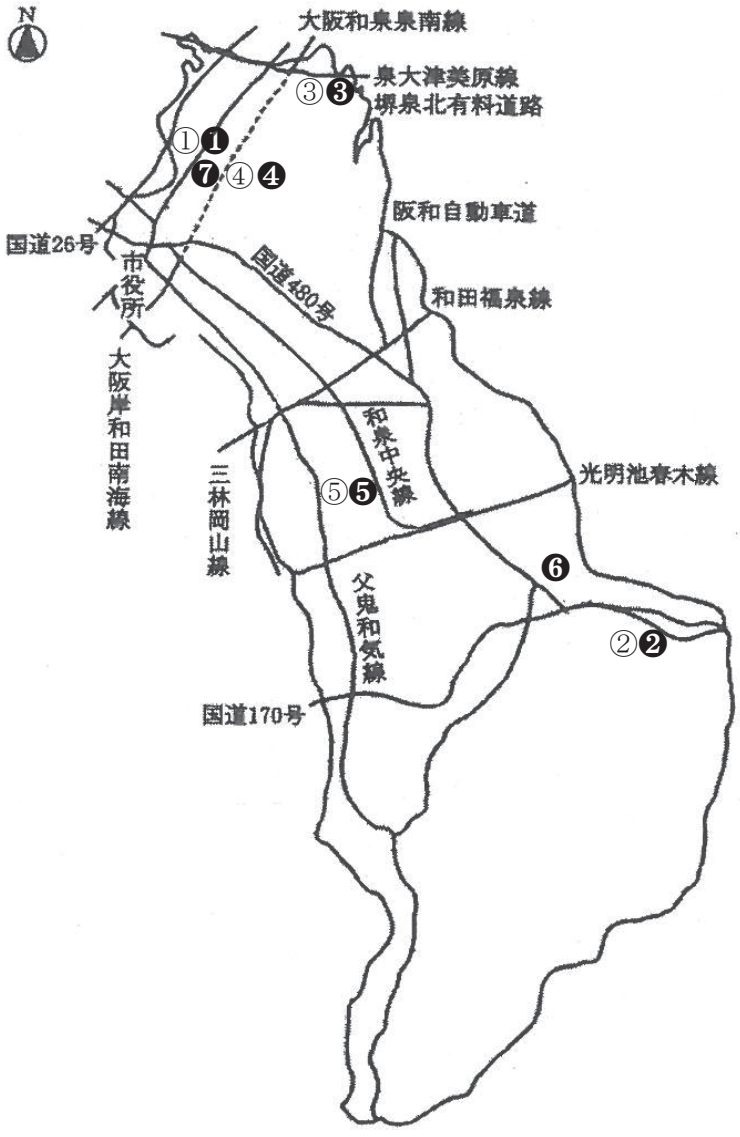

図－18　環境騒音調査地点図

表－13　道路騒音調査結果〈環境基準への適合状況〉（平成 30 年度）

(a)　背後地

番号	測 定 場 所	用途地域コード	騒音レベル（dB）		適 合 状 況	
			昼　間	夜　間	昼　間	夜　間
1	池上町四丁目	7	56	51	×	×
			55	50		
2	善正町	7	46	39	○	○
			42	35		
3	上町	3	55	48	○	×
			54	47		
4	伯太町六丁目	4	44	37	○	○
			40	37		
5	内田町三丁目	5	46	40	○	○
			45	38		

（注）１.昼間：午前６時～午後 10 時　　夜間：午後 10 時～午前６時

２.騒音レベル：上段〔LAeq〕・下段〔LA50〕

３.用途地域コード：１（第一種低層住居専用地域）・２（第二種低層住居専用地域）
３（第一種中高層住居専用地域）・４（第二種中高層住居専用地域）
５（第一種住居地域）・６（第二種住居地域）・７（準住居地域）
８（近隣商業地域）・９（商業地域）・10（準工業地域）
11（工業地域）・12（工業専用地域）・０（用途地域指定のない地域）

(b)　道路端

番号	道　路　名	測定場所	用途地域コード	車線数	騒音レベル (dB)		環境基準適合状況		要請限度適合状況
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	池上町四丁目	国道 26 号	7	6	69	65	○	○	○
					66	60			
2	善正町	国道 170 号（旧）	7	2	65	56	○	○	○
					52	41			
3	上町	泉大津美原線（新）	3	4	72	66	×	×	○
					66	56			
4	伯太町六丁目	大阪和泉泉南線	4	2	62	56	○	○	○
					58	43			
5	内田町三丁目	父鬼和気線	5	2	65	59	○	○	○
					60	34			
6	北田中町	堺かつらぎ線	0	2	68	61	○	○	○
					60	47			
7	池上町一丁目	泉大津美原線	3	2	59	53	○	○	○
					51	41			

（注）1.昼間：午前 6 時～午後 10 時　　夜間：午後 10 時～午前 6 時
2.騒音レベル：上段〔LAeq〕・下段〔LA50〕
3.用途地域コード：1（第一種低層住居専用地域）・2（第二種低層住居専用地域）
3（第一種中高層住居専用地域）・4（第二種中高層住居専用地域）
4（第一種住居地域）・6（第二種住居地域）・7（準住居地域）
8（近隣商業地域）・9（商業地域）・10（準工業地域）
11（工業地域）・12（工業専用地域）・0（用途地域指定のない地域）

写真：環境騒音モニタリング調査

（２）関西国際空港における航空機騒音

関西国際空港からの航空機騒音の影響については開港（平成６年９月）以来、定期的に調査を実施しているところです。

平成 10 年 12 月３日に新飛行経路が設定され、これまでの調査場所が見直されました。

大阪府が実施した調査結果では、全地点にて環境基準に適合しています。

表－14　関西国際空港における航空機騒音の測定結果（平成 30 年度）

実施主体	測　定　地　点	地域類型	測定結果 L_{den}	環境保全目標の達成状況	環境基準	測定日
大阪府	二色の浜公園（貝塚市澤）	Ⅰ	30 dB	○	57 dB	平成 30 年 10 月 24 日～10 月 30 日
	小島総合集会所（岬町多奈川小島）	Ⅰ	48 dB	○		〃

（注）１　地域類型のⅠは専ら住居の用に供される地域、ⅡはⅠ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域。

２　L_{den} は、暗騒音より 10 dB 以上大きい航空機騒音のピークレベルにより算出。

３　表中の L_{den} 欄の「―※1」は、暗騒音より 10 dB 以上大きい航空機騒音が観測されなかったため L_{den} が算出されないことを示す。また「―※2」は、24 時間測定ではないため L_{den} は参考値であることを示す。

第２節　騒音・振動の対策

１　法律・条例による規制

(1)　工場・事業場・特定建設作業

騒音・振動の規制として、騒音規制法、振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に特定の施設を設置する場合、届出や規制基準等の遵守義務が規定されています。

建設工事などで重機等の特定の機械を使用する場合にも同様に規定されています。（表16～18 規制基準）

また、和泉市生活環境の保全等に関する条例には、それらの施設及び規則に定める施設を設置する場合に事前協議するよう規定しており、環境保全の観点から、必要な場合は追加対策を指導・協議しています。

(2)　カラオケ・商業宣伝

大阪府生活環境の保全等に関する条例により、飲食店やカラオケボックス等においては、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間、カラオケ等の音響機器の使用は原則として禁止されています。（表－19　カラオケ等の音響機器の使用の制限）

また、商業宣伝を目的として拡声器を使用する場合には、静穏を要する病院、学校や図書館等の施設の周辺などでは原則として使用禁止され、その他の地域では使用禁止時間や使用方法、基準による規制があります。

２　工場等の立入調査

騒音・振動を発生する工場等に定期的に及び苦情処理のために立入調査・指導・啓発を実施しています。

立入調査では、騒音・振動を測定し、規制基準に基づく対策指導、法・条例の手続きや周辺への配慮、公害や苦情の未然防止などを啓発しています。

３　航空機騒音対策

大阪府と関係市町で関西国際空港環境監視機構を組織し、連携して環境監視、測定調査、対策の要請等を行っています。

一方、関西国際空港においても開港後の環境監視計画に基づき、定期的に環境への影響について調査を実施しています。

4　交通騒音・振動対策

主要幹線道路の沿道７地点について、毎年継続して騒音を測定しており、今後も地点数を拡充するなどして、交通騒音等の把握に努めています。

また、苦情等に基づき随時騒音・振動を測定し、必要な場合は道路管理者へ報告・要請しています。

5　生活騒音対策

生活騒音は日常生活から生ずるものであり、発生源が多様なことに加え、誰もが被害者・加害者の関係になり得ます。また、心理的な面や隣人関係にも左右されやすいなどの特徴があり、客観的に騒音の大きさを判断しにくいため、法令による規制に馴染みません。このため、日常生活において他人への思いやり等、一人ひとりの心がけに委ねられるところが大きい状況にあります。

大阪府生活環境の保全等に関する条例では、府民は日常生活に伴って発生する騒音により、周辺の生活環境を損なうことのないよう配慮しなければならないと規定しています。表－15 に生活環境騒音の心がけを示します。

表－15　生活環境騒音の心がけ（例）

■テレビ、カラオケ、パソコン、スマートフォン	→	夜間、早朝はボリュームを絞ってヘッドホンやイヤホンなどの利用を。
■ピアノ、楽器	→	時間帯に気をつけ、窓やドアを閉め、長時間演奏する場合には防音対策を。
■車の空ぶかし、アイドリング	→	不必要な空ぶかしは控えてアイドリングは必要最小限に。
■掃除機、洗濯機、エアコン、給湯器	→	購入の際には低騒音機器の検討を。 深夜の使用はなるべく避けて。
■ペットの鳴き声	→	規則正しい食事と運動を心掛け、ペットのストレスの解消を。
■人の声	→	日頃から声の大きさを気に掛けて、窓やドアを閉める。
■集合住宅の室内や階段の足音	→	階段の昇り降りは静かにゆっくりと。 床にはカーペットなどを敷いて。
■集合住宅での給排水	→	深夜の給排水はできるだけ避けて。
■ドア、シャッター、雨戸の開閉	→	ドアクローザーなどの取り付けを。 注油などにより、動きをスムーズに。

〈工場・事業場にかかる規制基準〉

表－16　騒音に係る規制基準

時間の区分 / 区域の区分	朝 (午前６時～午前８時) 夕 (午後６時～午後９時)	昼　間 (午前８時～午後６時)	夜　間 (午後９時～翌日午前６時)
第一・二種低層住居専用地域・田園住居地域	45 dB	50 dB	40 dB
第一・二種中高層住居専用地域 第一・二種住居地域、準住居地域 市街化調整区域など	50 dB	55 dB	45 dB
近隣商業地域、商業地域、 準工業地域	60 dB	65 dB	55 dB
工業地域、工業専用地域など	65 dB	70 dB	60 dB
工業地域、工業専用地域などで学校・病院等の周辺など	60 dB	65 dB	55 dB

表－17　振動に係る規制基準

時間の区分 / 区域の区分		昼　間 (午前６時～午後９時)	夜　間 (午後９時～午前６時)
第一・二種低層住居専用地域 第一・二種中高層住居専用地域 第一・二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、市街化調整区域など		60 dB	55 dB
近隣商業地域、商業地域、準工業地域		65 dB	60 dB
工業地域及び工業専用地域の一部	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50 メートルの区域及び上記7の区域の境界線から 15 メートル以内の区域	65 dB	60 dB
	その他の区域	70 dB	65 dB

表－18　特定建設作業にかかる規制基準

（騒音規制法第 15 条、振動規制法第 15 条、大阪府生活環境の保全等に関する条例第 94 条）

<table>
<tr><th>項目</th><th>区域区分</th><th>騒音</th><th>振動</th></tr>
<tr><td rowspan="2">基　準　値</td><td>1　号</td><td rowspan="2">85 dB</td><td rowspan="2">75 dB</td></tr>
<tr><td>2　号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">作業可能時刻</td><td>1　号</td><td colspan="2" rowspan="2">午前 7 時～午後 7 時
午前 6 時～午後 10 時</td></tr>
<tr><td>2　号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">最大作業時間</td><td>1　号</td><td colspan="2" rowspan="2">10 時間／日
14 時間／日</td></tr>
<tr><td>2　号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">最大作業期間</td><td>1　号</td><td colspan="2" rowspan="2">連続 6 日</td></tr>
<tr><td>2　号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">作業日</td><td>1　号</td><td colspan="2" rowspan="2">日曜日その他の休日を除く日</td></tr>
<tr><td>2　号</td></tr>
</table>

（注）

■１号区域とは、第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用地指定のない地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲 80ｍの区域内の地域を指します。

（ただし、新用途地域に変更されるまでの間は、従来の用途地域〔第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域並びに工業地域〕が適用されます。）

■第２号区域とは、工業地域のうち１号区域以外の地域のほか、条例では工業専用地域の一部、空港敷地及び水域も該当します。

■基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線における値です。

表－19　深夜における音響機器の使用の制限

飲食店・カラオケボックス等においては、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間、カラオケ装置などの音響機器を使用してはいけません。

制限の内容	地　　域	大阪府全域
	業　　種	カラオケ装置等の音響機器を設置して営む営業
	音響機器	カラオケ装置 音響再生装置 楽器 拡声装置
	使用禁止時間	午後 11 時から翌日の午前 6 時まで

ただし、

○ 音響機器から発する音が防音装置を講ずることにより飲食店等から外部に漏れない場合

○ 飲食店等が消防法第 8 条の 2 第 1 項に規定する地下街に立地している場合

○ 飲食店等の周囲 50m以内の区域に人の居住の用に供されている建物及び病院、診療所等特に静穏を必要とする施設が存在しない場合

などは、規制の適用は受けません。

第４章　ダイオキシン類

第１節　ダイオキシン類の現状

ダイオキシン類は、意図的かつ工業的に製造される物質ではなく、「もの」の燃焼の課程で、自然に生成される有機塩素化合物であり、その発生源は、廃棄物焼却炉をはじめとして、多岐にわたっています。

平成 30 年度の府域のダイオキシン類現況調査は、大阪府と関係市により、大気 29 地点、河川水質・底質各 63 地点、海域水質・底質各 8 地点、地下水質 22 地点、土壌 24 地点でそれぞれ行われました。

１　環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法第７条の規定に基づき、大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準が設定されています。

表－20　ダイオキシン類に係る環境基準

媒　　体	基　　準　　値
大　　気	0.6pg－ＴＥＱ／m^3以下（年平均値）
水　　質	1pg－ＴＥＱ／L 以下（年平均値）
土　　壌	1,000pg－ＴＥＱ／g 以下
底　　質	150pg－ＴＥＱ／g 以下

２　ダイオキシン類の排出抑制対策と規制

ダイオキシン類については、平成９年８月に「大気汚染防止法施行令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の改正等が行われ、平成９年 12 月より焼却施設の煙突から排出されるダイオキシン類の規制が行われました。

また、同法の改正に伴い、廃棄物焼却炉についての規制が強化されました。すなわち、これまで、1 時間当たりの焼却能力が 200 kg以上の施設が法律の対象となっていましたが、改正後、50 kg以上が法律の対象となりました。

これらを受けて、大阪府では焼却炉の構造・維持管理基準に係る技術的な指針を規定する「大阪府廃棄物焼却炉指導指針」を施行しています。

さらに、ダイオキシン類による環境汚染の防止を図るため、平成 12 年１月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、規制対象施設からの排出ガス及び排出水中のダイオキシン類の濃度について基準が設置されました。

第５章　公 害 苦 情

第１節　苦情処理の概要

平成 30 年度の苦情受付は 22 件で解決率は 100 ％でした。月別苦情受付件数では、4 月、6 月が最も多く 4 件で、春から夏にかけて多くの苦情がありました。

苦情内容を公害種類別にみると、騒音が 12 件、水質汚濁が 4 件、大気汚染が 1 件、悪臭が 5 件となっています。

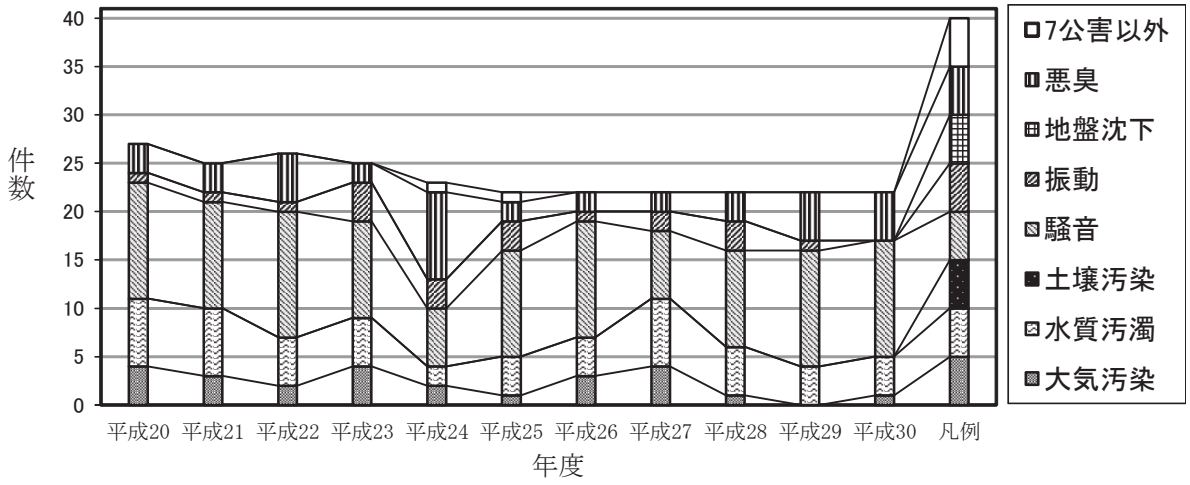

図－19　公害苦情受付件数の年度推移

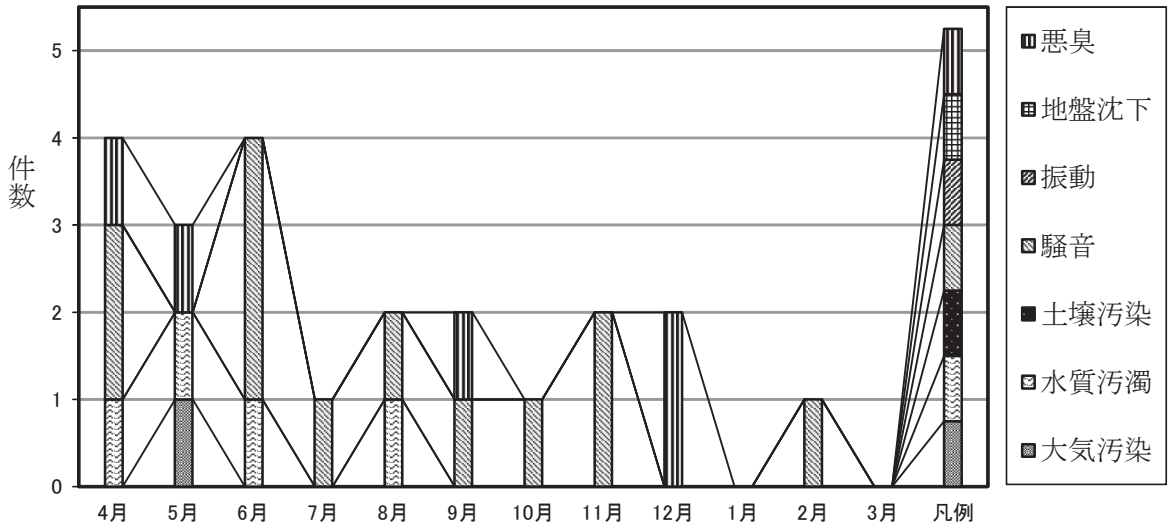

平成30年度

図－20　公害苦情受付件数の月別推移

第６章　定期環境調査結果

平成５年９月 25 日に近畿自動車道松原すさみ線が供用され、これに伴い発生する大気質と騒音が環境保全目標（環境基準に準ずる。但し騒音は住居地域の基準）を達成しているかを監視するため測定局を設置し、供用開始前の平成４年 11 月１日から池田下局で、さらに供用後の平成７年４月１日から室堂局で測定をしています。

現在のところ、生活環境に支障を及ぼさない程度で、大気質、騒音ともに横ばいの状況で推移していることもあり、平成 12 年度より春・秋の２回（各１ヶ月ずつ）の測定に切り替えて実施しています。

表－22　騒音の経年変化について

Ｌｅｑ（ｄＢ）

測　定　局		室　堂　局		池　田　下　局	
時　間　帯		昼　間	夜　間	昼　間	夜　間
平成 28 年	春	56	51	56	51
	秋	57	52	58	51
平成 29 年	春	56	51	58	52
	秋	57	51	58	51
平成 30 年	春	55	50	57	52
	秋	56	51	58	51

＊Ｌｅｑ：等価騒音レベル

表－23　大気の経年変化

(a) 室 堂 局　　（ｐｐｍ）

		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		期間平均値	日平均値の最高値	期間平均値	日平均値の最高値	期間平均値	日平均値の最高値
SO_2（二酸化硫黄）	春	0.005	0.007	0.006	0.010	0.005	0.008
	秋	0.003	0.004	0.004	0.007	0.004	0.005
ＮＯ（一酸化窒素）	春	0.001	0.002	0.004	0.008	0.001	0.003
	秋	0.002	0.006	0.001	0.002	0.001	0.003
NO_2（二酸化窒素）	春	0.011	0.018	0.010	0.015	0.011	0.021
	秋	0.012	0.030	0.010	0.015	0.011	0.017
ＳＰＭ（浮遊粒子状物質）	春	0.017	0.026	0.019	0.038	0.016	0.027
	秋	0.023	0.044	0.012	0.034	0.013	0.021

(b) 池田下局　　（ｐｐｍ）

		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		期間平均値	日平均値の最高値	期間平均値	日平均値の最高値	期間平均値	日平均値の最高値
SO_2（二酸化硫黄）	春	0.005	0.007	0.005	0.009	0.005	0.007
	秋	0.003	0.004	0.003	0.005	0.004	0.005
ＮＯ（一酸化窒素）	春	0.001	0.002	0.004	0.008	0.003	0.007
	秋	0.010	0.030	0.006	0.014	0.006	0.012
NO_2（二酸化窒素）	春	0.011	0.018	0.013	0.020	0.015	0.026
	秋	0.019	0.029	0.018	0.025	0.017	0.025
ＳＰＭ（浮遊粒子状物質）	春	0.022	0.039	0.016	0.036	0.018	0.029
	秋	0.014	0.026	0.014	0.040	0.014	0.025

※ 春：５月下旬～６月下旬、秋：10 月上旬～11 月上旬

第７章　空地の管理

空地の管理不十分な場合、ごみが不法投棄されたり、雑草が繁茂し、害虫の発生や火災の危険等が生じたりするので、和泉市生活環境の保全等に関する条例に基づき、除草等の指導を行っています。空地の除草については、美観の維持及び生活環境保全の立場から年間２回以上行うのが望まれます。

空地に関する苦情件数は他の公害苦情総件数よりも多く、過去５年間では、年間平均約 120 件を超える苦情が寄せられています。平成30年度に行った指導件数は110件であり、その都度、現状調査を行い、土地所有者に対し文書等で指導・勧告しております。

写真　雑草に覆われた土地

第８章　埋 立 行 為

池、谷、低地を埋め立てる場合、いわゆる埋立行為については、土壌汚染、水質汚染、土砂崩落、粉じん、悪臭、交通騒音等によって、人の健康又は生活環境が阻害される恐れがあります。

こうした公害に対する未然防止と環境保全の立場から、和泉市生活環境の保全等に関する条例に基づき 500 ㎡以上 3,000 ㎡未満の土地を埋め立てる場合等、行為者は和泉市に事前に許可申請を行い、許可を受けなければならないことになっています。

平成 27 年 7 月から、3,000 ㎡以上の埋立行為は大阪府への許可申請が必要となりました。

第９章　環境保全啓発

市民の方に環境保全についての知識の普及や啓発を目的として、次の事業を行っています。

第１節　星空観察会

比較的簡単に自分達の住んでいる場所の大気汚染状況を知る方法の一つとして、星の観察を行っています。

和泉市は昭和 62 年８月に環境庁（現　環境省）の主催によるスターウォッチング・星空の街コンテスト（石尾中学校で観察）に応募し、入選したこともあります。

本市の星空観察会は、環境省の呼び掛けによる全国星空継続観察（スター・ウォッチング・ネットワーク　※現在は休止中）に準じて行っている行事で、昭和 63 年度から毎年開催しています。

平成 27 年度までは、夏と冬の年２回、同じ星（夏は「こと座」冬は「すばる」）を観察し、どれくらい星が見えるかを調べる方法で実施してきました。また、平成 28 年度からは、年１回の開催に切り替えて、「火星の接近」などの話題性のある天文現象を観察対象とする方法で実施しています。

本市での星の見え具合は、和泉山脈の方へ行くほどたくさんの星を見ることができ、市役所の方へ行くほど明るい星しか見ることができないこともわかりました。これは、空気のよごれや都市化や夜空の明るさに関係しているようです。

毎年、小学生を中心にたくさんの方々に参加いただいており、参加者の中には、星座や星雲、または火星や土星といった惑星をはじめて観察した方もおられ、感激の声も多く聞かれるほど人気の高いイベントです。

写真　星空観察会風景

写真　星空観察会風景

表－24　星空観察会実施状況

観察年度	観 察 場 所	観　察　対　象 星　　座　　等
平成 16 年	緑ヶ丘小学校	夏：こと座
		冬：すばる
平成 17 年	南横山小学校	夏：こと座
		冬：すばる
平成 18 年	青葉はつが野小学校	夏：こと座
		冬：すばる
平成 19 年	南松尾中学校	夏：こと座
		冬：すばる
平成 20 年	光明台北小学校	夏：こと座
		冬：すばる
平成 21 年	いずみふれあい農の里	夏：こと座
		冬：すばる
平成 22 年	いずみふれあい農の里	夏：こと座
		冬：すばる
平成 23 年	いずみふれあい農の里	夏：こと座
		冬：すばる
平成 24 年	いずみふれあい農の里	夏：こと座
		冬：すばる
平成 25 年	いずみふれあい農の里	夏：こと座
		冬：すばる
平成 26 年	いずみふれあい農の里	夏：こと座
		冬：すばる
平成 27 年	いずみふれあい農の里	夏：こと座
		冬：すばる
平成 28 年	いずみふれあい農の里	６月２日： 火星・木星・土星等の観察
平成 29 年	いずみふれあい農の里	９月 21 日： 星空の解説、ビンゴゲームの実施
平成 30 年	いずみふれあい農の里	12 月 13 日： ふたご座流星群、木星等の観察

第２節　自然観察会

１　水辺の自然観察会

毎年、市民参加を得て、水辺での水生生物や植物などの自然観察会を実施しています。

観察会を通して、水辺環境や河川水質保全の重要性について、理解と認識を深めてもらう機会としています。これまでの結果及び本年度の結果を表－25、26 に示します。

表－25　水辺の自然観察会実施結果

実　施　日	河川名	実　施　場　所	生物による判定	ＢＯＤ〔mg/Ｌ〕
平成 15 年８月 23 日	父鬼川	南横山小学校前(父鬼町)	きれいな水	約１
平成 16 年８月 21 日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水	約１
平成 17 年８月 20 日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水	約１
平成 18 年８月 12 日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水	約１
平成 19 年８月４日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水	約１
平成 20 年７月 26 日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水	約１
平成 21 年７月 25 日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水	約１
平成 22 年７月 24 日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水	約１
平成 23 年７月 23 日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水	約１
平成 24 年７月 28 日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水	約１
平成 25 年７月 27 日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水	約１
平成 26 年８月９日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	（台風接近のため中止）	
平成 27 年８月１日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水	約１
平成 28 年７月 30 日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水	約１
平成 29 年７月 29 日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水	約１
平成 30 年７月 28 日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	（台風接近のため中止）	

写真　水辺の自然観察会風景

写真　観察された魚など

表－26　水辺の自然観察会の観察結果一例

調査場所名	大野町父鬼川あみだ橋付近川原
年　月　日 （時刻）	29/7/29 10:00～11:30
天　　気	晴れ
水　　温　　（℃）	約 20
川　　幅　　（m）	約 10
生物を採取した場所	平瀬・淵
生物採取場所の水深　（cm）	20～40
流れの速さ	普通
川底の状態	こぶし大の石
水のにごり、におい、その他	無色透明・無臭

見つかった指標生物の欄に○印、数が多かった上位から２種類（最大３種類）に●印をつける。

水　質		指　標　生　物	
きれいな水	水質階級Ⅰ	1. ア　ミ　カ	
		2. ウ　ズ　ム　シ	○
		3. カ　ワ　ゲ　ラ	○
		4. サ　ワ　ガ　ニ	○
		5. ナガレトビケラ	
		6. ヒラタカゲロウ	
		7. ブ　　ユ	
		8. ヘ　ビ　ト　ン　ボ	●
		9. ヤマトビケラ	
少しきたない水	水質階級Ⅱ	1. イシマキガイ	
		2. オオシマトビケラ	
		3. カ　ワ　ニ　ナ	○
		4. ゲンジボタル	
		5. コオニヤンマ	●
		6. コガタシマトビケラ	
		7. ス　ジ　エ　ビ	
		8. ヒラタドロムシ	
		9. ヤマトシジミ	
きたない水	水質階級Ⅲ	1. イソコツブムシ	
		2. タ　イ　コ　ウ　チ	
		3. タ　　ニ　　シ	
		4. ニホンドロソコエビ	
		5. ヒ　　ル	
		6. ミズカマキリ	
		7. ミ　ズ　ム　シ	
大変きたない	水質階級Ⅳ	1. アメリカザリガニ	
		2. エ　ラ　ミ　ミ　ズ	
		3. サカマキガイ	
		4. セスジユスリカ	
		5. チ　ョ　ウ　バ　エ	

水質階級の判定	水質階級	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
	1. ○印と●印の個数	4	2	0	0
	2. ●印の個数	1	1	0	0
	3. 合計（1.欄＋2.欄）	5	3	0	0
	その地点の水質階級	Ⅰ			

※平成 30 年度未実施のため、平成 29 年度調査時のデータを掲載

2　緑の自然観察会

平成 25 年度より、市民参加を得て、山林・里山等にて陸生生物や植物などの自然観察会を実施しています。

観察会を通して、自然環境の保全の重要性について、理解と認識を深めてもらう機会としています。

表－27　緑の自然観察会実施結果

実　施　日	実　施　場　所	天気	観測結果一例
平成 25 年 9 月 21 日	惣ヶ池周辺	晴れ	ギンヤンマ・ニホンカナヘビなど
平成 26 年 7 月 26 日	槇尾山大谷林道周辺	晴れ	アオイトトンボ・ニホンカナヘビなど
平成 27 年 7 月 26 日	惣ヶ池周辺	晴れ	カワセミ・ニホンアカガエルなど
平成 28 年 9 月 25 日	惣ヶ池周辺	曇り	アキノノゲシ・ショウリョウバッタ ニホンアカガエル・コジュケイなど
平成 29 年 9 月 18 日	惣ヶ池周辺	晴れ	コモウセンゴケ・キンミズヒキ・ミサゴ ・タチカモメヅル・クルマバッタなど
平成 30 年 9 月 17 日	惣ヶ池周辺	晴れ	ジャノメチョウ・ヒメアカネなど

写真　緑の自然観察会風景

保全活動実施報告

●実施日：2018年9月17日（月・祝）
●時間：10時00分～12時00分
●天気：晴れ
●場所：惣ヶ池湿地、信太山丘陵市有地

●参加人数
一般応募：27名
会　　員：11名
スタッフ：7名

実施概要

ＮＰＯ法人いずみの国の自然館クラブによる自然観察を実施しました。コースは、南西側草原エリアから散策をスタートし、惣ヶ池湿地周辺、市道東側の尾根筋沿いの道を巡るものです。この日の観察では、たくさんのバッタや、トンボ、蝶、野草などを発見し、昆虫、鳥、植物に詳しい講師による解説が行われました。また、参加者の子どもたちが虫取り網を片手に追いかける姿が見られました。

ウスバキトンボは赤色をしているから、アカトンボに似ています。！

ウスバキトンボは、地面に対して垂直にとまります。アカトンボは、地面に対して垂平にとまります。！

オオカマキリとチョウセンカマキリは似ています！オオカマキリの羽の中は、こげ茶色なので、そこで見分けましょう。

●発見したもの：

ニホンアカガエル（上）
ニホンカナヘビ（下）

ツユクサ

キンミズヒキ

コバナノワレモコウ

オトギリソウ

キンミズヒキの名前は引き出物などに飾られている「水引」をたとえたものと言われています。

第３節　環境パネル展示

広く市民の方に環境問題についての知識を広め、また、深めていただくために環境月間である６月にコミュニティセンターと彩生館において、各々２週間環境パネルを展示しています。

- ☐ 環境パネル展（環境の日・環境月間とは、環境パネル展とは）
- ☐ 地球温暖化ってなんだろう？温室効果ガス色々
- ☐ 増え続ける二酸化炭素濃度と暑くなる世界　地球温暖化による世界の危機
- ☐ 環境クイズ問題編
- ☐ 環境クイズ解説編
- ☐ PM2.5（微粒子状物質）
- ☐ 和泉市の大気はこうなっています。
- ☐ 光化学スモッグ

写真　環境啓発用パネル

第 10 章　自然環境調査
第１節　生きもの観察会

和泉市域の自然環境の状況を把握し、環境保全の施策を講じるための基礎資料を作成すること及び自然環境に対する市民の意識高揚を目的として、平成 20 年度から 24 年度までの５年間「生きもの観察会」を実施しました。

この「生きもの観察会」は、学識経験者等の助言を受けながら市で企画したもので、講師は地元ＮＰＯ団体より派遣していただいております。市内でも特徴的な自然環境を有する５ヶ所の調査を毎年実施しました。この取組みは、各調査地点が単一時期の調査のみにならないよう、開催時期をずらしながら実施しておりました。また、この「生きもの観察会」に参加した「生きもの調査員」の方々には、今後、生きもの調査の市民ボランティアとして市内各地で活躍していただきたいと考えております。平成 20 年度から平成 24 年度の結果につきましては、表－30 及び表－31 のとおりです。

表－29　生きもの観察会確認種一覧（植物相）

年度		双子葉植物（合弁花類）	双子葉植物（離弁花類）	単子葉植物	裸子植物	シダ植物	合　計	絶滅危惧種
平成 20 年度	科	26 科	64 科	16 科	5 科	17 科	128 科	16 科
	種	163 種	284 種	142 種	7 種	62 種	658 種	18 種
平成 21 年度	科	28 科	63 科	20 科	6 科	21 科	138 科	16 科
	種	173 種	331 種	139 種	10 種	82 種	735 種	20 種
平成 22 年度	科	24 科	55 科	17 科	5 科	14 科	115 科	6 科
	種	94 種	190 種	82 種	9 種	21 種	396 種	8 種
平成 23 年度	科	20 科	50 科	16 科	5 科	15 科	106 科	3 科
	種	87 種	160 種	66 種	8 種	20 種	341 種	3 種
平成 24 年度	科	24 科	57 科	16 科	5 科	12 科	114 科	5 科
	種	100 種	184 種	72 種	9 種	19 種	384 種	5 種

主な確認種

○双子葉植物（合弁花類）・・・ハハコグサ、モチツツジ、シャシャンボ　など

○双子葉植物（離弁花類）・・・カタバミ、コハコベ、シリブカガシ、ヤマモモ　など

○単子葉植物 ・・・・・・・・ガマ、ツユクサ、シュンラン、コクラン　など

○裸子植物・・・・・・・・・イヌガヤ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ　など

○シダ植物・・・・・・・・・コシダ、ベニシダ、ワラビ、カニクサ　など

表－30　生きもの観察会確認種一覧（動物相）

年度		鳥　類	は虫類	両生類	昆虫類	合　計	絶滅危惧種
平成 20 年度	科	26 科	2 科	3 科	59 科	90 科	18 科
	種	49 種	4 種	5 種	181 種	239 種	20 種
平成 21 年度	科	27 科	1 科	2 科	60 科	90 科	12 科
	種	46 種	1 種	2 種	146 種	195 種	13 種
平成 22 年度	科	24 科	1 科	－	68 科	93 科	7 科
	種	37 種	1 種	－	147 種	185 種	7 種
平成 23 年度	科	27 科	3 科	1 科	71 科	102 科	13 科
	種	42 種	3 種	4 種	164 種	213 種	13 種
平成 24 年度	科	28 科	3 科	4 科	78 科	113 科	16 科
	種	43 種	4 種	6 種	175 種	228 種	17 種

主な確認種

○鳥類・・・・ウグイス、ヒヨドリ、オオタカ、メジロ、ミサゴ　など

○両生類・・・トノサマガエル、アカハライモリ　など

○は虫類・・・ニホンカナヘビ、ヤマカガシ　など

○昆虫・・・・ベニシジミ、タカネトンボ　など

写真　　生きもの観察会

第２節　自然環境調査

本市では、平成 25 年度から委託業務として、和泉市域において、特徴的な自然環境を有する区域等を年間５メッシュ（１メッシュ：約１㎞×１㎞）抽出し、植物、鳥類をはじめとした動植物の自然環境調査を実施しております。

第２次和泉市環境基本計画の中で「生きものがいっぱいで自然を大切にするまちをつくる」という基本目標を掲げており、また、生物多様性の確保等を施策の柱として位置づけていることから、その基本目標の実現に向けた自然環境保全施策を展開する上での基礎資料とするために、市内全域における自然環境調査を実施することを目的としています。平成 30 年度より、調査箇所が 1 箇所となり、調査結果につきましては表-32 及び表-33 のとおりで、今回は平井町国部トンネル周辺にて調査を実施しております。また、平成 28 年度からはホタル類の調査を追加で実施しております。。

表－31　自然環境調査確認種一覧（植物相）＜平成 30 年度＞

地　点		合　計	絶滅危惧種
中部地域 平井町 国分トンネル周辺	科	106 科	4 科
	種	420 種	4 種

調査地点の風景

写真　中部地域(平井町国分トンネル周辺)

写真　キンラン

表－32　自然環境調査確認種一覧（動物相）＜平成 30 年度＞

地　点		鳥　類	昆虫類	その他	合　計	絶滅危惧種
中部地域 平井町 国分トンネル周辺	科	22 科	37 科	11 科	70 科	7 科
	種	32 種	105 種	12 種	149 種	10 種

主な確認種の写真

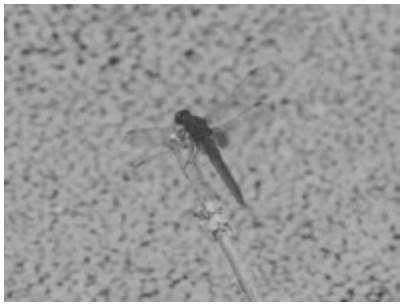

写真　ショウジョウトンボ

写真　オオタカ

写真　フタスジサナエ

写真　オオムラサキ幼虫
（右下の幼虫はゴマダラチョウ）

第 11 章　循環型社会に向けた取り組み

第１節　第２次和泉市環境基本計画

１　計画の目的

『和泉市環境基本条例』の基本理念に基づき、すべての人々が一体となって、自然と共生し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の実現を目指して環境の保全に関する総合的な取り組みを進めるために、平成 13 年９月に『和泉市環境基本計画』を策定し、環境施策を推進してきました。平成 22 年度には、この計画の大幅な見直しを実施し、平成 23 年３月に『第２次和泉市環境基本計画』を、さらに平成 28 年３月に『第２次和泉市環境基本計画＜中間見直し版＞』を策定しました。

２　計画の位置づけと役割

本計画は、『和泉市環境基本条例』に基づいて策定されているとともに、『和泉市総合計画』をはじめとする環境に関わりを持つ諸計画の各施策において、環境面で配慮すべきことを示し、総合的な関連性をもたせるとともに、その実効性を高めていくよりどころになる計画として位置づけられるものです。

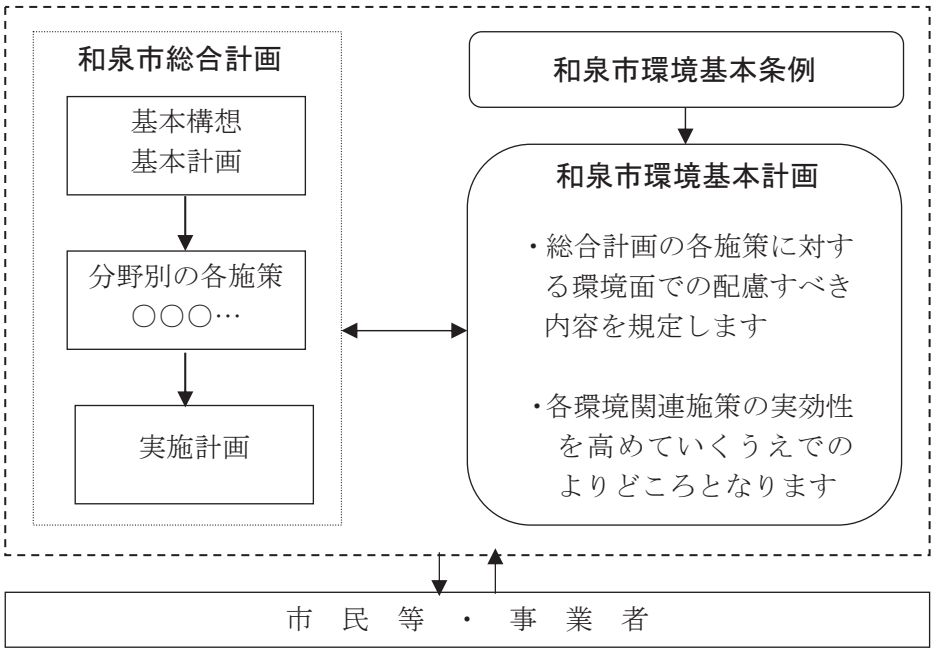

３　計画の対象となる主体

本計画を推進するのは、「市民等」「事業者」「市」であり、これら３つの主体の協働により計画を推進しています。

また、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するのは和泉市に働く人々及び市外から観光等で訪れる人々なども含まれます。

４　計画の期間

良好な環境の形成には、目先にとらわれない長期的視野が必要であり、何世代にもわたる長期的な展望のものに計画を推進していくことが大切です。このことから、基本目標の実現は、次世代が育ち活躍するまでを一つの目安とすることが考えられます。

そのため、本計画の期間は、環境の長期的目標時期については 21 世紀半ばとしています。

この 2 次計画の具体的な取り組み期間については、平成 23 年（2011 年）から令和２年（2020 年）までの 10年間としております。また、中間目標年次を平成 27 年（2015 年）としているため、同年度に中間見直しを実施いたしました。

５　施策の体系

(1)　望ましい環境像

また、次のような「望ましい環境像」を掲げています。

“みんなの環でひろげる「すくすく環境、わくわくいずみ」”

(2)　基本目標

「望ましい環境像」の実現に向けて、具体的な５つの基本目標を定めています。

①　みんなで考え取組むまちをつくる

②　低炭素で地球にやさしいまちをつくる

③　生きものがいっぱいで自然を大切にするまちをつくる

④　もったいないの心で資源を大切にするまちをつくる

⑤　健康で魅力ある住み続けたいまちをつくる

施策の体系

望ましい環境像		基本目標	施策の柱	施策の方向
みんなの環でひろげる「すくすく環境、わくわくいずみ」	⇒ 参加・協働	1 みんなで考え取組むまちをつくる	⇒ 1-1 環境学習の推進	⇒ 1-1-1 生涯学習における環境学習を推進するために
				⇒ 1-1-2 学校教育における環境学習を推進するために
			⇒ 1-2 環境保全活動の支援・促進	⇒ 1-2-1 環境情報の共有化を推進するために
				⇒ 1-2-2 環境保全活動への支援を推進するために
				⇒ 1-2-3 国際的・広域的な連携を推進するために
	⇒ 低炭素社会	2 低炭素で地球にやさしいまちをつくる	⇒ 2-1 エネルギーの適切な利用	⇒ 2-1-1 省エネルギーを推進するために
				⇒ 2-1-2 新エネルギーの利用を推進するために
			⇒ 2-2 環境にやさしい交通手段による移動の推進	⇒ 2-2-1 車をかしこく使うために
			⇒ 2-3 CO_2吸収源の確保	⇒ 2-3-1 緑を守りふやすために
	⇒ 生物多様性	3 生きものがいっぱいで自然を大切にするまちをつくる	⇒ 3-1 生物多様性の確保	⇒ 3-1-1 多様な生物が息づく環境を保全・回復するために
			⇒ 3-2 自然の保全と人との共生	⇒ 3-2-1 豊かな森を守り育てるために
				⇒ 3-2-2 農地を保全し有効に活用するために
				⇒ 3-2-3 水辺の環境を守り育てるために
				⇒ 3-2-4 健全な水循環を確保するために
	⇒ 循環型社会	4 もったいないの心で資源を大切にするまちをつくる	⇒ 4-1 ごみの削減と資源循環の推進	⇒ 4-1-1 リデュース（廃棄物の発生抑制）を推進するために
				⇒ 4-1-2 リユース（再使用）を推進するために
				⇒ 4-1-3 リサイクル（再資源化）を推進するために
			⇒ 4-2 廃棄物の適切な処理の推進	⇒ 4-2-1 3Rを推進するために
				⇒ 4-2-2 環境負荷の少ないごみ処理を推進するために
	⇒ 安全・安心	5 健康で魅力ある住み続けたいまちをつくる	⇒ 5-1 健康なまちづくりの推進	⇒ 5-1-1 きれいな大気・水・土壌環境を守るために
				⇒ 5-1-2 感覚環境（熱、かおり、音）を守るために
				⇒ 5-1-3 化学物質などによる環境リスクを低減するために
			⇒ 5-2 魅力あるまちづくりの推進	⇒ 5-2-1 まちの環境美化を推進するために
				⇒ 5-2-2 水と緑が豊かな潤いあるまちづくりを推進するために
				⇒ 5-2-3 地域の個性を活かしたまちなみづくりを推進するために
				⇒ 5-2-4 災害に強い安心して住める環境に配慮したまちづくりを推進するために

６　計画の進捗状況

(1)　「いずみ環境くらぶ」の設立

市民、事業者及び市のコミュニケーションの確立とお互いの信頼を築くために、市民及び事業者が主体的に環境保全活動に取り組み、交流できる場として、いずみ環境くらぶが平成 14 年６月に発足しました。

本くらぶは、自分たちのまちの環境について自ら考え、行動することができる人たちの集まりです。市民レベルの環境保全活動の環を広げ、本市における環境保全活動の先導役となることが期待されます。

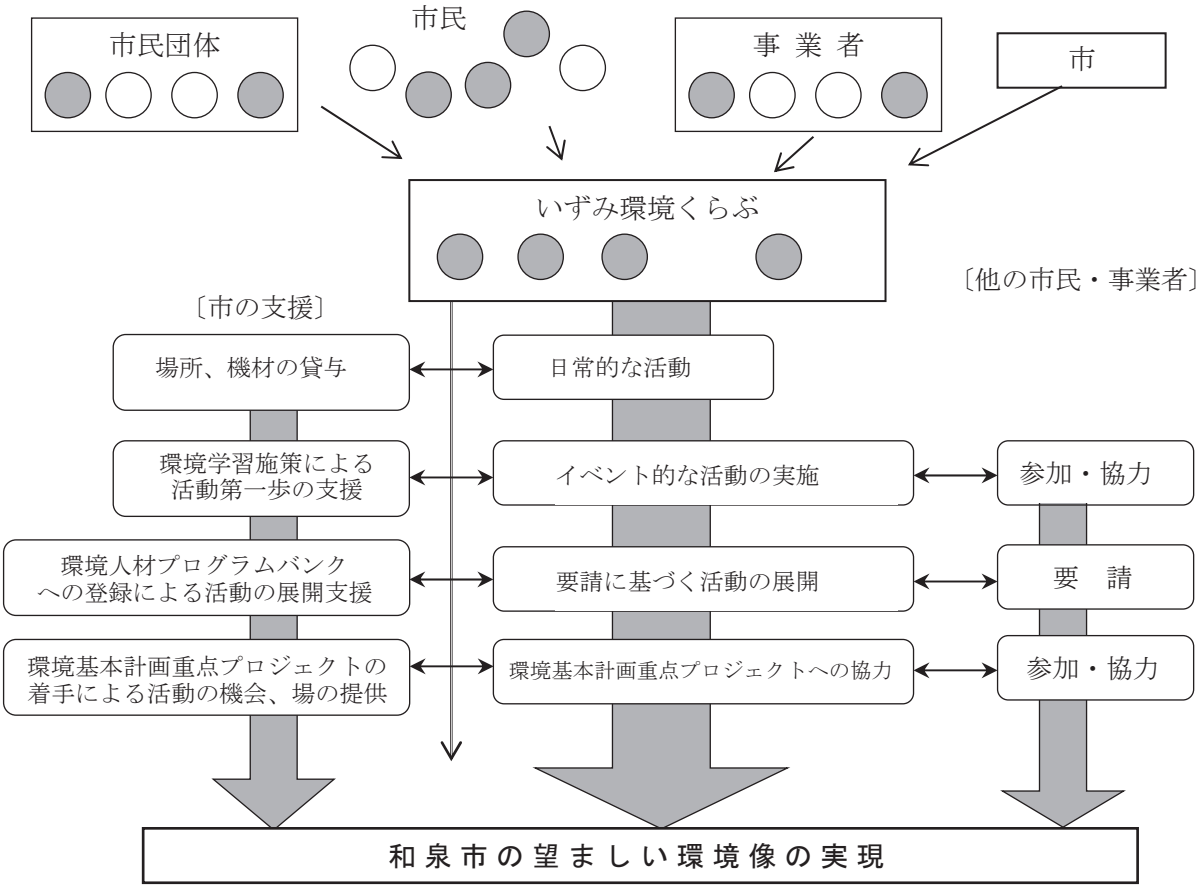

平成 31 年３月現在、本くらぶの会員数は、39 名＋４事業者で、３つのグループ（地球環境・自然歴史・ごみ）に分かれてそれぞれ活動を行っています。

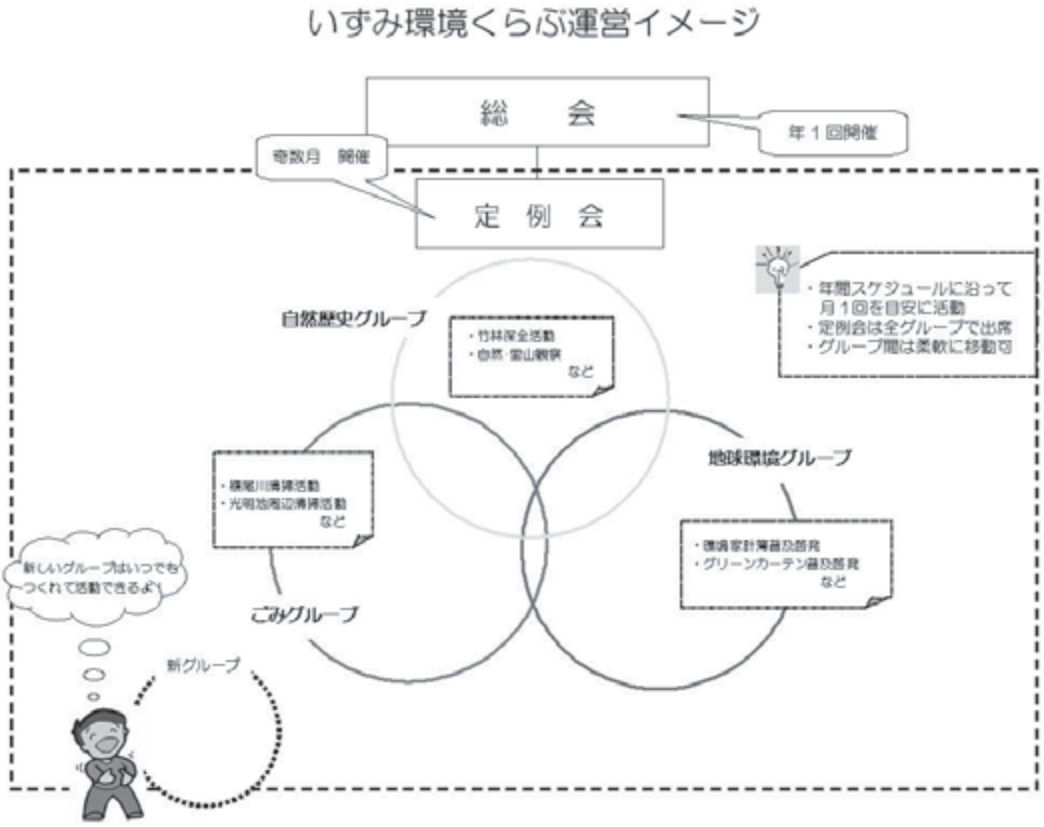

図－21　いずみ環境くらぶ　運営方法

(2)「和泉市環境人材プログラムバンク」の設置

環境に関する専門的知識や特別な技能等を持つ、地域や民間企業等の社会人ボランティアを積極的に環境保全活動の中で活用し、環境保全活動の活性化を図るため、「和泉市環境人材プログラムバンク」を平成 14 年１月に設置しました。

平成 31 年３月現在、10 名の社会人ボランティアの方々が登録されています。

表－33　和泉市環境人材プログラムバンクにおける人材について

アイ・あいロビーボランティア活動、光明池公園自主観察
自然エネルギー普及のための草の根活動、大型風力発電施設の開発
近所の清掃、草刈、樹木の選定、花壇の整備
湿地環境の保全活動や観察会等の環境啓発や水環境の啓発活動
小・中学校への環境教育に協力支援、惣ヶ池信太山湿地の保全活動他
槇尾川にて観察会を主催、岸和田神於山の里山活動、省エネルギー普及指導員
街並み保存・木造建築の研究
和泉めだかネットワーク
化学分析（ガスクロマトグラフィー、原子吸光分析、液体クロマトグラフィー等）
環境カウンセラー

いずみ環境くらぶ 会則

（目的及び設置）

第１条　市民、事業者及び市のコミュニケーションの確立とお互いの信頼を築くために、市民及び事業者が主体的に環境保全活動に取り組み、交流できる場として、いずみ環境くらぶ（以下「くらぶ」という。）を設置する。

（活動）

第２条　くらぶは、第１条の目的を達成するために、種々の環境保全に関する活動を行う。

２　活動は、会議で発案し、決議するものとする。

（構成）

第３条　くらぶは、和泉市の環境保全活動に関心があり、活動意志がある者で構成される。

（会長、副会長、書記、会計及び会計監査）

第４条　くらぶに会長、副会長、書記、会計及び会計監査をそれぞれ１名ずつ置き、会員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、本会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

４　会長、副会長、書記、会計及び会計監査の任期は１年とし、再任は妨げないが３年を限度とする。

（総会）

第５条　総会は、１年に１回開催するものとし、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　総会は、会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　総会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

４　総会は、くらぶの唯一の議事決定機関とする。

（分科会）

第６条　第１条の目的を達成するために、目的に応じた分科会を設置し、個々で活動を行なう。

２　それぞれの分科会には、班長及び副班長を置くものとする。

（定例会）

第７条　分科会での活動報告を主たる目的として、定例会を１年に数回開催するものとし、会長が招集し、会長がその議長となる。

（会費）

第８条　個人会員は、年 500 円を会費として、会計に年度当初に支払うものとする。

２　法人会員は、１口 10,000 円で１口以上を会費として会計に年度当初に支払うものとする。

３　年度途中での入会者についても同様とする。

４　退会者への会費の返還はないものとする。

５　集金された会費は、くらぶの環境保全活動に使用することが出来る。

６　会員の報酬は無償とする。

（入会及び退会）

第９条　会員の募集は、公募により行う。

２　入会及び退会は、自由とする。

３　会員が入会後に会費を連続 2 年分滞納した場合、本会を退会するものとする。尚、再入会は妨げない。

（保険）

第 10 条　会員は全て保険に加入するものとし、費用は個人で負担する。

（庶務）

第 11 条　くらぶの庶務は、市の環境保全担当課において処理する。

（会則の改正）

第 12 条　この会則を改正しようとするときは、総会において承認されなくてはならない。

（補則）

第 13 条　この会則に定めるもののほか、くらぶの運営に関し必要な事項は、総会にて発案し、決議するものとする。

附　則

この会則は、第１回のくらぶの開催日から実施する。

附　則

この会則は、平成 18 年３月 25 日から実施する。

附　則

この会則は、平成 31 年３月 16 日から実施する。

和泉市環境人材プログラムバンク運営要綱

（目　的）

第１条　環境に関する専門的知識、特別な技能等を持つ、地域や民間企業等の社会人ボランティアを積極的に環境保全活動の中で活用し、環境保全活動の活性化を図るため、「和泉市環境人材プログラムバンク」（以下、「人材バンク」という。）を設置する。

（事業の推進方法）

第２条　前条の目的を達成するため、環境保全担当課内に「人材バンク」を置き、事業を推進する。

（事　業）

第３条　「人材バンク」は、次の事業を行う。

（１）地域や民間企業等の社会人の中から優れた技能、専門的知識、豊かな経験等をもつ人材を発掘、登録し、市民及び事業者に紹介すること。

（２）地域の環境保全に関する人材活用の研究に関すること。

（３）前２号に掲げるもののほか、第１条の目的を達成するために必要と認められること。

（人材の募集及び登録）

第４条　人材の登録は、次の募集方法によって得られた人材に対して「和泉市環境人材プログラムバンク登録同意書」（様式第１号）により行うものとする。

（１）市広報による公募

（２）自治会等の地域からの推薦

（３）環境保全団体等からの推薦

（４）前３号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

（人材の派遣方法等）

第５条　市民及び事業者からの人材派遣の依頼は、「和泉市環境人材派遣要請依頼書」（様式第２号）により行うものとし、派遣される人材に対しては、「和泉市環境人材派遣依頼書」（様式第３号）により行うものとする。

（登録の削除）

第６条　次の事項に該当するときには、登録を削除することができる。

（１）登録者からの申出があったとき

（２）環境保全活動の人材として適切でないと市長が認めたとき

（報酬等）

第７条　登録者の報酬は、無償とする。

（費　用）

第８条　登録に際して、登録者の費用負担はないものとする。

（保　険）

第９条　登録者は、全て行政協力員保険に加入するものとし、費用は市が負担する。

附　則

この訓令は、平成 14 年４月１日から施行する。ただし、第９条については平成 15 年４月１日から施行するものとする。

第２節　和泉市地球温暖化対策実行計画

地球温暖化は、大気中に排出された二酸化炭素やメタン、ハイドロフルオロカーボン、一酸化二窒素などの温室効果ガスにより地球の平均気温が上昇する現象です。この現象は私たちの事業活動や日常生活と密接に関係しており、このまま放置しておくと、これから地球規模で様々な問題が発生すると考えられているため、温室効果ガス削減対策を行う必要があります。そのために、私たちの事業活動や日常生活を見直すことにより温室効果ガス排出抑制に努めていかなければなりません。

本市では、日常業務を通じて発生する温室効果ガスを削減することを目的に、職員一人ひとりが環境に配慮した取組を実行していくための行動計画として、平成 11 年４月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「和泉市地球温暖化対策実行計画」を平成 14 年３月に策定しました。その後、平成 19 年６月に「第二次和泉市地球温暖化対策実行計画」、平成 25 年３月に「第三次和泉市地球温暖化対策実行計画」を策定し、庁舎等の省エネルギー化や環境の保全に関する職員研修の実施など、地球温暖化の対策に向けた取り組みを進めています。

この間、平成 27 年にフランスのパリにおいて、気候変動枠組条約締約国会議（COP21）が開催され、“世界の平均気温上昇を 2℃以内に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力をすること”を目的とした「パリ協定」が採択されました。また、我が国では、平成 28 年５月に新しい「地球温暖化対策計画」が策定され、2030 年度の温室効果額削減目標を「平成 25 年度比で 26％削減する」とし、さらに、庁舎などの施設においては 40％の削減目標を掲げています。

本市においても、上述の国内外の動向等を踏まえ、平成 31 年３月に「第四次和泉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を新たに策定しました。

本計画は、庁内の省エネや省資源、廃棄物の減量化などの取組に関する指針となるもので、計画の期間は、令和元年度（2019 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までとしております。計画の見直しについては、計画期間のおよそ中間年にあたる令和７年度（2025 年度）に実態把握及び評価を行うとともに、情勢等が大きく変化した場合などはその都度見直しを行います。

削減目標は、本市の事務・事業の実施に伴って排出される温室効果ガスの総排出量を令和 12 年度（2030 年度）末までに、平成 25 年度（2013 年度）比で約 40％削減するというものです。

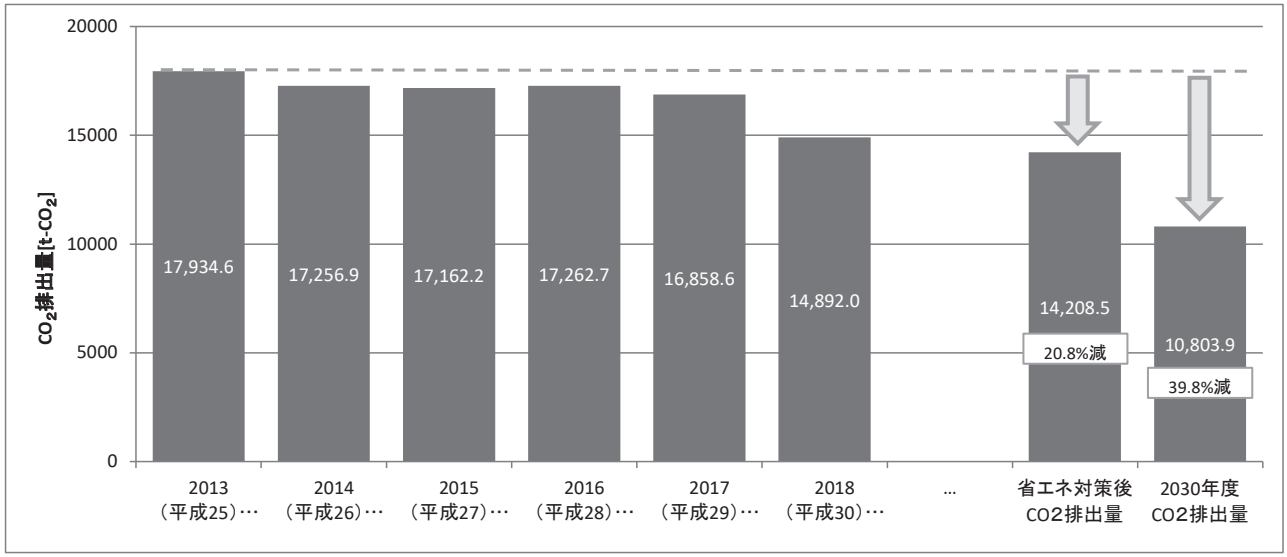

図 22　温室効果ガスの排出量削減目標

第３節　和泉市地球温暖化対策地域推進計画

１　和泉市地球温暖化地域推進計画

世界的な規模で地球温暖化が進んでおり、我が国においても年平均気温が上昇傾向にあります。このまま温暖化を放置しておくと、生態系の崩壊、自然災害の増加、食料生産量の低下など、さまざまな悪影響が生じる可能性があります。

現在、我が国においても、さまざまな制度設計や革新技術への支援、国民運動の推進など多くの対策を講じていますが、それぞれの地域においても地域の特性に応じた地球温暖化対策を検討していく必要があります。平成 20 年に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、都道府県及び特例市以上の市においては、現行の地方公共団体実行計画を拡充し、新しい計画を策定することを義務付けています。

本市では、持続可能な低炭素社会の構築を目指し、「和泉市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市域における温室効果ガスの削減のための具体的な目標、各主体の取組み項目、推進体制等を定めるものとしました。

２　計画の基本的な考え方

和泉市地球温暖化対策地域推進計画は、市域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、市民・事業者・市等の各主体が、各々の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン」及び「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」に基づき、また「和泉市環境基本計画」「第四次和泉市総合計画」「和泉市地域新エネルギービジョン」「和泉市地球温暖化対策実行計画」との整合が図られた、和泉市が今後持続可能な低炭素社会の構築を目指して策定する計画です。

対象とする温室効果ガスは、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素を対象とします。

また、計画の基準年度を 1990 年、目標年度を 2020 年度とし、その間の 10 年間を計画期間とし、計画の対象地域は、市域全体としています。

３　削減目標

削減目標は、本市域からの二酸化炭素の総排出量を 1990 年を基準年度として、10 年間で 10％削減するというものです。

689 千トン（CO2 換算）〈1990 年実績〉 ―――→ 10％削減 ―――→ 618 千トン（CO2 換算）〈2020 年目標〉

4　重点的取組み

○住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付事業

地球温暖化防止対策を推進するために、二酸化炭素など温室効果ガスの削減に効果的な太陽光発電の普及啓発を図ることを目的に、「住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付事業」を平成 21 年度に創設いたしました。

表－34　住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付事業年度別実績（平成 25～30 年度）

		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
申請件数(件)		398	280	187	216	159	135
募 集 方 法		抽選	－	－	-	-	－
交付者数(件)		218	279	187	216	159	135
競 争 率(倍)		1.8	－	－	-	-	－
新築割合(%)	全　体	29	22	35	40	60	58
	交付者	29	22	35	40	60	58
出　力(kW)	全　体	1765.0	1359.0	1003.3	1083.2	790.8	688.5
	交付者	1000.7	1354.1	1003.3	1083.2	790.8	688.5
補助額(円/kW)		25,000	20,000	20,000	20,000	20,000	15,000
上限(円)		100,000	80,000	80,000	80,000	80,000	60,000
予算(万円)		2,000	2,500	2,500	2,500	1,500	1,200

主な概要（平成 30 年度）

市内の自らが所有し居住する住宅に太陽光発電システムを設置する方が対象

（１）補助額＝15,000 円/kW（上限 6 万円）

（２）資格条件

・システムを新設した方、或いは、対象システム付き新築住宅を購入した方

・市税（市民税・固定資産税・軽自動車税）を滞納していないこと

効　　果

一般家庭の平均的な発電システムを３kW と仮定しますと、年間あたり約 900 kg の二酸化炭素を削減することが可能で、これにより１世帯あたり約５％の二酸化炭素の削減となります。

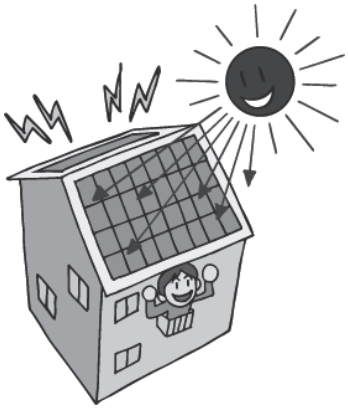

○雨水貯留タンク設置費補助金交付事業

雨水の貯留による有効利用を促進し、もって和泉市内の雨水浸水防除機能の向上と温室効果ガスの削減を図ることを目的に、「雨水貯留タンク設置費補助金交付事業」を平成 24 年度から行っています。

事業概要

・対象となる設備

①建築物の雨どいからの雨水を集め、当該建築物等の施設内で一時的に一定量貯留する機能を有する設備であること

②80 リットル以上の貯留容量を有する設備であり、雨水貯留タンクとして販売されている専用製品であること

・補助金額

雨水タンク１基の購入価格（工事費を除く・消費税込）の２分の１

（1,000 円未満は切り捨て）

上限額は 30,000 円

事業実績

○平成 29 年度

申請件数：14 件

申請総額：122,000 円（予算：100 万円）

平均容量：346 リットル

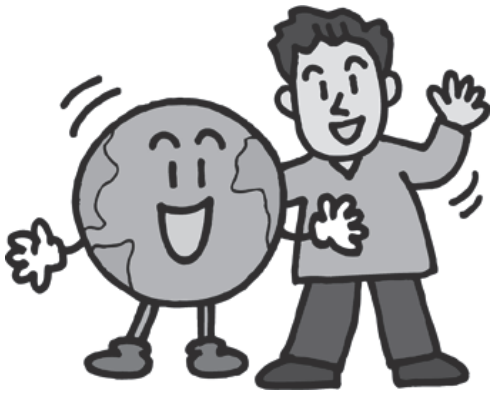

○平成 30 年度

申請件数：14 件

申請総額：270,000 円（予算：60 万円）

平均容量：181 リットル

○家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置費補助金交付事業

地球温暖化防止対策を推進するため、二酸化炭素排出量の削減に効果的な家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの普及啓発を図ることを目的に、「家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置費補助金交付事業」を平成 29 年度に創設いたしました。

主な概要（平成 30 年度）

市内の自らが所有し居住する住宅に燃料電池コージェネレーションシステムを設置する方が対象

（１）補助額＝50,000 円

（２）資格条件

・一般財団法人燃料電池普及促進協会（ＦＣＡ）が指定した燃料電池コージェネレーションシステムであり、未使用品であること

・市税（市民税・固定資産税・軽自動車税）を滞納していないこと

事業実績

○平成 29 年度

申請件数：123 件

申請総額：6,150,000 円（予算：750 万円）

○平成 30 年度

申請件数：198 件

申請総額：9,900,000 円（予算：1,000 万円）

第４節　和泉市役所本庁舎における環境マネジメントシステムの取組推進

１　和泉市環境マネジメントシステムの目的

「和泉市環境基本条例」（平成 12 年４月１日施行）に基づき、市民や事業者と連携しながら、環境の保全と創造に向けた施策を積極的に推進する一方、事業者及び消費者の立場でもある市役所自らが環境負荷を低減するため、日常業務の中で率先して環境に配慮した行動に取り組むことが、環境保全の先導的な役割を果たす上で極めて有効であると考えます。

このため、その第一歩として、本市役所の本庁舎の事務・事業活動において、環境マネジメントシステムを構築し、職員一人ひとりができることから継続的かつ着実に環境を改善する取り組みを推進するために、平成 13 年 11 月 14 日に、ISO 14001 の認証を取得いたしましたが、平成 27 年 3 月末を以って認証を返上し、同年 4 月から新たに和泉市環境マネジメントシステムを導入しております。

２　庁舎全体での取組の進捗状況

６項目を庁舎全体の目標にあげて、それぞれ数値目標を設けて取り組みを進めています。

表－35　本庁舎全体における目標項目と実績

項　　目	実　　績		
	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
電気使用量の削減（kWh）	1,247,343	1,136,498	1,039,530
都市ガス使用量の削減（㎥）	102,875	112,781	106,602
水道使用量の削減（㎥）	12,468	12,977	10,893
公用車燃料消費量の削減（ℓ）	48,028	44,462	40,952
紙の購入量の削減（枚）※	10,527,650	10,641,961	10,114,187
可燃ごみの削減（kg）	20,040	16,040	15,490

※A4 換算　財務会計システムから購入金額を算出し、紙の単価で割り戻して算出

３　環境監査の実施

「環境監査員」に任命された職員（全４７名）で、３名１組の班をつくり、各室・課（５２）をまわって環境監査を実施し、継続的改善を行いながら環境管理活動ができているかをチェックしています。

○実施期間：平成３１年２月４日～同年２月２８日

○実施内容：監査用のチェックリストに基づき監査を行い、指摘事項等があれば指導及び是正処置書を提出し、改善を促す

資　料　編　1

調査測定結果及び参考資料

1　大気汚染測定結果

(1) 窒 素 酸 化 物

化学発光法による常時測定

① 二酸化窒素

平成 30 年度における二酸化窒素濃度月別測定結果

測定局	項目＼年月		平成30年									平成31年		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
緑ケ丘小学校	有効測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	30	31	28	31
	測定時間	(時間)	711	735	709	735	736	712	732	711	715	737	660	736
	月平均値	(ppm)	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.005	0.007	0.009	0.009	0.009	0.010	0.008
	1時間値の最高値	(ppm)	0.025	0.035	0.034	0.022	0.023	0.042	0.030	0.032	0.038	0.049	0.037	0.028
	日平均値の最高値	(ppm)	0.013	0.016	0.015	0.011	0.008	0.014	0.014	0.016	0.015	0.024	0.019	0.013
	1時間値が 0.2 ppm を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が 0.1 ppm 以上 0.2 ppm 以下の時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が 0.06 ppm を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

二酸化窒素濃度の測定結果（平成 30 年度）

測定局	令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2 ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1 ppm以上0.2 ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06 ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04 ppm以上0.06 ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06 ppmを超えた日数
			(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
緑ケ丘小学校	59	住	364	8629	0.007	0.049	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.015	0

（注）「98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から 98%値の範囲にあって、かつ 0.06ppm を超えたものの日数である。

② 一酸化窒素

平成 30 年度における一酸化窒素濃度月別測定結果

測定局	項目＼年月		平成30年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成31年 1月	2月	3月
緑ケ丘小学校	有効測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	30	31	28	31
	測定時間	(時間)	711	735	709	735	736	712	732	711	715	737	660	736
	月平均値	(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	1時間値の最高値	(ppm)	0.008	0.016	0.008	0.012	0.012	0.005	0.008	0.014	0.025	0.068	0.027	0.010
	日平均値の最高値	(ppm)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.003	0.004	0.010	0.007	0.002

一酸化窒素濃度及び窒素酸化物濃度の測定結果（平成 30 年度）

測定局	令別表第3の区分	用途種別	一酸化窒素（NO） 有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	窒素酸化物（$NO+NO_2$） 有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値のNO_2／($NO+NO_2$)
			(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
緑ケ丘小学校	59	住	364	8629	0.001	0.068	0.002	364	8629	0.008	0.117	0.017	91.0

(2) 光化学オキシダント

平成 30 年度における光化学オキシダント濃度月別測定結果

測定局	項目＼年月		平成30年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成31年 1月	2月	3月
緑ケ丘小学校	昼間測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	15	27	31	28	31
	昼間測定時間	(時間)	445	460	443	462	461	447	461	218	381	456	406	462
	昼間の1時間値の月平均値	(ppm)	0.050	0.047	0.041	0.040	0.034	0.033	0.037	0.032	0.027	0.031	0.032	0.042
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	(日)	20	19	12	17	12	10	6	1	0	0	0	7
		(時間)	113	117	92	113	67	42	20	4	0	0	0	25
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	(日)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		(時間)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値の最高値	(ppm)	0.089	0.091	0.105	0.123	0.116	0.091	0.081	0.065	0.051	0.057	0.056	0.075
	昼間の日最高1時間値の月間平均値	(ppm)	0.064	0.062	0.057	0.065	0.053	0.051	0.053	0.048	0.037	0.041	0.042	0.054

光化学オキシダント濃度の測定結果（平成30年度）

測定局	用途地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
		(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
緑ケ丘小学校	住	346	5102	0.038	104	593	1	1	0.123	0.053

(3) 浮遊粒子状物質

平成30年度における浮遊粒子状物質濃度月別測定結果

測定局	項目＼年月		平成30年									平成31年		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
緑ケ丘小学校	有効測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	28	30	31	31	28	31
	測定時間	(時間)	716	741	715	740	740	715	694	714	740	741	669	741
	月平均値	(mg/m³)	0.023	0.018	0.015	0.022	0.015	0.013	0.013	0.015	0.013	0.012	0.018	0.017
	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m³を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(mg/m³)	0.054	0.066	0.043	0.068	0.053	0.042	0.036	0.041	0.063	0.049	0.067	0.061
	日平均値の最高値	(mg/m³)	0.042	0.045	0.035	0.050	0.031	0.023	0.023	0.032	0.034	0.022	0.034	0.031

浮遊粒子状物質濃度の測定結果（平成30年度）

測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m³を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数
		(日)	(時間)	(mg/m³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m³)	(mg/m³)	有(○) 無(×)	(日)
緑ケ丘小学校	住	362	8666	0.016	0	0.0	0	0.0	0.068	0.039	○	0

(4) 微小粒子状物質（PM2.5）

平成30年度における微小粒子状物質濃度月別測定結果

測定局	項目＼年月		平成30年									平成31年		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
緑ケ丘小学校	有効測定日数	（日）	30	31	30	31	31	30	28	30	30	31	28	31
	測定時間	（時間）	715	740	714	740	740	715	693	716	732	739	664	738
	月平均値	（μg/m³）	17.5	13.5	10.6	14.8	9.9	8.8	11.0	12.4	10.4	10.5	14.6	13.8
	日平均値の最高値	（μg/m³）	30.0	32.5	27.8	37.4	22.0	18.7	20.3	27.0	24.0	19.1	30.4	25.6
	日平均値が35μg/m³を超えた日数	（日）	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0

微小粒子状物質濃度の測定結果（平成30年度）

測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35μg/m³を超えた日数とその割合		98%値評価による日平均値が35μg/m³を超えた日数	環境基準達成状況	
		（日）	（時間）	（μg/m³）	（μg/m³）	（日）	（%）	（mg/m³）	長期基準	短期基準
緑ケ丘小学校	住	361	8646	12.3	30.0	2	0.6	0	○	○

風配図 － 月別

測定局：緑ケ丘小学校

2018年4月～2019年3月　1～24 時

風向風速計高さ　17.8 m

出現頻度

平均風速

円内　無風%　測定時間数

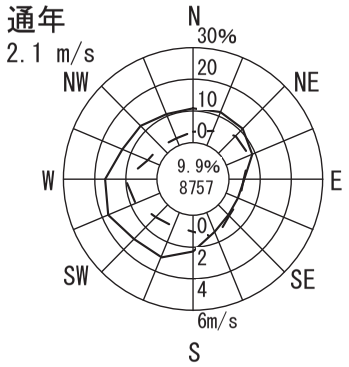

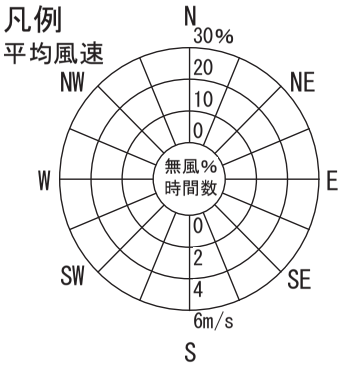

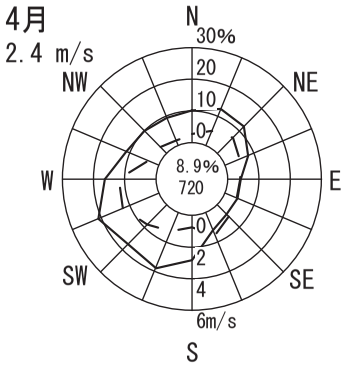

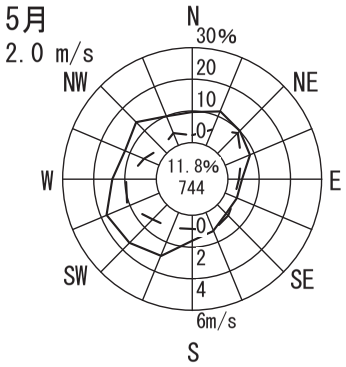

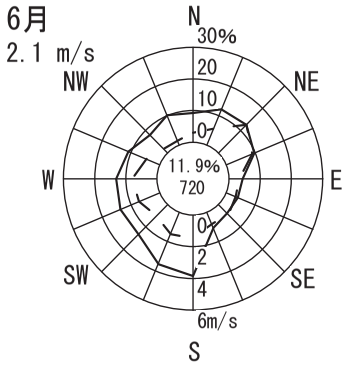

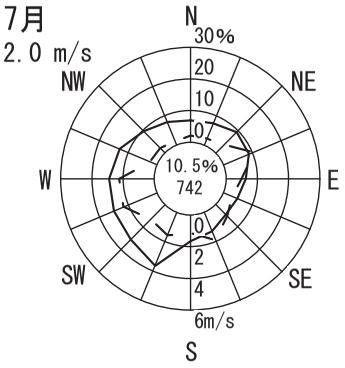

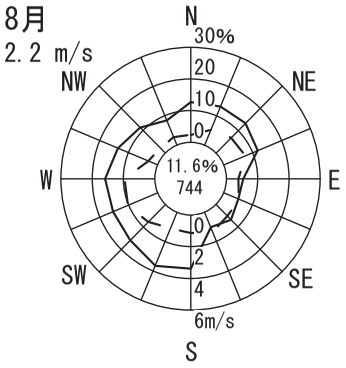

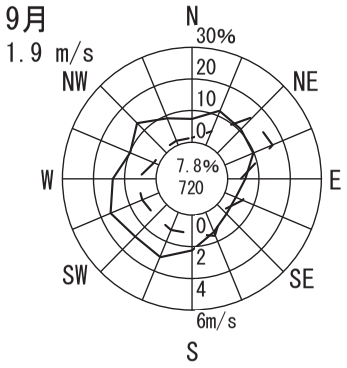

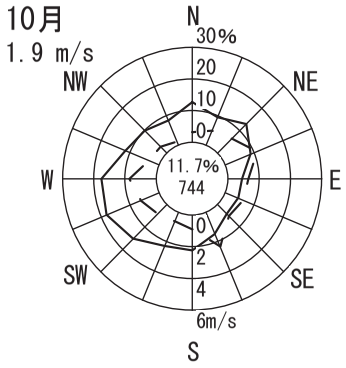

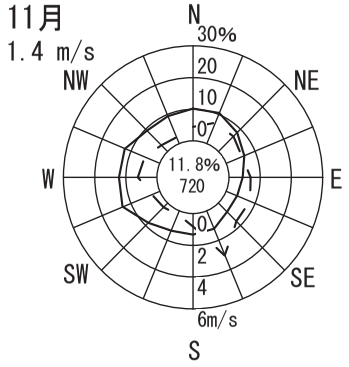

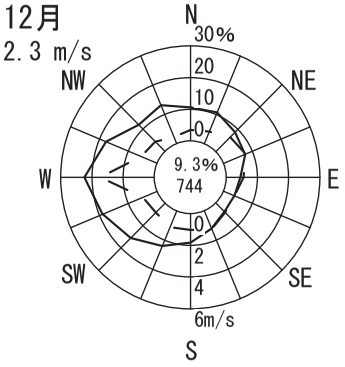

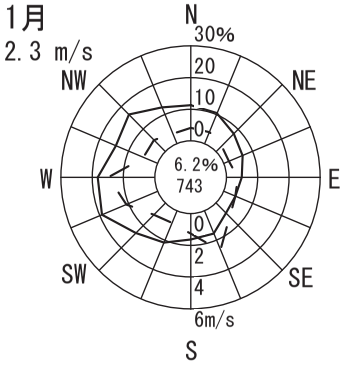

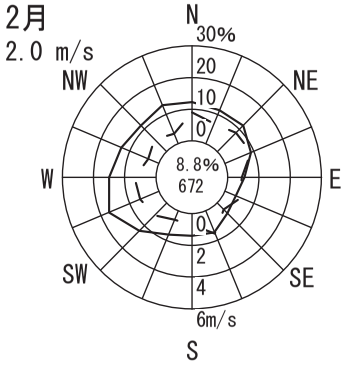

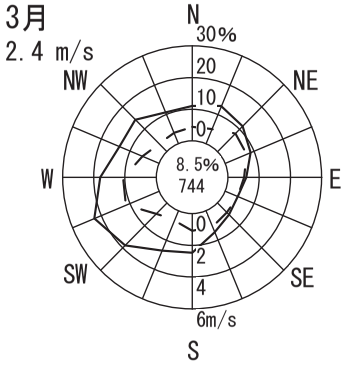

2　大気関係の法律・条例に基づく届出等の状況

(1) 大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙等発生施設の届出の状況

（平成 30 年度）

区　　分		ばい煙・ばいじん・有害物質			粉　じ　ん			炭化水素類
法律・条例		法　に よるもの	条例に よるもの	合　計	法　に よるもの	条例に よるもの	合　計	条例に よるもの
届出の区分	新　　設	1	0	1	0	2	2	0
	使　　用	2	0	2	0	0	0	0
	変　　更	0	0	0	0	0	0	0
	氏名等変更	3	0	3	0	0	0	0
	使用廃止	1	0	1	0	1	1	0
	承　　継	0	0	0	0	0	0	0
	合　　計	7	0	7	0	3	3	0

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出の状況

（平成 30 年度）

届出の区分	使　　用	設　　置	合　　計
届出件数	0	0	0

(3) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置状況

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

発生施設の種類 ＼ 工場等	ボイラー	乾燥炉	廃棄物焼却炉	ガス機関	工場等数
工場 事業所	94	9	10	2	54

(4) 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の設置状況

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

発生施設の種類 ＼ 工場等	鉱物・鉱石堆積場	ベルトコンベア バケットコンベア	破砕機 摩砕機	ふるい	工場 事業場数
工　　場	3	19	4	3	7

(1) 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙・粉じん発生施設の設置工場事業数

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

区分 / 工場等	ばいじん	有害物質	炭化水素類	一般粉じん	工場・事業場数
工場・事業場	3	10	34	41	87

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

特定施設	大気基準適用施設	水質基準対象施設			施設数合計	工場等数
	廃棄物焼却炉	廃ガス洗浄施設	湿式集じん施設	灰の貯蓄施設		
工場・事業数	6	1	4	3	14	4

(3) 固定発生源窒素酸化物総量削減指導要綱に係るばい煙発生施設使用計画届出の状況

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

工場・事業場	2

(4) 硫黄酸化物総量規制に係るばい煙発生施設使用計画届出の状況

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

工場・事業場	7

3　簡易法による二酸化窒素の調査

(1) 二酸化窒素濃度の測定結果（平成 30 年度）

〔単位：ppb〕

No.	測定地点名	NO_2 濃度				
		夏期(H29) 8/9~23	秋期(H30) 11/12~26	冬期(H29) 2/5~19	春期(H30) 5/16~28	平均値 (H30)
1	池上小学校	8.4	13.8	11.7	12.8	11.7
2	幸小学校	7.8	13.2	11.0	13.5	11.4
3	市民会館	7.4	12.8	11.4	10.8	10.6
4	芦部保育園	6.6	10.4	9.8	8.8	8.9
5	北松尾保育園	6.1	12.5	9.9	9.7	9.6
6	室堂局	6.1	9.6	9.4	9.0	8.5
7	石尾中学校	5.1	9.9	7.9	8.1	7.8
8	光明台北小学校	3.7	8.2	6.8	6.7	6.4
9	緑ケ丘小学校	3.6	7.3	6.6	6.0	5.9
10	槇尾中学校	4.4	8.3	7.9	6.6	6.8
11	くすのき公園	4.6	8.5	7.7	8.8	7.4
12	南松尾小学校	4.1	7.6	7.3	6.6	6.4
13	南横山小学校	1.8	4.4	4.9	4.2	3.8
14	上代町	11.6	16.9	15.6	16.3	15.1
15	国府小学校	9.0	12.8	12.2	12.6	11.7
16	つくしの公園	6.0	10.9	9.6	7.6	8.5

※H30 年度より市民会館→３号館裏

(2) 二酸化窒素濃度の経年変化（ＴＥＡ法）

〔単位：ppb〕

測定場所	測定年度										
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
池上小学校	18	18	15	15	13	11	15	13	14	10	13
幸小学校	19	17	14	15	12	10	15	12	13	9	13
石尾中学校	13	12	10	10	9	8	10	8	9	6	9
槇尾中学校	11	11	10	10	7	7	9	7	8	6	8
南松尾中学校	10	8	8	8	7	6	7	6	7	6	9
南松尾小学校	10	9	8	8	7	6	8	7	4	5	7

4　光化学スモッグ

（1）オキシダント緊急時等の発令基準等

発令区分		発　令　基　準	解　除　基　準
予報		当該地域の測定点のうち 1 点以上のオキシダント濃度が 0.08ppm 以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて注意報の発令に至ると認めるとき。	大気の汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気の汚染の状態が回復すると認めるとき。
オキシダント緊急時	注意報	当該地域の測定点のうち 1 点以上のオキシダント濃度が 0.12ppm 以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認めるとき。	大気の汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気の汚染の状態が回復すると認めるとき。 なお、この解除は予報の解除を含むものとする。
	警報	当該地域の測定点のうち 1 点以上のオキシダント濃度が 0.24ppm 以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認めるとき。	大気の汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気の汚染の状態が回復すると認めるとき。
	重大緊急警報	当該地域の測定点のうち 1 点以上のオキシダント濃度が 0.40ppm 以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認めるとき。	大気の汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気の汚染の状態が回復すると認めるとき。

（２）オキシダント濃度測定点及び発令に係る地域の区分

発令地域区分別オキシダント測定点　　（平成30年4月現在）

地域区分		測定点名称	地域区分		測定点名称	地域区分		測定点名称
1 大阪市中心部の地域	1	国設大阪	3 東大阪地域	20	茨田北小学校	4 堺市 及び その周辺地域	38	美原
	2	此花区役所		21	東大阪市西保健センター		39	金岡南
	3	勝山中学校		22	東大阪市六万寺(仮設)局		40	高石消防署高師浜出張所
	4	今宮中学校		23	八尾市保健所	5 北大阪地域	41	茨木市役所
	5	九条南小学校	4 堺市 及び その周辺地域	24	高石中学校		42	池田市立南畑会館
	6	平尾小学校		25	緑ヶ丘小学校		43	島本町役場
2 大阪市北部及び その周辺地域	7	淀中学校		26	藤井寺市役所		44	豊能町役場
	8	野中小学校		27	泉大津市役所（府）		45	楠葉
	9	豊中市千成		28	清江小学校		46	枚方市役所
	10	豊中市役所		29	摂陽中学校		47	王仁公園
	11	吹田市垂水		30	南港中央公園		48	庄所
	12	吹田市北消防署		31	少林寺		49	高槻北
	13	吹田市川園		32	浜寺	6 南河内地域	50	富田林市役所
3 東大阪地域	14	西部コミュニティーセンター		33	三宝		51	三日市公民館
	15	寝屋川市役所		34	若松台	7 泉南地域	52	貝塚市消防署
	16	大東市役所		35	石津		53	南海団地
	17	府立修徳学院		36	登美丘		54	泉南市役所
	18	大宮中学校		37	深井		55	岸和田中央公園
	19	聖賢小学校					56	佐野中学校

（３）光化学スモッグ予報等発令状況

地域		58	平成5	10	15	20	23	24	25	26	27	28	29	30
大阪府	予　　報(回)	19	14	29	21	8	4	7	13	5	12	9	2	9
	注　意　報(回)	19	11	25	14	7	4	4	7	3	11	7	1	5
	被害の訴え(回)	16	1	2	0	0	0	6	0	1	0	0	0	0
４の地域	予　　報(回)	16	13	23	16	7	2	5	5	1	9	6	1	7
	注　意　報(回)	11	9	17	8	5	2	2	4	1	7	1	0	4
	被害の訴え(回)(和泉市)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）４の地域とは、「堺市及びその周辺地域」のことで、和泉市、堺市、泉大津市、高石市、忠岡町、松原市、藤井寺市、羽曳野市が含まれる。

7 水質汚濁
(1)河川水質

平 成 30 年 度 水 質 測 定 結 果 表 (河川)

	地点番号		626				627				672				688				634			
	河川名		松尾川				松尾川				父鬼川				槇尾川				槇尾川			
	地点名		冬堂橋				箕形橋				阿弥陀橋				城前橋				桑原大橋			
	調査機関名		和泉市				和泉市				和泉市				和泉市				和泉市			
	測定値		最小値	最大値	平均値	測定回数	最小値	最大値	平均値	測定回数	最小値	最大値	平均値	測定回数	最小値	最大値	平均値	測定回数	最小値	最大値	平均値	測定回数
	流量	(m^3/S)	0.021	0.034	0.027	4	0	0.067	0.022	4	0.069	0.314	0.154	4	0.02	0.181	0.103	4	0.034	0.081	0.057	4
生活環境項目	pH	(－)	7.8	9.2	8.5	4	8.2	9.0	8.6	4	7.8	8.2	8.0	4	8	8.9	8.4	4	7.9	9.2	8.6	4
	DO	(mg/L)	10	15	13	4	9.6	19	14	4	9.1	13	11	4	10	14	12	4	11	18	15	4
	BOD	(mg/L)	1.1	4.2	2.2	4	0.7	3.4	1.5	4	<0.5	1.1	0.7	4	1.3	2	1.6	4	<0.5	2.7	1.3	4
	COD	(mg/L)	3.7	5.7	4.4	4	3.7	5.5	4.5	4	1.3	1.5	1.4	4	2.5	5.5	4.1	4	3.2	4.7	3.9	4
	SS	(mg/L)	1	7	4	4	<1	3	2	4	<1	7	3	4	<1	11	4	4	<1	5	3	4
	大腸菌群数	(MPN/100mL)	7.9×10^2	1.7×10^4	6.5×10^3	4	49	7.9×10^3	2.4×10^3	4	7.9×10^2	5.4×10^4	1.5×10^4	4	2.8×10^2	1.3×10^4	5.4×10^3	4	3.3×10^2	3.3×10^3	1.3×10^3	4
	全窒素	(mg/L)	1.3	1.8	1.5	4	0.82	1.8	1.3	4	0.59	0.90	0.81	4	0.89	1.7	1.4	4	1.1	1.8	1.5	4
	全りん	(mg/L)	0.046	0.099	0.072	4	0.042	0.096	0.072	4	0.021	0.085	0.041	4	0.064	0.212	0.114	4	0.034	0.16	0.093	4
	全亜鉛(水生生物)	(mg/L)	0.020	0.020	0.020	4	0.011	0.011	0.011	4	0.003	0.003	0.003	4	0.006	0.006	0.006	4	0.009	0.009	0.009	4
	ノニルフェノール(水生生物)	(mg/L)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	4	<0.00006	<0.00006	<0.00006	4	<0.00006	<0.00006	<0.00006	4	<0.00006	<0.00006	<0.00006	4	<0.00006	<0.00006	<0.00006	4
健康項目	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	4
	全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	1	不検出	不検出	不検出	1	不検出	不検出	不検出	1	不検出	不検出	不検出	1	不検出	不検出	不検出	1
	鉛	(mg/L)	0.001	0.001	0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1
	六価クロム	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1
	砒素	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1
	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	アルキル水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	1	不検出	不検出	不検出	1	不検出	不検出	不検出	1	不検出	不検出	不検出	1	不検出	不検出	不検出	1
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	1	不検出	不検出	不検出	1	不検出	不検出	不検出	1	不検出	不検出	不検出	1	不検出	不検出	不検出	1
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	1	<0.004	<0.004	<0.004	1	<0.004	<0.004	<0.004	1	<0.004	<0.004	<0.004	1	<0.004	<0.004	<0.004	1
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.003	<0.003	<0.003	1	<0.003	<0.003	<0.003	1	<0.003	<0.003	<0.003	1	<0.003	<0.003	<0.003	1	<0.003	<0.003	<0.003	1
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1
	チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
	シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1
	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1
	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1
	セレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	ふっ素	(mg/L)	0.14	0.14	0.14	1	0.15	0.15	0.15	1	<0.08	<0.08	<0.08	1	0.11	0.11	0.11	1	0.13	0.13	0.13	1
	ほう素	(mg/L)	0.1	0.1	0.1	1	0.1	0.1	0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1	0.4	0.4	0.4	1
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	<1	<1	<1	1	<1	<1	<1	1	<1	<1	<1	1	<1	<1	<1	1	<1	<1	<1	1
	フェノール類	(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5	<0.5	1
	銅	(mg/L)	0.023	0.023	0.023	1	0.009	0.009	0.009	1	0.003	0.003	0.003	1	0.005	0.005	0.005	1	0.008	0.008	0.008	1
	鉄(溶解性)	(mg/L)	0.19	0.19	0.19	1	0.09	0.09	0.09	1	<0.05	<0.05	<0.05	1	<0.05	<0.05	<0.05	1	<0.05	<0.05	<0.05	1
	マンガン(溶解性)	(mg/L)	<0.05	<0.05	<0.05	1	<0.05	<0.05	<0.05	1	<0.05	<0.05	<0.05	1	<0.05	<0.05	<0.05	1	<0.05	<0.05	<0.05	1
	全クロム	(mg/L)	<0.05	<0.05	<0.05	1	<0.05	<0.05	<0.05	1	<0.05	<0.05	<0.05	1	<0.05	<0.05	<0.05	1	<0.05	<0.05	<0.05	1
	陰イオン界面活性剤	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	4	<0.02	<0.02	<0.02	4	<0.02	<0.02	<0.02	4	<0.02	<0.02	<0.02	4	<0.02	<0.02	<0.02	4
	アンモニア性窒素	(mg/L)	<0.2	<0.2	<0.2	1	<0.2	<0.2	<0.2	1	<0.2	<0.2	<0.2	1	<0.2	<0.2	<0.2	1	<0.2	<0.2	<0.2	1
	硝酸性窒素	(mg/L)	0.8	0.8	0.8	1	0.7	0.7	0.7	1	0.5	0.5	0.5	1	0.8	0.8	0.8	1	0.6	0.6	0.6	1
	亜硝酸性窒素	(mg/L)	<0.2	<0.2	<0.2	1	<0.2	<0.2	<0.2	1	<0.2	<0.2	<0.2	1	<0.2	<0.2	<0.2	1	<0.2	<0.2	<0.2	1
	りん酸性りん	(mg/L)	0.046	0.046	0.046	1	0.03	0.03	0.03	1	0.021	0.021	0.021	1	0.058	0.058	0.058	1	0.027	0.027	0.027	1
	EPN	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他項目	アンチモン	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	モリブデン	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	ニッケル	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	塩素イオン濃度	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	全鉄	(mg/L)	0.4	0.4	0.4	1	0.1	0.1	0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1	0.1	0.1	0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1
	全マンガン	(mg/L)	0.03	0.03	0.03	1	0.02	0.02	0.02	1	<0.02	<0.02	<0.02	1	<0.02	<0.02	<0.02	1	<0.02	<0.02	<0.02	1
	電気伝導度	(mS/m)	32.4	40.9	37.0	4	21.8	49.8	37.6	4	9.5	14.8	11.5	4	20.6	47.6	34.5	4	19.2	42.3	30.4	4
	ATU-BOD	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	LAS	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
	トリハロメタン生成能	(mg/L)	0.062	0.062	0.062	1	0.032	0.032	0.032	1	0.025	0.025	0.025	1	0.022	0.022	0.022	1	0.031	0.031	0.031	1

市内河川水質のＢＯＤ年平均値の推移

（単位：mg/L）

河川名	年度／調査地点	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	平均値
父鬼川	阿弥陀橋	1.0	0.6	1.0	1.0	0.8	0.8	0.6	1.4	0.7	0.5	0.5	0.6	0.8	0.7	1.2	1.3	0.8
	神田橋（府）	1.6	1.7	1.4	1.4	1.7	1.8	1.3	1.3	1.5	1.2	1.3	1.5	1.1	1.3	1.3	1.4	1.4
東槇尾川	東條橋（府）	1.7	2.1	1.1	1.2	1.9	2.0	1.3	1.9	1.6	1.1	1.5	1.1	1.0	1.4	0.9	1.4	1.5
槇尾川	繁和橋（府）	3.5	4.2	4.3	3.6	4.9	3.0	2.9	2.6	2.7	2.1	2.9	2.0	1.9	2.0	2.0	2.2	2.9
松尾川	冬堂橋	1.8	1.8	3.2	1.8	2.1	1.9	2.4	2.7	1.4	1.3	1.2	1.7	1.4	1.5	1.8	2.2	1.9
	箕形橋	3.1	1.7	4.1	2.9	2.3	3.5	2.4	3.3	1.4	1.6	2.4	2.2	2.0	1.8	1.5	1.5	2.4
	新緑田橋（府）	3.6	3.8	4.2	3.3	3.6	3.1	2.8	3.0	3.1	2.4	2.8	2.4	2.2	2.3	2.6	2.7	3.0
	平均値	2.3	2.3	2.8	2.2	2.5	2.3	2.0	2.3	1.8	1.5	1.8	1.6	1.5	1.6	1.6	1.8	2.0

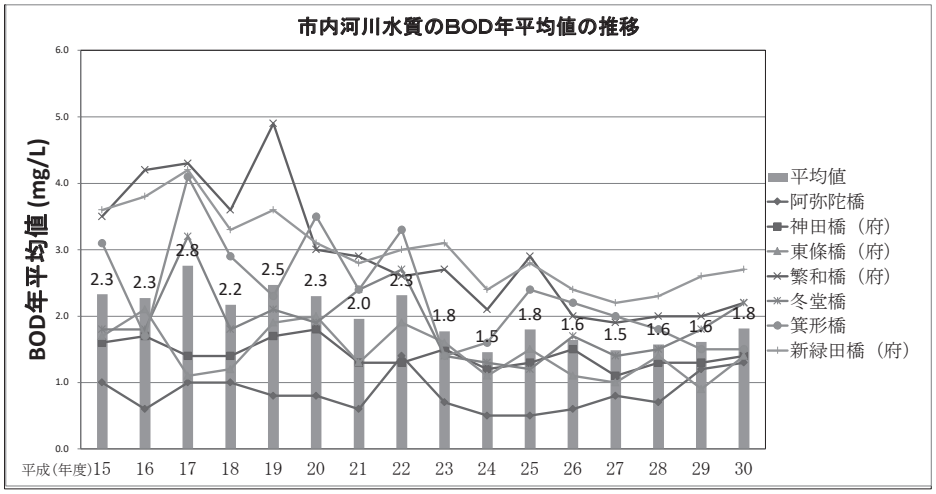

環境基準点におけるＢＯＤ75%値の推移

（単位：mg/L）

平成(年度)	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
松尾川 新緑田橋	3.9	4.3	5.1	3.9	3.7	3.8	3.2	3.1	3.3	2.7	3.2	2.5	3.3	2.6	2.6	3.3
槇尾川 繁和橋	4.6	4.8	5.5	3.7	4.1	3.3	3.0	2.9	2.8	2.6	3.4	2.2	2.9	2.1	2.2	2.5
環境基準値	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

（単位：mg/L）

平成(年度)	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
父鬼川 神田橋	1.9	1.9	1.6	1.6	2.0	1.9	1.7	1.5	1.7	1.2	1.6	1.5	1.2	1.5	1.5	1.5
環境基準値	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

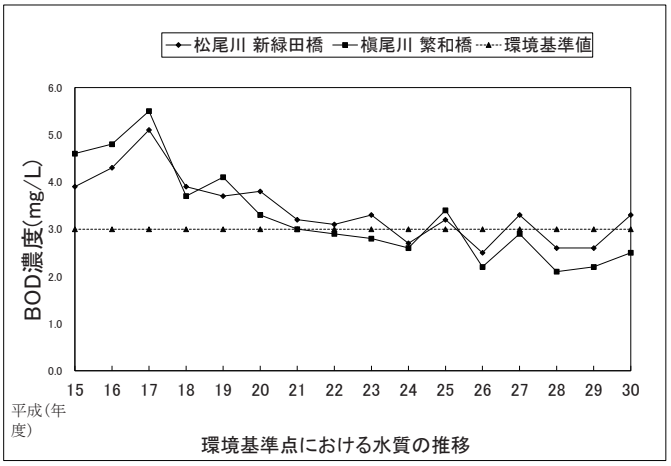

環境基準点における水質の推移

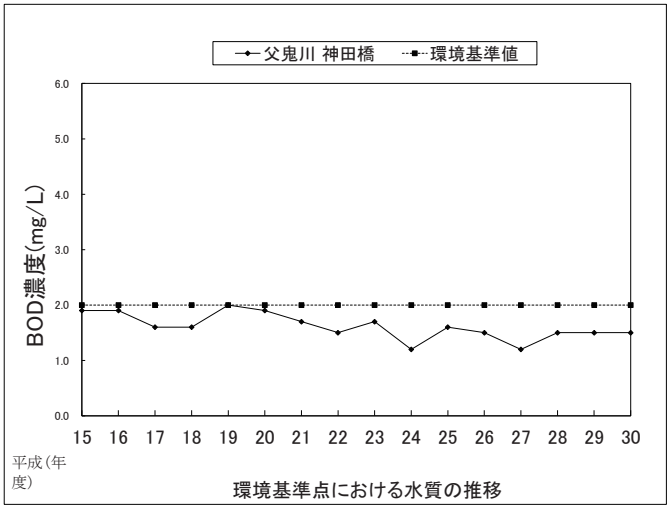

環境基準点における水質の推移

(2) 河川水質の推移

項目	調査機関	年度 / 測定地点	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
水素イオン濃度 (pH)	和泉市	冬堂橋	7.7～8.2	7.5～7.8	7.5～7.9	7.6～7.9	7.6～7.8	7.6～8.1	7.1～7.7	6.6～7.8	7.8～8.0	7.8～8.0	8.0～8.1	7.1～8.1	7.9～8.0	7.6～7.7	7.8～8.4	7.8～9.2
		箕形橋	7.7～7.9	7.8～7.9	7.8～8.0	7.8～8.3	7.6～7.9	8.0～8.9	7.4～8.1	7.1～8.3	7.9～8.4	8.1～8.8	8.1～9.4	7.7～8.6	8.0～8.6	7.8～8.2	7.9～9.0	8.2～9.0
		阿弥陀橋	7.6～7.8	7.6～7.9	7.9～8.4	7.6～8.3	7.8～8.1	7.7～8.4	7.3～7.9	7.1～8.3	7.5～7.8	7.8～8.0	7.7～8.0	7.8～8.3	7.4～7.8	7.5～8.1	7.9～8.3	7.8～8.2
	大阪府	新緑田橋	7.4～9.5	7.6～9.6	7.5～9.5	7.3～9.5	7.2～9.1	7.6～9.1	7.6～9.3	7.3～9.1	6.7～9.1	6.6～9.1	6.9～9.7	7.2～9.3	7.1～9.2	6.6～9.2	7.0～9.1	6.7～9.2
		繁和橋	7.3～9.0	7.4～9.1	7.3～9.3	7.2～8.8	7.0～9.3	7.5～8.8	7.1～9.0	7.1～9.1	6.6～9.4	6.6～9.2	6.7～9.1	6.7～9.2	6.3～10.1	6.7～9.3	6.8～9.3	6.5～9.6
		神田橋	7.1～8.8	7.2～8.5	7.1～8.6	7.0～9.1	7.3～8.9	7.0～8.3	6.9～8.4	7.4～9.1	6.6～9.2	6.7～8.7	7.0～9.0	6.5～9.4	6.9～9.2	6.7～9.3	7.2～9.3	6.7～9.2
		東條橋	7.6～8.3	7.5～8.7	7.5～8.0	7.2～8.7	7.5～8.4	7.5～8.7	5.9～8.3	7.1～8.3	6.7～8.4	7.1～8.2	7.3～8.6	7.1～8.6	6.8～8.6	6.9～8.5	7.2～8.4	6.7～8.4
生物化学的酸素要求量 (BOD) mg/L	和泉市	冬堂橋	1.8	1.8	3.2	1.8	2.1	1.9	2.4	2.7	1.4	1.3	1.2	1.7	1.4	1.5	1.8	2.2
		箕形橋	3.1	1.7	4.1	2.9	2.3	3.5	2.4	3.3	1.4	1.6	2.4	2.2	2	1.8	1.5	1.5
		阿弥陀橋	<1.0	0.6	1	1	0.8	0.8	0.7	1.4	0.8	0.5	0.5	0.6	0.8	0.7	1.2	0.7
	大阪府	新緑田橋	3.6	3.8	4.2	3.3	3.6	3.1	2.8	3	3.1	2.4	2.8	2.4	2.2	2.3	2.6	2.7
		繁和橋	3.5	4.2	4.3	3.6	4.9	3	2.9	2.6	2.7	2.1	2.9	2.0	1.9	2.0	2.0	2.2
		神田橋	1.6	1.7	1.4	1.4	1.7	1.8	1.3	1.3	1.5	1.2	1.3	1.5	1.1	1.3	1.3	1.4
		東條橋	1.7	2.1	1.1	1.2	1.9	2	1.3	1.9	1.6	1.1	1.5	1.1	1	1.4	0.9	1.4
浮遊物質量 (SS) mg/L	和泉市	冬堂橋	4	3	3	8	2	2	4	9	5	6	4	2	2	3	5	4
		箕形橋	6	3	9	2	6	4	5	5	6	3	7	3	5	3	2	2
		阿弥陀橋	<1	<1	1	4	1	<1	1	<1	<1	<1	1	1	1	1	<1	3
	大阪府	新緑田橋	8	6	14	7	9	7	6	4	6	5	4	4	4	6	7	6
		繁和橋	11	7	7	10	7	6	5	5	7	3	7	8	6	4	6	4
		神田橋	3	3	3	3	4	2	1	2	2	1	2	3	6	2	4	1
		東條橋	1	3	2	3	6	3	3	5	4	2	2	1	2	4	2	3

項目	調査機関	平成(年度) / 測定地点	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
溶存酸素量 (DO) mg/L	和泉市	冬堂橋	9.4	9.9	9.6	9.3	9.1	9.9	9.3	10.0	9.9	9.5	9.9	9.6	9.0	8.9	9.7	13
		箕形橋	11.0	9.7	11.0	9.4	11.0	13.0	11.0	11.0	11.0	11.0	15.0	10.0	11.0	10.1	11.1	14
		阿弥陀橋	10.0	10.0	11.0	10.0	11.0	11.0	10.0	11.0	11.0	10.0	11.0	10.0	10.0	10.0	10.3	11
	大阪府	新緑田橋	11.0	11.0	11.0	10.0	11.0	11.0	11.0	11.0	12.0	12.0	14.0	13.0	12.0	12.0	13.0	11
		繁和橋	10.0	11.0	9.8	9.3	10.0	11.0	9.8	10.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12
		神田橋	9.8	9.8	9.7	9.3	10.0	10.0	10.0	9.9	10.0	11.0	11.0	11.0	10.0	10.0	11.0	12
		東條橋	9.5	10.7	9.5	9.4	9.8	11.0	10.0	9.2	9.5	10.0	11.0	9.9	9.8	9.7	11.0	10
大腸菌群数 (Coli-G) MPN/100 ml	和泉市	冬堂橋	2.2×10^{4}	1.0×10^{4}	6.4×10^{4}	8.6×10^{2}	2.6×10^{4}	3.8×10^{4}	2.0×10^{4}	9.5×10^{3}	1.5×10^{4}	1.7×10^{4}	8.6×10^{3}	1.2×10^{4}	4.6×10^{4}	7.8×10^{3}	7.8×10^{3}	6.5×10^{3}
		箕形橋	1.2×10^{5}	4.8×10^{5}	2.1×10^{4}	9.7×10^{2}	1.9×10^{4}	4.4×10^{4}	1.3×10^{4}	2.0×10^{3}	1.1×10^{4}	1.8×10^{4}	2.7×10^{3}	8.4×10^{3}	1.3×10^{4}	2.7×10^{3}	2.7×10^{3}	2.4×10^{3}
		阿弥陀橋	2.0×10^{4}	1.2×10^{4}	6.5×10^{3}	2.7×10^{3}	8.3×10^{3}	1.2×10^{4}	5.1×10^{3}	1.7×10^{3}	1.9×10^{3}	3.9×10^{3}	3.2×10^{3}	1.5×10^{3}	5.6×10^{3}	1.6×10^{3}	1.6×10^{3}	1.5×10^{4}
	大阪府	新緑田橋	6.5×10^{4}	3.9×10^{4}	4.1×10^{4}	4.0×10^{4}	2.4×10^{4}	3.6×10^{4}	8.0×10^{4}	4.4×10^{4}	8.3×103	1.2×10^{4}	1.7×10^{4}	1.1×10^{4}	5.0×10^{5}	7.1×10^{4}	2.7×10^{4}	2.3×10^{4}
		繁和橋	3.8×10^{5}	1.8×10^{5}	1.1×10^{5}	7.7×10^{4}	6.9×10^{4}	1.2×10^{5}	3.3×10^{5}	5.7×10^{4}	1.7×10^{4}	8.2×10^{3}	3.5×10^{4}	1.1×10^{4}	2.5×10^{4}	5.9×10^{4}	1.4×10^{4}	9.0×10^{3}
		神田橋	3.1×10^{4}	2.6×10^{4}	4.1×10^{4}	3.0×10^{4}	2.0×10^{4}	4.3×10^{4}	6.5×10^{4}	1.2×10^{4}	5.2×10^{3}	5.0×10^{3}	5.2×10^{3}	1.5×10^{4}	1.3×10^{4}	1.6×10^{4}	1.4×10^{4}	1.0×10^{4}

（３）市街地水路等の水質

平成30年度 市街地水路等の水質調査結果

採水日 ：平成30年9月18日

番号			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	平均値	最小値	最高値	
調査地点			上町	富秋町	池上町	肥子町	井ノ口町	今福町	阪本町	池田下町	黒石町	春木川橋				市内河川平均値
水質	pH		7.8	9.4	8.8	8.1	8.4	8.5	8.3	8.7	8.3	7.9	8.4	7.8	9.4	
	DO	(mg/L)	7.8	23.0	13.0	8.9	13.0	8.9	11.0	11.0	8.0	8.8	11.3	7.8	23.0	
	BOD	(mg/L)	1.8	2.0	2.2	0.9	1.6	1.0	2.0	1.1	0.9	<0.5	1.4	<0.5	2.2	
	COD	(mg/L)	5.6	6.6	6.1	4.1	4.6	4.0	6.0	2.9	3.8	1.9	4.6	1.9	6.6	
	SS	(mg/L)	2	2	1	2	23	2	7	1	1	4	4.5	1.0	23.0	
	大腸菌群数	(MPN/100 mL)	1.7×10^{4}	1.3×10^{4}	4.9×10^{4}	4.9×10^{4}	1.3×10^{4}	2.4×10^{4}	2.4×10^{4}	1.3×10^{4}	4.9×10^{4}	7.9×10^{2}	2.5×10^{4}	7.9×10^{2}	4.9×10^{4}	
	全窒素	(mg/L)	0.96	2.50	2.80	1.90	2.10	1.20	1.70	0.56	1.20	0.31	1.5	0.3	2.8	
	全りん	(mg/L)	0.069	0.27	0.22	0.14	0.12	0.066	0.39	0.069	0.10	0.018	0.15	0.02	0.4	
	陰イオン界面活性剤	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
	電気伝導度	(mS/m)	22	32	30	36	35	39	32	18	27	17	29	17	39	

※　市内河川平均：市内河川水質調査地点(8地点：新緑田橋・繁和橋・神田橋・冬堂橋・城前橋・箕形橋・阿弥陀橋・桑原大橋)の平均値

平成30年度 市街地水路等のBOD経年変化

平成(年度)	測定地点							平均値
	上町	富秋町	池上町	肥子町	井ノ口町	今福町	阪本町	
15	6.3	20	7.5	3.6	2.4	2.9	3.6	6.6
16	7.5	8.4	11	1.3	2.3	3.4	1.1	5.0
17	13	16	19	23	9.2	2.8	5.9	12.7
18	2.7	8.6	6.3	11	9.4	3.8	6.4	6.9
19	4.8	10	19	5.2	2.5	4.4	4.3	7.2
20	5.9	6.6	2.9	2.0	0.8	4.4	5.6	4.0
21	5.5	15	20	18	1.7	3.4	4.7	9.8
22	6.6	2.8	26	3.1	2.2	4.1	1.7	6.6
23	6.4	7.9	16	1.9	3.5	4.5	5.6	6.5
24	3.4	3.9	14	26	8.4	1.2	5	8.8
25	1.4	9.2	20	22	17	0.6	3.6	10.5
26	3.1	3.0	3.8	2.7	2.7	2.3	2.7	2.9
27	5.6	1.7	2.7	3.0	1.8	1.7	1.9	2.6
28	2.8	2.8	2.6	1.9	2.8	1.5	1.5	2.3
29	6.6	4.9	57	3.3	3.5	1.5	1.7	11.2
30	1.8	2	2.2	0.9	1.6	1	2	1.6
平均値	5.2	7.7	14.4	8.1	4.5	2.7	3.6	6.6

（単位：mg/L）

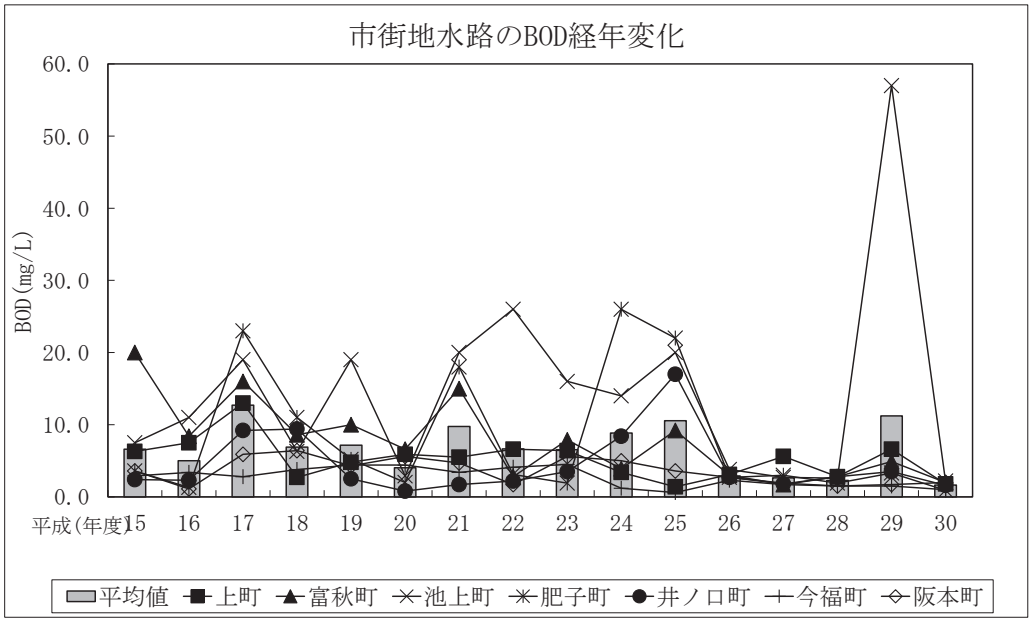

平成30年度　支川等の水質調査結果

分析項目	単位	西ノ川	除谷池	東松尾川	長谷川	今池	小川	東槇尾川	環境基準※
		2月8日	2月8日	2月8日	2月8日	2月8日	2月8日	2月8日	
ｐＨ	(－)	7.7	8.4	8.0	7.9	8.0	8.0	8.0	－
ＤＯ	(mg/L)	11	13	12	13	12	12	12	－
ＢＯＤ	(mg/L)	1.3	2.6	1.1	1.9	2.8	1.1	0.6	－
ＣＯＤ	(mg/L)	2.7	5.8	4.4	3.9	9.6	2.2	1.2	－
カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 mg/L以下
全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	(mg/L)	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 mg/L以下
砒素	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/L以下
総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ＰＣＢ	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02 mg/L以下
チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 mg/L以下
シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/L以下
セレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	0.08	0.19	0.18	<0.08	0.18	0.10	0.26	0.8 mg/L以下
ほう素	(mg/L)	0.2	0.9	0.1	<0.1	0.2	<0.1	<0.1	1 mg/L以下
フェノール類	(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	－
亜硝酸性窒素	(mg/L)	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	－
硝酸性窒素	(mg/L)	0.7	0.2	1.0	0.6	0.4	1.1	0.4	－
電気伝導度	(mS/m)	35.3	67.9	43.9	23.3	79.4	20.2	18.9	－

※人の健康の保護に関する環境基準

8　河川生物調査

河川生物調査実施場所および結果まとめ（大津川水域水質保全対策協議会より）
（平成 2 年度～平成 30 年度）

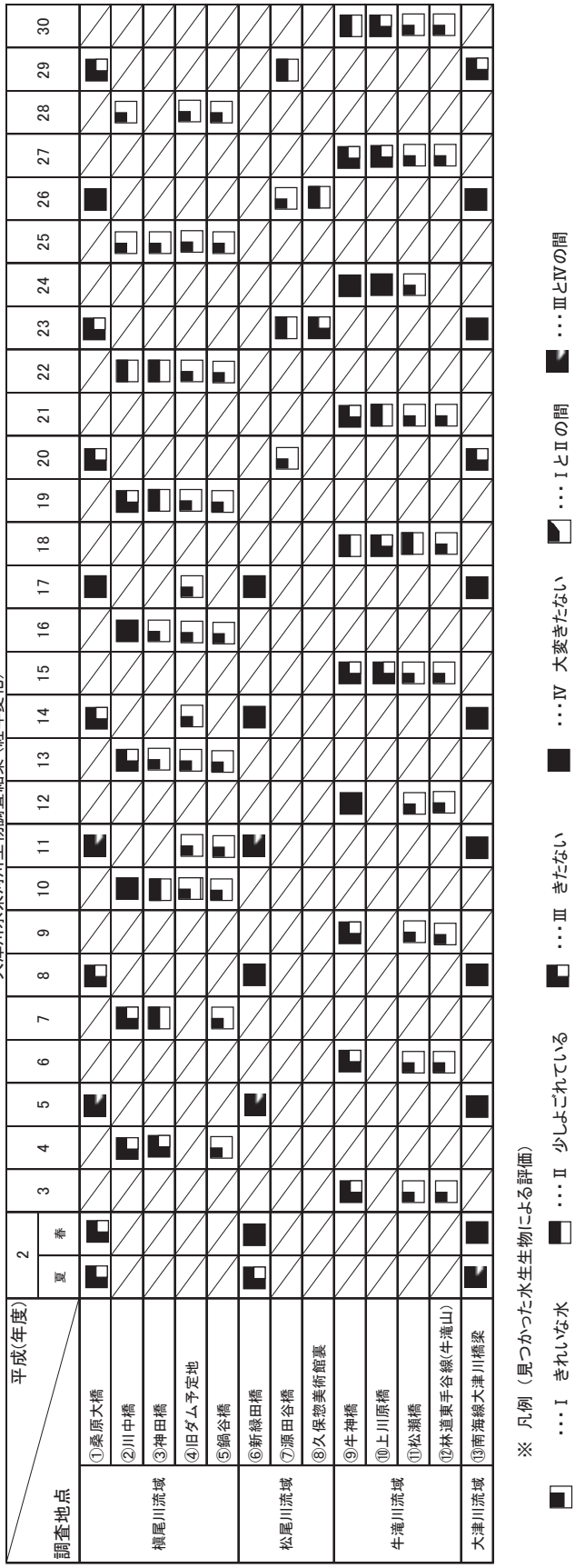

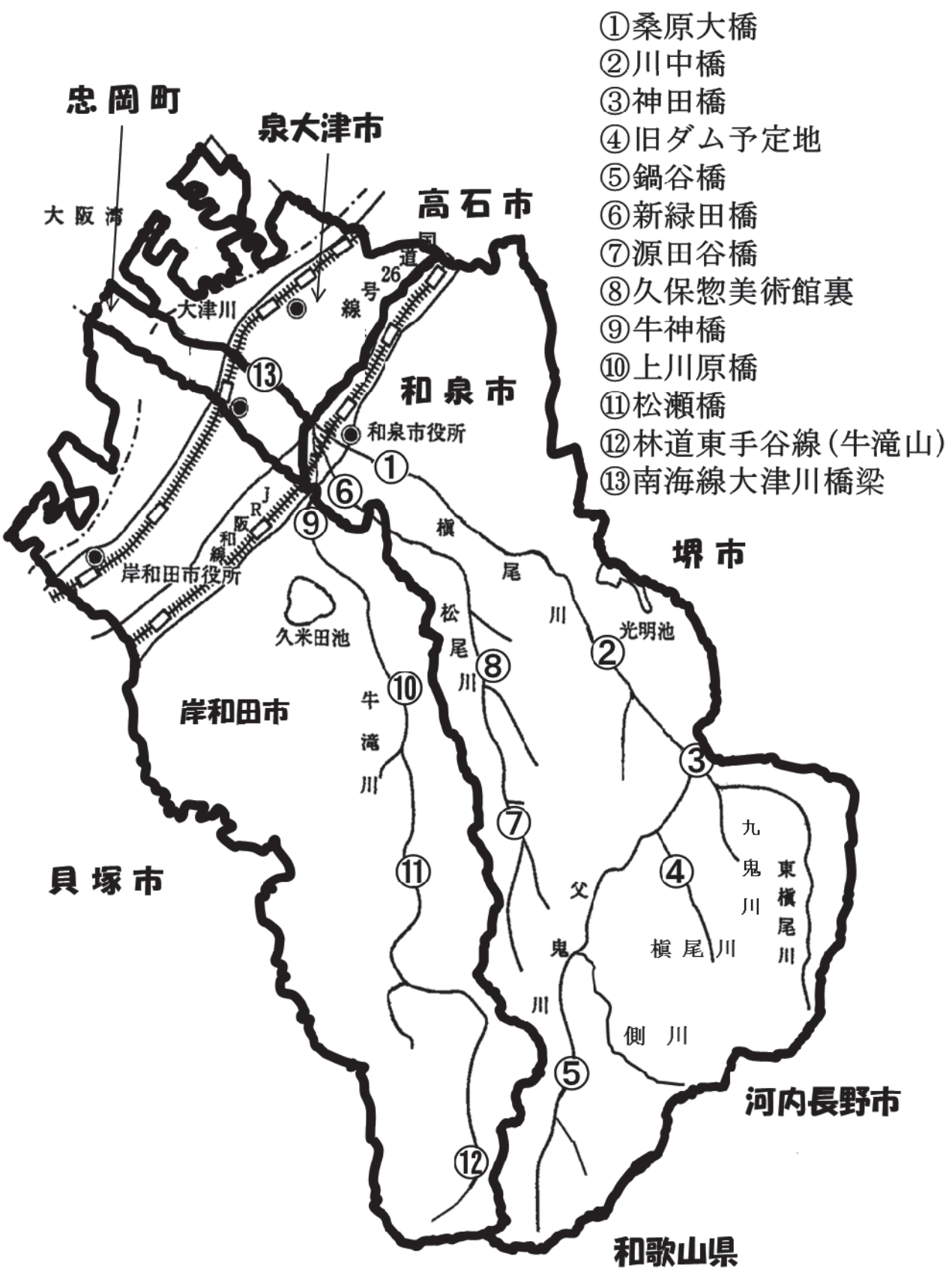

河川生物調査　地点一覧図

9　水質関係の法律・条例に基づく届出状況

（1）、水質汚濁防止法（水濁法）、瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸内法）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（府条例）に基づく届出の状況（平成 30 年度）

区　　分		瀬戸内法	水 濁 法	府 条 例	合　　計
届出の区分	設　置・使　用	0	2	0	2
	構造変更	0	0	0	0
	氏名変更	0	5	0	5
	使用廃止	1	5	0	6
	承　　継	0	2	0	2
	汚染状態・量(総量)	0	0	0	0
	有害物質貯蔵使用	0	0	0	0
合　　計		1	14	0	15

（2）水濁法・瀬戸内法・府条例に基づく届出事業場数（平成 30 年度末現在）

平均排水量(m³/日)	事業場数
30 未満	209
30 以上～50 未満	7
50 以上～100 未満	3
100 以上～200 未満	4
200 以上～1,000 未満	0
1,000 以上	1
合　　計	224

流　　域	事業場数
王 子 川	90
槇 尾 川	55
松 尾 川	48
和 田 川	8
新　　川	11
下水道・その他	12
合　　計	224

10 道路騒音調査

道路騒音調査（背後地）結果一覧表（平成30年度）

番号	測定年月日	測定場所	用途地域コード	路線名	時間区分	等価騒音レベル（dB）	適否	環境基準
①	2019/2/7 ～2019/2/8	池上町四丁目	7	国道26号	昼	56	×	55
					夜	51	×	45
②	2019/2/7 ～2019/2/8	善正町	7	国道170号（旧）	昼	46	○	55
					夜	39	○	45
③	2019/2/7 ～2019/2/8	上町	3	泉大津美原線（新）	昼	55	○	55
					夜	48	×	45
④	2019/2/7 ～2019/2/8	伯太町六丁目	4	大阪和泉泉南線	昼	44	○	55
					夜	37	○	45
⑤	2019/2/7 ～2019/2/8	内田町三丁目	5	父鬼和気線	昼	46	○	55
					夜	40	○	45

（注）1. 昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～午前6時

（注）2. 1（第一種低層住居専用地域）・2（第二種低層住居専用地域）
3（第一種中高層住居専用地域）・4（第二種中高層住居専用地域）
5（第一種住居地域）・6（第二種住居地域）・7（準住居地域）
8（近隣商業地域）・9（商業地域）・10（準工業地域）
11（工業地域）・12（工業専用地域）・0（用途地域指定のない地域）

道路騒音調査（道路端）結果一覧表（平成30年度）

番号	測定年月日	測定場所	路線名	車線数	用途地域コード	時間区分	等価騒音レベル（dB）	適否	環境基準	適否	要請限度	平均車速（km/h）	交通量（台/10分）
①	2019/2/7 ～2019/2/8	池上町四丁目	国道26号	6	7	昼	69	○	70	○	75	57	323
						夜	65	○	65	○	70	60	63
②	2019/2/7 ～2019/2/8	善正町	国道170号（旧）	2	7	昼	65	○	70	○	75	37	9
						夜	56	○	65	○	70	41	3
③	2019/2/7 ～2019/2/8	上町	泉大津美原線（新）	4	3	昼	72	×	70	○	75	45	134
						夜	66	×	65	○	70	44	21
④	2019/2/7 ～2019/2/8	伯太町六丁目	大阪和泉泉南線	2	4	昼	62	○	70	○	75	42	49
						夜	56	○	65	○	70	44	9
⑤	2019/2/7 ～2019/2/8	内田町三丁目	父鬼和気線	2	5	昼	65	○	70	○	75	36	37
						夜	59	○	65	○	70	37	7
⑥	2019/2/7 ～2019/2/8	北田中町	堺かつらぎ線	2	0	昼	68	○	70	○	75	38	33
						夜	61	○	65	○	70	38	7
⑦	2019/2/7 ～2019/2/8	池上町一丁目	泉大津美原線	2	3	昼	59	○	70	○	75	30	13
						夜	53	○	65	○	70	30	3

（注）1. 昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～午前6時
（注）2. 1（第一種低層住居専用地域）・2（第二種低層住居専用地域）
3（第一種中高層住居専用地域）・4（第二種中高層住居専用地域）
5（第一種住居地域）・6（第二種住居地域）・7（準住居地域）
8（近隣商業地域）・9（商業地域）・10（準工業地域）
11（工業地域）・12（工業専用地域）・0（用途地域指定のない地域）

11　騒音・振動関係の法律・条例に基づく届出状況

(1)　騒音規制法に基づく特定工場

（平成 30 年度）

施　設　の　種　類	特定工場等総数
1.　金　属　加　工　機　械	83
2.　空　気　圧　縮　機　等	137
3.　土　石　用　破　砕　機　等	8
4.　織　機	826
5.　建　設　用　資　材　製　造　機　械	6
6.　穀　物　用　製　粉　機	3
7.　木　材　加　工　機　械	8
8.　抄　紙　機	1
9.　印　刷　機　械	6
10.　合　成　樹　脂　用　射　出　成　形　機	13
11.　鋳　型　造　型　機	3
計	1,094

(2)　振動規制法に基づく特定工場

（平成 30 年度）

施　設　の　種　類	特定工場等総数
1.　金　属　加　工　機	43
2.　圧　縮　機	80
3.　土　石　用　破　砕　機　等	14
4.　織　機	473
5.　コンクリートブロックマシン等	1
6.　木　材　加　工　機　械	0
7.　印　刷　機　械	4
8.　ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	1
9.　合　成　樹　脂　用　射　出　成　形　機	8
10.　鋳　型　造　型　機	1
計	625

(3) 特定建設作業実施届出件数

① 騒音規制法及び大阪府生活環境保全条例（騒音）に基づく特定建設作業届出件数

（平成 30 年度）

特定建設作業の種類	件数
1 くい打機等を使用する作業	6
2 びょう打機を使用する作業	0
3 さく岩機を使用する作業	99
4 空気圧縮機を使用する作業	38
5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	0
6 バックホウを使用する作業	52
7 トラクターショベルを使用する作業	0
8 ブルドーザーを使用する作業	0
9 6,7,8 の作業以外のブルドーザー、トラクタージョベル、又はショベル系掘削機械を使用する作業	276
10 コンクリートカッターを使用する作業	2
11 鋼球を使用する破壊作業	0
計	473

② 振動規制法及び大阪府生活環境保全条例（振動）に基づく特定建設作業届出件数

（平成 30 年度）

特定建設作業の種類	件数
1 くい打機等を使用する作業（アースオーガーと併用を除く）	6
2 鋼球を使用する破壊作業	0
3 舗装版破砕機を使用する作業	0
4 ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業	52
5 ブルドーザー又はショベル系掘削機械を使用する作業	326
計	384

12　ダイオキシン類調査結果

平成 30 年度の府域のダイオキシン類現況調査は、大阪府と関係市により、大気 29 地点、河川水質･底質各 63 地点、海域水質･底質各 8 地点、地下水質 22 地点、土壌 24 地点でそれぞれ行われました。

平成 30 年度ダイオキシン類常時監視結果（土壌一般環境調査）
（環境基準：1，000 pg-TEQ/g 以下）

調査主体	測定地点		測定値
	所在地	地点名	(pg-TEQ/g)
大阪府	池田市桃園	桃園公園	0.0035
	摂津市千里丘	市場池公園	0.036
	守口市大日東町	大日南公園	0.049
	羽曳野市羽曳が丘	羽曳が丘北公園	8.3
	泉大津市小松町	泉大津市立浜小学校	1.5
	富田林市大字佐備	富田林市立第三中学校	0.028
	河南町大字中	なかむら公園	0.092
	泉佐野市新浜町	湊公園	0.022
	岸和田市内畑町	岸和田市立山滝中学校	0.063
	田尻町吉見	田尻町立小学校	0.23
柏原市	柏原市法善寺	柏原市立法善寺公園	1.9
大阪市	大阪市住之江区粉浜	北粉浜小学校	0.14
	大阪市鶴見区緑	鶴見緑地	1.0
堺市	堺市南区宮山台	荒山公園	0.038
	堺市西区上野芝町	鍛ヶ丘公園	0.72
	堺市東区引野町	南八下西公園	0.66
	堺市北区船堂町	船堂公園	0.078
高槻市	高槻市郡家本町	第二中学校	0.015
東大阪市	東大阪市日下町	日下公園	0.29
	東大阪市長田	長田東公園	5.7
豊中市	豊中市玉井町	久保公園	0.059
枚方市	枚方市上之町	枚方小学校	1.3
八尾市	八尾市竹渕東	竹渕小学校	0.0072
	八尾市桂町	桂小学校	0.0026
		平均値	0.93

（注）年間測定回数は1回である。

平成 30 年度ダイオキシン類常時監視結果（河川水質・底質）
（環境基準：水質　年間平均値 1 pg-TEQ/L 以下、底質　150 pg-TEQ/g 以下）

調査主体	水域名	河川名	調査地点名	水質測定値 (pg-TEQ/L)					底質測定値 (pg-TEQ/g)
				1回目	2回目	3回目	4回目	年平均値	
大阪府	淀川	水無瀬川	名神高速道路高架橋下	0.059	0.053	—	—	0.056	0.18
	神崎川	神崎川	新三国橋	0.78	0.29	—	—	0.54	18
		左門殿川	辰巳橋	0.25	0.15	—	—	0.20	38
		安威川	新京阪橋	0.18	0.18	—	—	0.18	0.74
		大正川	安威川合流直前	0.21	0.30	—	—	0.26	0.98
		箕面川	府県境	0.068	0.062	—	—	0.065	0.34
	寝屋川	寝屋川	萱島橋	0.072	0.064	—	—	0.068	1.1
		寝屋川	住道大橋	0.20	0.47	—	—	0.34	4.0
		恩智川	福栄橋下流100m	0.60	0.98	—	—	0.79	4.4
		恩智川	住道新橋	0.59	0.82	—	—	0.71	2.8
	大和川	千早川	石川合流直前	0.075	0.057	—	—	0.066	0.16
		石見川	新高野橋	0.057	0.051	—	—	0.054	0.16
		西除川	狭山池合流直前	0.17	0.18	—	—	0.18	0.39
	泉州諸河川	大津川	大津川橋	0.36	0.36	—	—	0.36	0.29
		春木川	春木橋	0.26	0.39	—	—	0.33	0.43
		津田川	昭代橋	0.31	0.57	—	—	0.44	0.32
		見出川	見出橋	0.27	0.50	—	—	0.39	2.1
		佐野川	昭平橋	0.30	0.49	—	—	0.40	1.6
		樫井川	樫井川橋	0.16	0.57	—	—	0.37	0.50
		男里川	男里川橋	0.22	0.076	—	—	0.15	0.43
		大川	昭南橋	0.11	0.093	—	—	0.10	0.74
		西川	こうや橋	0.062	0.059	—	—	0.061	0.95
近畿地方整備局	淀川	淀川	枚方大橋（中央）	0.11	—	—	—	0.11	0.23
		淀川	菅原城北大橋	0.082	—	—	—	0.082	0.24
	神崎川	猪名川	利倉橋	0.15	—	—	—	0.15	0.43
	大和川	大和川	遠里小野橋（中）	0.20	—	—	—	0.20	0.31
大阪市	神崎川	神崎川	小松橋【江口橋】※	0.16	0.24	—	—	0.20	2.5
		神崎川	千船橋	0.32	0.17	—	—	0.25	150
	大阪市内河川	大川	桜宮橋	0.39	—	—	—	0.39	16
		堂島川	天神橋（右）	0.90	0.33	—	—	0.62	1.6
		土佐堀川	天神橋（左）	0.69	0.40	—	—	0.55	3.8
		東横堀川	本町橋	0.88	0.68	—	—	0.78	2.4
		道頓堀川	大黒橋	0.54	0.44	0.67	0.34	0.50	21
		六軒家川	春日出橋	0.17	—	—	—	0.17	100
		正蓮寺川	北港大橋下流700m	0.13	—	—	—	0.13	34
		安治川	天保山渡	0.070	—	—	—	0.070	28
		尻無川	甚兵衛渡	0.21	—	—	—	0.21	60
		木津川	千本松渡	0.10	—	—	—	0.10	82
		木津川運河	船町渡	0.13	0.30	—	—	0.22	130
		住吉川	住之江大橋下流1100m	0.14	—	—	—	0.14	47
	寝屋川	平野川	城見橋	0.49	0.18	—	—	0.34	61
		平野川	南弁天橋	0.30	—	—	—	0.30	16
		平野川分水路	天王田大橋	0.099	—	—	—	0.099	11
		古川	鶴栄橋【中茶屋橋】※	0.47	0.43	0.91	1.2	0.75	100
		寝屋川	今津橋	0.44	0.53	0.37	1.1	0.61	9.2
		寝屋川	京橋	0.26	0.57	—	—	0.42	1.2
		第二寝屋川	下城見橋	0.13	0.19	—	—	0.16	17
堺市	大和川	西除川	大和川合流直前	0.12	—	—	—	0.12	0.17
		東除川	新大阪橋	0.075	—	—	—	0.075	0.54
	泉州諸河川	内川	堅川橋	0.082	—	—	—	0.082	68
		石津川	石津川橋	0.093	—	—	—	0.093	42
		和田川	小野々井橋	0.22	—	—	—	0.22	1.3
高槻市	淀川	檜尾川	磐手杜神社	0.083	—	—	—	0.083	6.2
		芥川	鷲打橋	0.076	—	—	—	0.076	0.26
	神崎川	番田井路	玉川橋	0.14	—	—	—	0.14	0.91
東大阪市	寝屋川	第二寝屋川	新金吾郎橋	0.68	0.20	—	—	0.44	22
		恩智川	三池橋	0.29	0.68	—	—	0.49	1.8
豊中市	神崎川	千里川	猪名川合流直前	0.17	0.11	—	—	0.14	0.62
枚方市	淀川	船橋川	新登橋上流	0.50	0.30	—	—	0.40	0.42
		穂谷川	淀川合流直前	0.25	0.14	—	—	0.20	0.19
		天野川	淀川合流直前	0.090	0.080	—	—	0.085	0.39
八尾市	寝屋川	平野川	東竹渕橋	0.24	0.11	—	—	0.18	6.8
	寝屋川	玉串川	JAグリーン大阪前	0.99	0.63	—	—	0.81	0.65
							平均値	0.27	18

（注）　※の【　】内は、底質を採取した地点を示す。
底質の年間測定回数は1回である。

平成 30 年度ダイオキシン類常時監視結果（海域水質・底質）
（環境基準：水質　年間平均値 1 pg-TEQ/L 以下、底質　150 pg-TEQ/g 以下）

調査主体	水域名	測定地点名	水質測定値 (pg-TEQ/L)	底質測定値 (pg-TEQ/g)
大阪府	大阪湾(1)	南港西（C-3）	0.060	16
	大阪湾(2)	泉大津沖（B-4）	0.059	14
	大阪湾(3)	りんくう沖（A-3）	0.058	11
	大阪湾(4)	尾崎沖（A-7）	0.057	8.5
	大阪湾(5)	観音崎沖（A-11）	0.054	1.3
大阪市	大阪湾(1)	神崎川河口中央（O-4）	0.19	45
		淀川河口中央（O-5）	0.065	3.4
堺市	大阪湾(1)	堺7-3区沖（S-1）	0.054	12
		平均値	0.075	14

（注）年間測定回数は1回である。

平成 30 年度ダイオキシン類常時監視結果（地下水質）
（環境基準：年間平均値 1 pg-TEQ/L 以下）

調査主体	所在地	測定値 (pg-TEQ/L)
大阪府	池田市豊島南	0.057
	摂津市鳥飼本町	0.057
	交野市私市	0.057
	柏原市雁多尾畑	0.15
	羽曳野市誉田	0.057
	泉大津市小松町	0.057
	富田林市大字新堂	0.058
	岸和田市山直中町	0.060
	田尻町嘉祥寺	0.057
	泉佐野市日根野	0.057
大阪市	東成区玉津	0.11
堺市	堺市西区草部	0.073
	堺市南区鉢ヶ峯寺	0.054
	堺市北区百舌鳥赤畑町	0.051
	堺市東区菩提町	0.069
高槻市	高槻市三島江	0.062
東大阪市	東大阪市西岩田	0.046
	東大阪市西石切町	0.046
豊中市	豊中市上新田	0.062
枚方市	枚方市春日元町	0.062
八尾市	八尾市光南町	0.063
	八尾市木の本	0.063
	平均値	0.065

（注）年間測定回数は1回である。

平成 30 年度ダイオキシン類常時監視結果（大気）

（環境基準：年間平均値 0.6 pg-TEQ/m^3 以下）

調査主体	測定地点名	測定値（pg-TEQ/m^3）				
		春	夏	秋	冬	年平均値
大阪府	池田市立南畑会館局	—	0.0089	—	0.0097	0.0093
	淀川工科高校局	—	0.012	—	0.015	0.014
	島本町役場局	—	0.020	—	0.0087	0.014
	寝屋川市役所局	—	0.012	—	0.021	0.017
	藤井寺市役所局	—	0.020	—	0.022	0.021
	三日市公民館局	—	0.087	—	0.0097	0.048
	高石中学校局	—	0.012	—	0.019	0.016
	泉大津市役所	—	0.013	—	0.023	0.018
	貝塚市消防署局	—	0.0086	—	0.018	0.013
	泉南市役所局	—	0.0085	—	0.012	0.010
	岬町役場局	—	0.0083	—	0.011	0.0097
吹田市	吹田市北消防署局	0.0065	0.0062	0.0041	0.0080	0.0062
	吹田簡易裁判所局	0.012	0.011	0.0046	0.012	0.0099
大阪市	平尾小学校局	—	0.033	—	0.027	0.030
	淀中学校局	—	0.025	—	0.036	0.031
	摂陽中学校局	—	0.039	—	0.028	0.034
堺市	三宝局	0.014	0.027	0.017	0.036	0.024
	若松台局	0.0091	0.036	0.021	0.053	0.030
	深井局	0.0085	0.014	0.016	0.015	0.013
	美原丹上局	0.010	0.040	0.020	0.014	0.021
高槻市	高槻市役所局	0.0056	0.046	0.0081	0.011	0.018
	前島公民館	0.014	0.033	0.011	0.035	0.023
	庄所局	0.0053	0.032	0.0071	0.012	0.014
東大阪市	東大阪市環境衛生検査センター局	0.0090	0.022	0.0080	0.016	0.014
	東大阪市六万寺（仮設）局	0.0069	0.031	0.0089	0.014	0.015
豊中市	豊中市役所局	0.0045	0.0083	0.0037	0.0089	0.0064
	豊中市千成局	0.0073	0.010	0.0054	0.013	0.0089
枚方市	枚方市役所局	0.0086	0.010	0.011	0.020	0.012
八尾市	八尾市保健所	0.011	0.028	0.016	0.025	0.020
平均値		0.009	0.023	0.011	0.019	0.018

［試料採取日］春季　5月17日～5月24日　　夏季　8月23日～8月30日

秋季　10月11日～10月18日　　冬季　1月17日～1月24日

13　公害苦情状況

年度別苦情受付件数

公害の種類 / 年度	典型7公害								7公害以外	合計	前年比(%)
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計			
平成19	4	10	0	7	2	0	5	28	0	28	97
平成20	4	7	0	12	1	0	3	27	0	27	96
平成21	3	7	0	11	1	0	3	25	0	25	93
平成22	2	5	0	13	1	0	5	26	0	26	104
平成23	4	5	0	10	4	0	2	25	0	25	96
平成24	2	2	0	6	3	0	9	22	1	23	92
平成25	1	4	0	11	3	0	2	21	1	22	96
平成26	3	4	0	12	1	0	2	22	0	22	100
平成27	4	7	0	7	2	0	2	22	0	22	100
平成28	1	5	0	10	3	0	3	22	0	22	100
平成29	0	4	0	12	1	0	5	22	0	22	100
平成30	1	4	0	12	0	0	5	22	0	22	100

月別苦情受付件数

公害の種類 / 年月	典型7公害								7公害以外	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計		
平成30年4月	0	1	0	2	0	0	1	4	0	4
平成30年5月	1	1	0	0	0	0	1	3	0	3
平成30年6月	0	1	0	3	0	0	0	4	0	4
平成30年7月	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
平成30年8月	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2
平成30年9月	0	0	0	1	0	0	1	2	0	2
平成30年10月	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
平成30年11月	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2
平成30年12月	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2
平成31年1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成31年2月	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
平成31年3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	1	4	0	12	0	0	5	22	0	22

平成 30 年度　用途地域別苦情受付件数

公害の種類 / 用途地域	典型７公害								７公害以外	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計		
第一種低層住居専用地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第一種中高層住居専用地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第二種中高層住居専用地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第一種住居地域	1	1	0	6	0	0	2	10	0	10
第二種住居地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準住居地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
近隣商業地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商業地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準工業地域	0	2	0	6	0	0	1	9	0	9
工業専用地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
調整区域	0	1	0	0	0	0	2	3	0	3
合計	1	4	0	12	0	0	5	22	0	22

平成 30 年度公害苦情処理状況

	前年度からの繰り越し件数①	平成 30 年度受付件数②	対応件数 ①＋②(A)	処理件数 (B)	次年度への繰り越し件数	解決率(%) (A)÷(B)×100
大気汚染	0	1	1	1	0	100
水質汚濁	0	4	4	4	0	100
土壌汚染	0	0	0	0	0	―
騒音	0	12	12	12	0	100
振動	0	0	0	0	0	―
地盤沈下	0	0	0	0	0	―
悪臭	0	5	5	5	0	100
7 公害以外	0	0	0	0	0	―
合計	0	22	22	22	0	100

典型 7 公害以外の種類別苦情受付件数

項目名	件数
電波障害	0
家庭生活に関するもの	0
空地の管理に関するもの	0
その他	0
計	0

平成 30 年度被害の種類別苦情受付件数

被害の種類＼公害の種類	典型7公害								典型7公害以外	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計		
健康	0	0	0	10	0	0	0	10	0	10
財産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物・植物	0	2	0	0	0	0	0	2	0	2
感覚的・心理的	0	1	0	2	0	0	5	8	0	8
その他	1	1	0	0	0	0	0	2	0	2
合計	1	4	0	12	0	0	5	22	0	22

平成 30 年度公害苦情防止対策

防止対策＼公害の種類			典型7公害								典型7公害以外	合計
			大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計		
講じた	講じた者	発生源者	0	2	0	9	0	0	2	0	0	13
		被害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		行政機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	防止対策の内容	事業所の移転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		機械等の移転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		機械等の改善	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
		故障の修理等	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2
		作業方法改善	0	0	0	5	0	0	0	0	0	5
		時間の短縮	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
		営業等の中止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		物質の撤去	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2
		被害者の対策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
講じなかった	対策資金不足		1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	技術的に困難		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他法令の制約		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他		0	2	0	1	0	0	1	0	0	4
不明			0	0	0	2	0	0	1	0	0	3

平成 30 年度公害の発生源別・種類別苦情件数

発生源＼公害の種類	典型7公害								典型7公害以外	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計		
農業・園芸サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合工事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の工事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繊維工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉄鋼・非鉄金属・金属	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の製造業	0	2	0	1	0	0	1	0	0	4
道路貨物運送業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
卸売・小売業	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
生活関連サービス業	1	2	0	2	0	0	1	0	0	6
専門サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療業・保険衛生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道路	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
その他	0	0	0	3	0	0	3	0	0	6

14　定期環境調査結果

大気質・気象　期間測定結果表［二酸化硫黄］

測定期間：平成 30 年 5 月 23 日～平成 30 年 6 月 19 日

測　定　局	有効測定日数	測　定時間数	期間平均値	1 時間値の最　高　値	日平均値の最　高　値	1時間値が 0.10 ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04 ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04 ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無
	（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（ppm）	（時間）	（%）	（日）	（%）	有×　無○
池田下局	28	671	0.005	0.014	0.007	0	0.0	0	0.0	○
室堂局	28	671	0.005	0.018	0.008	0	0.0	0	0.0	○

大気質・気象　期間測定結果表［浮遊粒子状物質］

測定期間：平成 30 年 5 月 23 日～平成 30 年 6 月 19 日

測　定　局	有効測定日数	測　定時間数	期間平均値	1 時間値の最　高　値	日平均値の最　高　値	1時間値が 0.20 mg/m^3 を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた日数とその割合		日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた日が 2 日以上連続したことの有無
	（日）	（時間）	（mg/m^3）	（mg/m^3）	（mg/m^3）	（時間）	（%）	（日）	（%）	有×　無○
池田下局	28	671	0.018	0.045	0.029	0	0.0	0	0.0	○
室堂局	28	671	0.016	0.043	0.027	0	0.0	0	0.0	○

大気質・気象　期間測定結果表［二酸化硫黄］

測定期間：平成 30 年 10 月 10 日～平成 30 年 11 月 9 日

測定局	有効測定日数	測定時間数	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	1時間値が 0.10 ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04 ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04 ppm を超えた日が2日以上連続したことの有無
	（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（ppm）	（時間）	（%）	（日）	（%）	有×　無○
池田下局	31	742	0.004	0.018	0.005	0	0.0	0	0.0	○
室堂局	28	678	0.004	0.017	0.005	0	0.0	0	0.0	○

大気質・気象　期間測定結果表［浮遊粒子状物質］

測定期間：平成 30 年 10 月 10 日～平成 30 年 11 月 9 日

測定局	有効測定日数	測定時間数	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	1時間値が 0.20 mg/m^3 を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた日数とその割合		日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた日が 2日以上連続したことの有無
	（日）	（時間）	（mg/m^3）	（mg/m^3）	（mg/m^3）	（時間）	（%）	（日）	（%）	有×　無○
池田下局	31	742	0.014	0.041	0.025	0	0.0	0	0.0	○
室堂局	31	741	0.013	0.050	0.021	0	0.0	0	0.0	○

大気質・気象　期間測定結果表［一酸化窒素］

測定期間：平成 30 年 5 月 23 日～平成 30 年 6 月 19 日

測　定　局	有効測定日数	測　定時間数	期間平均値	1 時間値の最　高　値	日平均値の最　高　値
	（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（ppm）
池田下局	28	667	0.003	0.023	0.007
室堂局	28	667	0.001	0.019	0.003

大気質・気象　期間測定結果表［二酸化窒素］

測定期間：平成 30 年 5 月 23 日～平成 30 年 6 月 19 日

測　定　局	有効測定日数	測　定時間数	期間平均値	1 時間値の最　高　値	日平均値の最高値	1 時間値が 0.20 ppm を超えた時間数とその割合		1 時間値が 0.10 ppm 以上 0.20 ppm 以下の時間数とその割合		日平均値が 0.06 ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04 ppm 以上 0.06 ppm 以下の日数とその割合	
	（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（ppm）	（時間）	（%）	（時間）	（%）	（日）	（%）	（日）	（%）
池田下局	28	667	0.015	0.044	0.026	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
室堂局	28	667	0.011	0.041	0.021	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

大気質・気象　期間測定結果表［窒素酸化物］

測定期間：平成 30 年 5 月 23 日～平成 30 年 6 月 19 日

測　定　局	有効測定日　数	測　定時間数	期間平均値	1 時間値の最　高　値	日平均値の最　高　値	年平均値の $NO_2/(NO+NO_2)$
	（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（ppm）	（%）
池田下局	28	667	0.018	0.064	0.032	83.4
室堂局	28	667	0.012	0.046	0.024	90.5

大気質・気象　期間測定結果表［一酸化窒素］

測定期間：平成 30 年 10 月 10 日～平成 30 年 11 月 9 日

測　定　局	有効測定日数	測　定時間数	期間平均値	1 時間値の最　高　値	日　平　均　値の最　高　値
	（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（ppm）
池田下局	31	738	0.006	0.051	0.012
室堂局	31	738	0.001	0.018	0.003

大気質・気象　期間測定結果表［二酸化窒素］

測定期間：平成 30 年 10 月 10 日～平成 30 年 11 月 9 日

測　定　局	有効測定日数	測　定時間数	期間平均値	1 時間値の最　高　値	日平均値の最高値	1 時間値が 0.20 ppm を超えた時間数とその割合		1 時間値が 0.10 ppm 以上 0.20 ppm 以下の時間数とその割合		日平均値が 0.06 ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04 ppm 以上 0.06 ppm 以下の日数とその割合	
	（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（ppm）	（時間）	（%）	（時間）	（%）	（日）	（%）	（日）	（%）
池田下局	31	738	0.017	0.048	0.025	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
室堂局	31	738	0.011	0.052	0.017	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

大気質・気象　期間測定結果表［窒素酸化物］

測定期間：平成 30 年 10 月 10 日～平成 30 年 11 月 9 日

測　定　局	有効測定日　数	測　定時間数	期間平均値	1 時間値の最　高　値	日 平 均 値 の最　高　値	年平均値の $NO_2/(NO+NO_2)$
	（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（ppm）	（%）
池田下局	31	738	0.023	0.091	0.036	75.1
室堂局	31	738	0.012	0.055	0.020	88.6

風向別出現頻度及び平均風速

表1-3(1)　風向別出現頻度及び平均風速（全日）

測定局名：池田下
測定期間：2018年　5月23日～2018年　6月19日

項目＼方位	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	CALM	平均値	合　計
出現度数　(回)	33	73	86	42	23	31	28	7	10	9	37	67	49	34	20	22	101		672
出現頻度　(%)	4.9	10.9	12.8	6.3	3.4	4.6	4.2	1.0	1.5	1.3	5.5	10.0	7.3	5.1	3.0	3.3	15.0		100.0
平均風速　(m/s)	1.4	1.8	1.5	1.3	1.0	1.1	1.3	0.8	1.1	1.8	1.8	1.9	2.1	1.6	1.5	1.5	0.2	1.4	

注）CALM：静穏（風速0.4m/s以下）を示す。

風　配　図　と　風向別平均風速

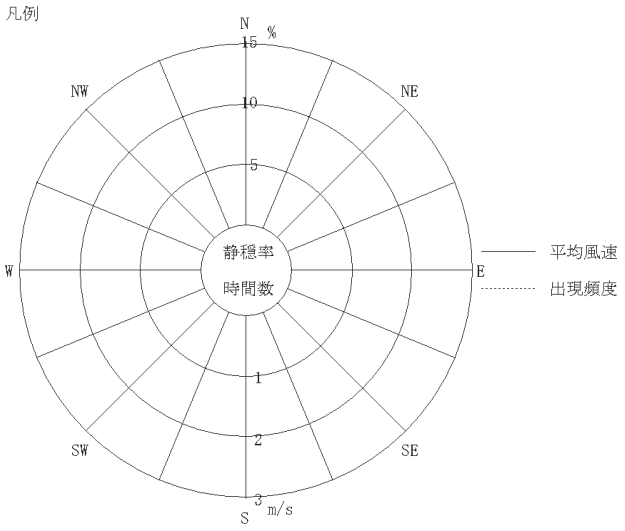

風　配　図　と　風向別平均風速

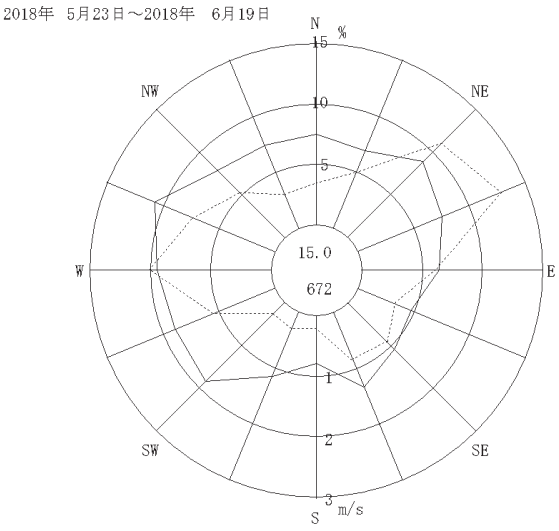

図1-3(1)　風向別出現頻度及び平均風速（全日）

表1-3(1)　風向別出現頻度及び平均風速（全日）

測定局名：池田下
測定期間：2018年10月10日～2018年11月　9日

項目＼方位	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	CALM	平均値	合　計
出現度数　(回)	34	61	80	85	47	81	48	16	4	13	22	58	49	28	19	30	69		744
出現頻度　(%)	4.6	8.2	10.8	11.4	6.3	10.9	6.5	2.2	0.5	1.7	3.0	7.8	6.6	3.8	2.6	4.0	9.3		100.0
平均風速　(m/s)	1.6	1.3	1.3	1.2	1.1	1.4	1.7	1.4	1.6	2.2	1.6	2.4	2.3	2.0	1.8	1.7	0.2	1.4	

注）CALM：静穏（風速0.4m/s以下）を示す。

風　配　図　と　風向別平均風速

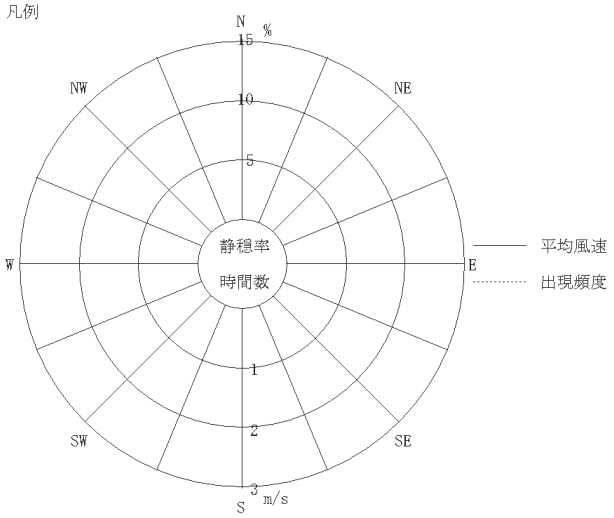

風　配　図　と　風向別平均風速

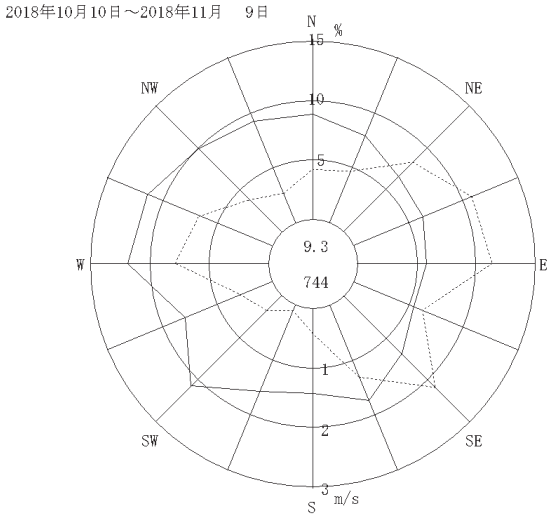

図1-3(1)　風向別出現頻度及び平均風速（全日）

表1-3(1)　風向別出現頻度及び平均風速（全日）

測定局名：室堂
測定期間：2018年　5月23日～2018年　6月19日

項目＼方位	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	CALM	平均値	合　計
出現度数　(回)	34	39	46	32	26	45	18	6	8	16	25	39	30	15	3	20	270		672
出現頻度　(%)	5.1	5.8	6.8	4.8	3.9	6.7	2.7	0.9	1.2	2.4	3.7	5.8	4.5	2.2	0.4	3.0	40.2		100.0
平均風速　(m/s)	1.0	1.3	1.4	1.2	0.7	0.9	0.8	0.8	0.8	1.0	1.0	1.1	1.0	0.9	0.5	0.8	0.2	0.7	

注）CALM：静穏（風速0.4m/s以下）を示す。

風　配　図　と　風向別平均風速

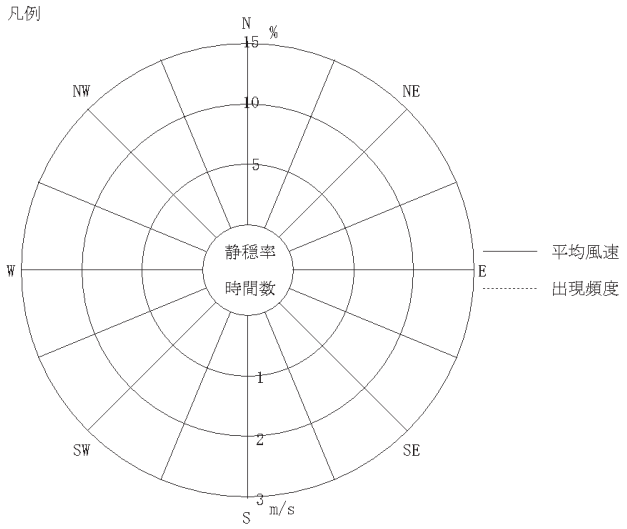

風　配　図　と　風向別平均風速

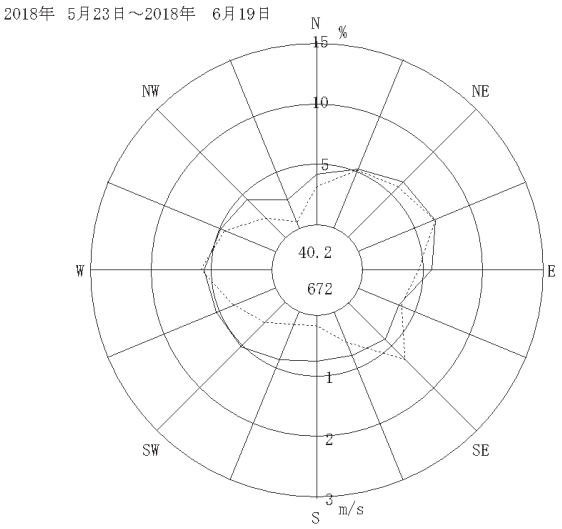

図1-3(1)　風向別出現頻度及び平均風速（全日）

表1-3(1)　風向別出現頻度及び平均風速（全日）

測定局名：室堂
測定期間：2018年10月10日～2018年11月　9日

項目＼方位	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	CALM	平均値	合　計
出現度数　(回)	29	21	24	31	47	126	27	3	6	13	18	33	27	10	7	28	294		744
出現頻度　(%)	3.9	2.8	3.2	4.2	6.3	16.9	3.6	0.4	0.8	1.7	2.4	4.4	3.6	1.3	0.9	3.8	39.5		100.0
平均風速　(m/s)	0.9	1.1	1.2	1.0	0.8	0.8	0.7	0.8	1.0	1.3	1.1	1.2	0.8	0.9	1.0	1.1	0.2	0.7	

注）CALM：静穏（風速0.4m/s以下）を示す。

風　配　図　と　風向別平均風速

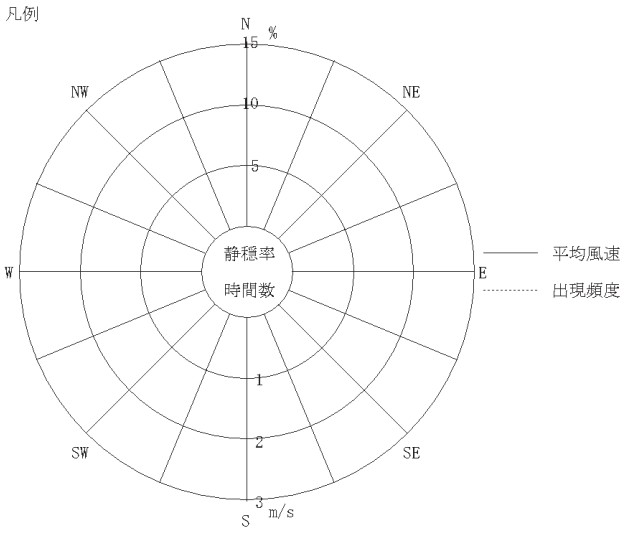

風　配　図　と　風向別平均風速

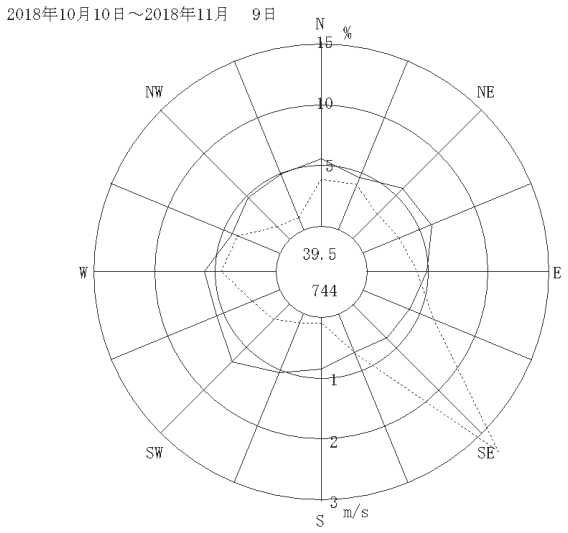

図1-3(1)　風向別出現頻度及び平均風速（全日）

１７　環境行政の推移

年　月	事　　項
昭和 31 年　9 月	市制施行
39 年　11 月	公害事務は、事業部経済課商工係の所掌となる
42 年　8 月	公害対策基本法制定
43 年　6 月	大気汚染防止法、騒音規制法制定
44 年　4 月	大阪府公害防止条例制定
45 年　2 月	泉州地区地盤沈下対策協議会設置
4 月	総務部交通公害課公害係を新設
12 月	水質汚濁防止法制定
	大津川水域水質保全対策協議会結成
	（岸和田市、泉大津市、和泉市、忠岡町）
46 年　3 月	大阪府公害防止条例制定（全面改正）
	大気汚染測定装置を市庁舎屋上に設置
6 月	悪臭防止法制定
47 年　4 月	機構改革により産業衛生部交通公害課公害対策係となる
48 年　1 月	信太中学校に大気汚染観測室を設置
	（測定項目：硫黄酸化物、風向、風速）
	市役所局を石尾中学校へ移設
5 月	幸小学校に大気汚染観測室を設置
	（測定項目：窒素酸化物、オキシダント）
10 月	瀬戸内海環境保全臨時措置法制定
49 年　7 月	公害対策係が公害対策第 1 係、第 2 係と改組される
	公害移動観測車による大気汚染測定の開始
	（測定項目：窒素酸化物オキシダント、硫黄酸化物、風向、風速、一酸化炭素）
50 年　1 月	大阪府公害防止条例、地下水採取規制の地域指定施行
12 月	硫黄酸化物に係る総量規制地域第 2 次指定（和泉市ほか）
51 年　6 月	振動規制法制定
52 年　4 月	公害対策第 1 係、第 2 係が公害対策係と改組される
53 年　1 月	工業用水法地域指定施行
6 月	瀬戸内海環境保全臨時措置法制定（瀬戸内海環境保全特別措置法）及び水質汚濁防止法の一部改正する法律制定
7 月	二酸化窒素に係る環境基準の改正
55 年　1 月	大阪府合成洗剤対策推進要綱策定
4 月	化学的酸素要求量に係る総量削減計画策定
56 年　4 月	公害移動観測車を廃止し、固定測定局を整備充実
6 月	大気汚染防止法施行令の一部改正（窒素酸化物に係る総量規制基準等の導入）
9 月	大気汚染防止法施行規則の一部改正（窒素酸化物に係る総量規制基準等の設定）
11 月	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正（冷凍調理食品製造業等 8 業種を規制対象へ追加等）
	化学的酸素要求量に係る総量規制基準（環境庁告示）の一部改正
57 年　3 月	和泉市環境保全条例を制定
4 月	測定局見直しに伴い信太中学校測定局を廃止
5 月	大気汚染防止法施行規則の一部改正（ばいじん排出基準を改正）
10 月	大阪府公害防止条例の一部改正（カラオケ騒音等規制）
	大気汚染防止法による窒素酸化物総量削減計画の策定
12 月	大阪府環境総合計画（STEP21）策定

年　月	事　項
58年　9月	大気汚染防止法施行規則等の一部改正（固体燃料ボイラーの窒素酸化物の排出基準の改正等）
59年　2月	大阪府環境影響評価要綱を制定
8月	環境影響評価実施要綱閣議決定
60年　3月	湖沼水質保全特別措置法施行
4月	機構改革により産業部交通公害課公害対策係となる
6月	大気汚染防止法施行令一部改正（小型ボイラー規制）
7月	大気汚染防止法施行令一部改正（水質審議会を都道府県公害対策審議会に統合）
12月	瀬戸内海関係13府県に対し「燐及びその化合物に係る削減指導方針の策定について」指示
61年　2月	関西国際空港環境監視機構設立
3月	「大阪府域における当面の窒素酸化物対策について」策定
4月	建設省所管事業に係る環境影響評価の実施体制の整備
	燐及びその化合物に係る削減指導方針の再策定
62年　3月	化学的酸素要求量に係る第2次総量削減計画の策定
9月	大阪府アスベスト対策検討委員会設置
10月	大気汚染防止法施行令一部改正（ガスタービン、ディーゼル機関規制追加）
63年　1月	環境庁主催による「星空の街のコンテスト」に入選
3月	大阪府生活排水対策推進要綱制定
8月	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令一部改正（規制対象事業場として、共同調理場、飲食店等追加）
9月	大阪府生活排水対策推進会議設立
平成元年　1月	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱制定
3月	水質汚濁防止法施行令一部改正（有害物質としてトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン追加）
6月	水質汚濁防止法一部改正（有害物質を含む水の地下浸透の禁止等）
	大気汚染防止法の一部改正（特定粉じんとして石綿を指定）
9月	悪臭防止法施行令一部改正（悪臭4物質追加）
3月	大阪府環境保全基金の設置
5月	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る環境庁暫定指導指針設定
7月	大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱策定
9月	水質汚濁防止法施行令の一部改正（指定地域特定施設関係）
3年　3月	化学的酸素要求量に係る第3次総量削減計画策定
4月	機構改革により公害対策係が公害対策第1係と公害対策第2係となる
4年　6月	環境と開発に関する国連会議（地球サミット）開催　172ケ国参加
7月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正
5年　2月	大阪地域公害防止計画（第5次）策定
11月	環境基本法制定
12月	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行
6年　3月	大阪府環境基本条例及び大阪府生活環境の保全等に関する条例制定
12月	環境基本計画閣議決定
7年　6月	生活排水対策重点地域の指定
8年　3月	和泉市生活排水対策推進計画を策定
	大阪府環境総合計画策定
4月	機構改革により生活環境部環境保全課公害対策係となる
10月	「南海本線・JR阪和線騒音振動問題協議会」設置

年　　月	事　　項
平成９年　５月	「南海本線・JR 阪和線騒音・振動等問題協議会」において、騒音・振動対策の中間報告を取りまとめ
６月	「環境影響評価法」制定
８月	「ダイオキシン対策に関する５カ年計画」発表
	大気汚染防止法施行令の一部改正（ダイオキシン類を指定物質に追加）
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律政省令の一部改正
９月	ダイオキシン類に係る大気環境指針値設定
	（当面、年平均値　0.8pg-TEQ/m^3）
10 月	大阪府浄化槽指導要綱の改正（浄化槽の原則：合併化）
11 月	大阪府廃棄物焼却炉に係る指導指針策定（平成９年 12 月１日施行）
12 月	COP3 開催
10 年　３月	「大阪府環境影響評価条例」制定
７月	「大阪府生活環境の保全等に関する条例」一部改正（アイドリング規制施行）
10 月	「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布
11 月	「建設工事等における産業廃棄物に係る元請業者の処理責任に関する指導指針」制定
	「大阪府産業廃棄物不適正処理対策要綱」制定
11 年　３月	騒音に係る環境基準の改正を受け、「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定」を改正（大阪府公告第 29 号）
４月	「騒音に係る環境基準」の施行（等価騒音レベルの採用等）
６月	環境影響評価法施行
９月	平成 10 年度ダイオキシン類緊急全国一斉調査結果公表
10 月	平成 10 年度環境ホルモン緊急全国一斉調査結果公表
12 年　１月	ダイオキシン類対策特別措置法の施行
３月	「騒音規制法第 17 条第１項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令」の改正（平成 12 年４月１日より施行）
	和泉市環境基本計画のあり方について（諮問）
４月	和泉市環境基本条例及び和泉市生活環境の保全等に関する条例施行
５月	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」公布
	「環境会計システムの確立に向けて（2000 年報告）」公表
６月	「循環型社会形成推進基本法」公布、一部施行
	「ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー）」公表
８月	「平成 11 年度公共用水域等のダイオキシン類調査結果について」公表
９月	「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」策定
10 月	「平成 11 年度内分泌攪乱化学物質にかかる全国一斉調査」結果の公表
11 月	「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」答申（中央環境審議会）
	「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」を改訂
13 年　１月	環境省発足
２月	「環境報告書ガイドライン（2000 年度版）」公表
９月	「和泉市環境基本計画」策定
11 月	市役所本庁舎で ISO 14001 認証取得
14 年　３月	「和泉市地球温暖化対策実行計画」策定
６月	市民・事業者・行政 三者協働による環境保全組織「いずみ環境くらぶ」発足
15 年　２月	「土壌汚染対策法」施行
	「和泉市地域新エネルギービジョン」策定
７月	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行
	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」改正

年　　月	事　　項
平成 16 年　10 月	ISO 14001 更新審査受審・合格
17 年　4 月	「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」施行
18 年　4 月	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」施行
6 月	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」改正
	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」改正
12 月	「環境影響評価法」改正
19 年　3 月	「和泉市環境基本計画」中間見直し実施
6 月	「第四次和泉市総合計画」策定
6 月	「第二次和泉市地球温暖化対策実行計画」策定
10 月	ISO 14001 更新審査受審・合格
10 月	「和泉市生活環境の保全等に関する条例」改正
10 月	「和泉市生活環境の保全等に関する条例施行規則」改正
20 年　5 月	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」改正
5 月	「生物多様性基本法」制定
6 月	「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正
21 年　11 月	気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）開催
22 年　3 月	「和泉市地球温暖化対策地域推進計画」策定
3 月	「第３次一般廃棄物処理基本計画」策定
10 月	ISO 14001 更新審査受審・合格
23 年　10 月	生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）開催
3 月	「第２次和泉市環境基本計画」策定
25 年　3 月	「第三次和泉市地球温暖化対策実行計画」策定
27 年　3 月	ISO 14001　EMS の認証を返上
4 月	I-EMS（和泉市環境マネジメントシステム）を発足
12 月	パリ協定採択（COP21）
28 年　3 月	「第４次一般廃棄物処理基本計画」策定
	「第２次和泉市環境基本計画」中間見直し
4 月	「大阪府森林環境税」創設
5 月	「地球温暖化対策計画」閣議決定
6 月	「大阪府循環型社会推進計画」策定
9 月	「第５次和泉市総合計画」策定
30 年　4 月	「第５次環境基本計画」策定
6 月	「第四次循環型社会形成推進基本計画」策定
7 月	「第５次エネルギー基本計画」策定」
	「大阪 21 世紀の新環境総合計画」改定
11 月	「気候変動適応法」制定
	「気候変動適応計画」策定
12 月	「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法)」改正
31 年　1 月	「和泉市一般廃棄物の搬入に係る協力金に関する条例」制定
3 月	「第４次和泉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
4 月	「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」施行
令和元年　6 月	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」策定

和泉市環境審議会規則

（平成12年4月1日 規則第1号）

（趣旨）

第1条　この規則は、和泉市環境基本条例（平成11年和泉市条例第23号。以下「条例」という。）第21条第7項の規定に基づき、和泉市環境審議会（以下、「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条　条例第21条第5項の市長が適当と認める者は、次のとおりとする。

(1)　公共的団体の代表

(2)　関係行政機関の職員

(3)　公募による市民

（会長及び副会長）

第3条　審議会に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条　審議会の会議は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）

第5条　会長は、専門的事項を調査するため必要があると認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2　部会に部会長を置き、会長の指名する者をもって充てる。

3　部会に属する委員は、会長が指名する。

（臨時委員）

第6条　審議会において臨時の事項を調査し、又は審議する必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2　臨時委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

3　臨時委員は、臨時の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解任されるものとする。

（庶務）

第7条　審議会の庶務は、環境保全担当課において行う。

（補則）

第8条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

1　この規則は、平成12年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　施行日の前日までの間に改正前の和泉市環境保全対策審議会規則第3条第2項及び第7条第2項の規定に基づき委嘱又は任命された委員は、条例第21条第5項及びこの規則第6条第2項の規定により委嘱又は任命されたものとみなす。

3　施行日又は委員の任期満了の後最初に行われる会議の召集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附　則（平成１５年規則第４４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年規則第５０号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、平成 23 年９月１日から施行する。

2　この規則の施行日前になされた委員の委嘱又は任命については、なお従前の例による。

和泉市生活排水対策推進協議会規則

平成24年７月11日

規則第59号

（趣旨）

第１条　この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第２条の規定に基づき、和泉市生活排水対策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（担任事務）

第２条　協議会の担任事務は、次のとおりとする。

(1)　生活排水対策推進計画の策定に関すること。

(2)　生活排水対策の普及啓発に関すること。

(3)　前２号に掲げるもののほか生活排水対策の推進に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、委員10人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　河川管理者

(3)　光明池土地改良区の代表者

(4)　いずみの農業協同組合の代表者

(5)　自治会の代表者

(6)　和泉保健所の代表者

(7)　前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

２　協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（関係者の出席）

第７条　会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、生活排水対策担当部署において処理する。

（補則）

第９条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年規則69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年規則34号）

この規則は、公布の日から施行する。

和泉市生活排水対策指導員設置要領

（趣旨）

第１条　この要領は、和泉市生活環境保全等に関する条例第１３条の規定に基づき、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、本市の生活排水に係る啓発活動の中核となる生活排水対策指導員（以下「指導員」という。）の設置について定める。

（任務）

第２条　指導員は、地域又は団体において、生活排水対策推進のリーダーとなって、又市とのパイプ役となって、次の任務を行う。

(1) 家庭における生活排水対策の普及、啓発に関すること。

(2) 地域又は団体における生活排水対策を推進するための実践活動の指導及び支援に関すること。

(3) 生活排水対策の推進に関する提言、情報交換等に関すること。

(4) その他市が行う生活排水対策の啓発事業等への参加協力。

（定数）

第３条　指導員の定数は、おおむね４０人とする。

（任期）

第４条　指導員の任期は２年とし、再任は妨げない。ただし、補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委嘱）

第５条　指導員は、一般公募者及びその他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

（事務局）

第６条　この要領についての事務局は、環境保全担当課に置く。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附　則

この訓令は、平成８年１１月２６日から施行する。

附　則（平成１０年１０月１４日）

１　この訓令は、令達の日から施行する。

２　第４条の規定にかかわらず、この訓令の令達の日において指導員である者の任期は、平成１１年３月３１日までとする。

附　則

１　この訓令は、令達の日から施行する。

２　第４条の規定にかかわらず、この訓令の令達の日において指導員である者の任期は、平成１３年４月３０日までとする。

附　則

１　この訓令は、令達の日から施行する。

２　第４条の規定にかかわらず、この訓令の令達の日において指導員である者の任期は、平成１５年４月３０日までとする。

附　則

１　この訓令は、令達の日から施行する。

２　第４条の規定にかかわらず、この訓令の令達の日において指導員である者の任期は、平成１７年４月３０日までとする。

附　則

１　この訓令は、令達の日から施行する。

2　第４条の規定にかかわらず、この訓令の令達の日において指導員である者の任期は、平成１９年４月３０日までとする。

附　則

1　この訓令は、令達の日から施行する。

2　第４条の規定にかかわらず、この訓令の令達の日において指導員である者の任期は、平成２１年４月３０日までとする。

附　則

1　この訓令は、令達の日から施行する。

2　第４条の規定にかかわらず、この訓令の令達の日において指導員である者の任期は、委嘱日から２年間とする。

附　則

1　この訓令は、令達の日から施行する。

2　第４条の規定にかかわらず、この訓令の令達の日において指導員である者の任期は、平成２７年３月３１日までとする。

附　則（平成２９年４月１７日一部改正）

1　この訓令は、令達の日から施行する。

2　第４条の規定にかかわらず、この訓令の令達の日において指導員である者の任期は、委嘱日から２年間とする。

資　料　編　２

環境基準及び大阪府環境保全目標等

環境基準及び環境保全目標等

環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められている。

大阪府では環境総合計画において、府民の健康を保護し生活環境を保全するための望ましい水準として環境保全目標を定めている。なお、環境保全目標は、環境基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いている。

また、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 12 年 1 月 15 日施行）により、大気・水質・土壌の環境基準が設定されている。

(1) 大気環境

① 大気汚染に係る環境基準及び環境保全目標

	項　　目	環境基準値及び環境保全目標値	対象地域
	二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	府内全域 ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
	光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。また、非メタン炭化水素濃度の午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲内またはそれ以下であること。	
	浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^{3}以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^{3}以下であること。	
	二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	
	一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	
	ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m^{3}以下であること。	
	トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m^{3}以下であること。	
	テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m^{3}以下であること。	
	ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m^{3}以下であること	
	微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m^{3}以下であり、かつ、1 日平均値が３５μg/m^{3}以下であること	
	ダイオキシン類	年間平均値が 0.6pg-TEQ/m^{3}以下であること。	
※	悪臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度。	府内全域

（注）1 二酸化窒素、微小粒子状物質（１日平均値に係る目標値）に係る評価は、年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの（1 日平均値の年間 98%値）で評価を行う。

2 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素に係る評価は以下の方法による。

・短期的評価は、連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。

・長期的評価は、年間における 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外して評価を行う。ただし、1 日平均値について環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、このような取扱いはしない。

3 表の※印は、環境保全目標の項目である。

(2) 水質汚濁に係る環境基準及び環境保全目標

① 健康項目

項目	目標値	対象水域
カドミウム	0.003mg／L以下	全公共用水域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg／L以下	
六価クロム	0.05mg／L以下	
砒素	0.01mg／L以下	
総水銀	0.0005mg／L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg／L以下	
四塩化炭素	0.002mg／L以下	
1，2―ジクロロエタン	0.004mg／L以下	
1，1―ジクロロエチレン	0.1mg／L以下	
シス―1，2―ジクロロエチレン	0.04mg／L以下	
1，1，1―トリクロロエタン	1mg／L以下	
1，1，2―トリクロロエタン	0.006mg／L以下	
トリクロロエチレン	0.01mg／L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg／L以下	
1，3―ジクロロプロペン	0.002mg／L以下	
チウラム	0.006mg／L以下	
シマジン	0.003mg／L以下	
チオベンカルブ	0.02mg／L以下	
ベンゼン	0.01mg／L以下	
セレン	0.01mg／L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／L以下	
ふっ素	0.8mg／L以下	
ほう素	1mg／L以下	
1，4―ジオキサン	0.05mg／L以下	
ダイオキシン類	1pg-TEQ／L以下	

（注） 1 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては、「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって目標達成と判断する。さらに総水銀に係る評価方法は（注）4のとおり。

2 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値が0.0005mg／Lを超える検体数が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする。（昭和49年12月23日付け環水管第182号）

② 生活環境項目（環境基準）

類型		AA	A	B	C	D	E
項目＼利用目的の適応性		水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	工業用水3級環境保全
基準値（目標値）	水素イオン濃度(pH)	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下	6.0以上8.5以下	6.0以上8.5以下
	生物化学的酸素要求量(BOD)	1mg/L以下	2mg/L以下	3mg/L以下	5mg/L以下	8mg/L以下	10mg/L以下
	浮遊物質量(SS)	25mg/L以下	25mg/L以下	25mg/L以下	50mg/L以下	100mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
	溶存酸素量(DO)	7.5mg/L以上	7.5mg/L以上	5mg/L以上	5mg/L以上	2mg/L以上	2mg/L以上
	大腸菌群数(Coli-G)	50MPN/100mL以下	1,000MPN/100mL以下	5,000MPN/100mL以下	－	－	－
対象河川水域名		－	父鬼川	槇尾川 松尾川 牛滝川 大津川上流	大津川下流	－	－

（注） 1 目標値は、日間平均値とする。（海域もこれに準ずる）

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg／L以上とする。

③ 生活環境項目：水生生物保全

類型	水生生物の生息状況の適応性	目標値	目標値	目標値	対象河川水域名
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03mg/L以下	－
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の	0.03mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02mg/L以下	－

	産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域				
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05mg/L 以下	父鬼川 槇尾川 松尾川 牛滝川 大津川上流 大津川下流
生物特 B	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	－

（注） 目標値は、年間平均値とする。

④ 特殊項目（環境保全目標）

項目＼対象水域	上水道水源水域	その他の水域（水域類型Ｃ以上の河川）
フェノール類	0.005mg／L 以下	0.01mg／L 以下
銅	0.05mg 〃	0.05mg 〃
溶解性鉄	0.3mg 〃	1.0mg 〃
溶解性マンガン	0.05mg 〃	1.0mg 〃
全クロム	0.05mg 〃	1.0mg 〃
アンモニア性窒素	0.1mg 〃	1.0mg 〃
陰イオン活性剤	0.5mg 〃	0.5mg 〃
ノルマルヘキサン抽出物質	検出されないこと	検出されないこと

⑤ 底　　質（環境保全目標）

項　　目	環境保全目標	対象水域
ＰＣＢ	10mg/kg	全公共用水域
水　　銀	25mg/kg	全公共用水域
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g	全公共用水域

(3) 地盤環境（環境保全目標）

① 地盤沈下

項　　目	環　境　保　全　目　標	対　　象　　水　　域
地　盤　高	地盤沈下を進行させない	府　下　全　域

② 地下水質

水質汚濁に係る環境保全目標・健康項目に同じ

③ 土壌汚染

項　　目	目　　標　　値	対象地域
カ　ド　ミ　ウ　ム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること	府下全域
全　シ　ア　ン	検液中に検出されないこと	
有　機　リ　ン	検液中に検出されないこと	
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
六　価　ク　ロ　ム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること	
砒　素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること	
総　水　銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること	
ア　ル　キ　ル　水　銀	検液中に検出されないこと	
P　C　B	検液中に検出されないこと	
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125mg であること	
ジ　ク　ロ　ロ　メ　タ　ン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
四　塩　化　炭　素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること	
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること	
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること	
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること	
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること	
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
チ　ウ　ラ　ム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	
シ　マ　ジ　ン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること	
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
ベ　ン　ゼ　ン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
セ　レ　ン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
ふ　っ　素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること	
ほ　う　素	検液 1L につき 1mg 以下であること	
ダイオキシン類	土壌 1g につき 1,000pg-TEQ 以下であること	

（注） 1 検液とは土壌（重量）の 10 倍の水（容量）で測定物質を溶出させ、ろ過したものをいう。

2 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び廃棄物の埋立地その他の場所であって外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

(4) 騒音に係る環境基準及び環境保全目標等

① 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	富田林市大字甘南備 大阪府立こんごう福祉センターの敷地
A	55デシベル以下	45デシベル以下	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域(AAに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。)
C	60デシベル以下	50デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を除く。）及び工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基　準　値	
昼　間 （午前 6 時から 午後 10 時まで）	夜　間 （午後 10 時から翌日 の午前 6 時まで）
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考　個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間であっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注

(1)　「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

①　道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。）

②　①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路

(2)　「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

①　2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　　15 メートル

②　2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　　20 メートル

② 航空機騒音（環境基準）

地域の類型	目標値(L_{den})	対　象　地　域
Ⅰ	57 dB 以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域。ただし、次に掲げる地域を除く。 1　関西国際空港及び八尾空港の敷地 2　国土利用計画法第9条の規定により定められた森林地域であって、かつ、都市計画法第 7 条第 1 項の規定による市街化区域以外の地域である地域
Ⅱ	62 dB 以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、関西国際空港、大阪国際空港及び八尾空港の敷地を除く。

（注）　L_{den}とは、飛来する航空機の騒音を連続的に測定し、時間帯別(夕方、夜間)に騒音レベルに重み付けをした 1 日の平均騒音レベルです。

③ 新幹線鉄道騒音（環境基準）

地域の類型	目　標　値	対　象　地　域
Ⅰ	70 デシベル以下	地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
Ⅱ	75 デシベル以下	地域の類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

（注）　「地域類型の当てはめをする地域」とは、大阪市及び吹田市の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ 300 メートル以内の地域並びに摂津市、高槻市、茨木市及び島本町の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ 400 メートル以内の地域(河川敷を除き、橋りょうに係る部分については別途図面で表示する地域を含む）をいう。

④ 鉄軌道騒音、建設作業騒音、その他の飛行場騒音、振動、低周波音

項　目	目　標　値	対　象　地　域
鉄軌道騒音（新幹線鉄道を除く）	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の地域
建設作業騒音		
その他の飛行場騒音*		
振動		
低周波音		

＊…航空機騒音に係る環境基準の適用を受けない飛行場騒音を対象とする。

(5) 自動車公害に係る交通規制等の要請限度

① 自動車排出ガス

自動車排出ガス	測 定 方 法	要 請 限 度
一 酸 化 炭 素	非分散型赤外線分析計法	1時間値の月間平均値が10ppm

② 自動車騒音

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
		昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から午前6時まで）
1	a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	６５デシベル	５５デシベル
2	a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	７０デシベル	６５デシベル
3	b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	７５デシベル	７０デシベル

備考 a区域、b区域及びc区域とは、以下の区域として市町村長が定めた区域をいう。

a区域 専ら住居の用に供される区域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域）

b区域 主として住居の用に供される区域（第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域）

c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域）

③ 道路交通振動

時間の区分／区域の区分	昼 間	夜 間
第 一 種 区 域	65デジベル	60デジベル
第 二 種 区 域	70デジベル	65デジベル

備考 第一種区域及び第二種区域とは、以下の区域として市町村長が定めた区域をいう。

第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域、田園住居地域）

第二種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域）

資　料　編　3

環　境　関　係　用　語

（あ）

ISO

International Organization for Standardization の略で、「国際標準化機構」と訳される。1947 年に設立された非政府組織で、世界の標準化のための専門組織。

有名なものには、「非常口のマーク」や「カメラのフィルム」、「ネジ」などがある。

ISO 14001

ISO（国際標準化機構）が定める環境に関する国際規格で、1992 年の地球サミットを受けて、地球環境問題に自主的に取り組むために作られた規格

赤　潮

プランクトンの異常増殖により海水が着色する現象。有害プランクトンや一時的に酸素消費量が増大することによる酸素欠乏のため、魚介類のへい死など、漁業被害を伴うこともある。

赤潮の発生は、閉鎖性水域でおこりやすく、窒素、リン等の栄養塩類の流入等による富栄養化の進行が基本的発生原因とされているが、底質から海水への栄養塩類の溶出及び降雨、河川水の大量流入による塩素量の低下などの原因も指摘されている。

悪臭物質

不快なにおいの原因となり、生活環境を損なう恐れのある物質を言い、悪臭防止法では、悪臭苦情の主要な原因物資としてアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸の 22 物質を指定している。

亜酸化窒素［一酸化二窒素］　(N_2O)

無色の気体で、約 500℃に熱すると窒素と酸素に分解する。地球の温暖化の原因となる温室効果ガスの一つであり、土中の有機物や窒素肥料の施肥による分解、物の燃焼などが発生原因であると言われており、地球の温暖化に及ぼす寄与率は約 6%である。

アスベスト

天然に産出する鉱物のうちで高い抗張力と柔軟性を持つ絹糸状光沢の特異な繊維状集合をなすものの俗称である。石綿とも言い、耐熱性、耐薬品性等優れた性質を持つことから、建築物の耐火被覆材、保温材、吸音材及び自動車のブレーキライニング等に多く使われている。

微細な繊維の状態で容易に大気に浮遊し、これを多量に吸入すると、肺ガン、悪性中皮腫等の健康障害をおこすことがある。

（い）

和泉市環境マネジメントシステム（I-EMS）

本市の組織が行う事務事業における環境負荷の低減及び環境保全の推進を図ることを目的として、平成 27 年度より本市で全庁的に推進している取組。

本庁舎全体の光熱費や公用車燃料消費量、紙の購入量等計 6 項目について削減目標を定めている。

硫黄酸化物（SOx）

硫黄(S)と酸素(O)とが化合してできるものをいい、二酸化硫黄(SO_2・亜硫酸ガス)、三酸化硫黄(SO_3・無水硫酸)など 6 種ほどがあるが、そのうちで大気汚染の主な原因となると考えられているものの大部分は二酸化硫黄である。いずれも刺激性が強く、1～10ppm 程度で呼吸機能に影響を及ぼし、においを感じ、眼の粘膜に刺激を与える。

一酸化炭素(CO)

炭素又は炭素化合物が不十分な酸素供給の下に燃焼するとき、あるいは二酸化炭素が赤熱した炭素と接触するときに生ずる無色、無臭の気体であり、生理上極めて有毒で、血液中のヘモグロビンと結合し酸素の供給を阻害する。

（え）

SDGs

Sustainable Development Goals の略で「持続可能な開発目標」と訳される。2015 年 9 月の国連サミットにて全会一致で採択された 2030 年を年限とする 17 の国際目標。誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目的とする。

（お）

オキシダント

オキシダントとは、オゾン、二酸化窒素、PAN（ペルオキシアシルナイトレート）、過酸化物等の酸化性物質で、中性よう化カリウム溶液からよう素を遊離する物質の総称。全オキシダントから二酸化窒素を除いたものが光化学オキシダントとされている。

オゾン層

大気中の酸素が紫外線の作用で光化学反応し約 30 億年かけて形成されたものであり、地上約 25km を中心とした成層圏に存在する。オゾン層は生物に有害な紫外線を吸収するため、生物の生存には不可欠なものであるが、近年フロンの放出等によるオゾン層破壊が確認されており、特定フロン（オゾン破壊性の強いフロン）の 1995 年末の生産全廃などが合意されている。

汚濁負荷量

BOD 等で表される汚濁物質が水環境に排出される量のことをいい、汚濁物質の濃度とこれを含む排水量との積で表される（例えば、g／日）。

温室効果ガス

太陽光はほとんどが可視光であり、大気を素通りして地表面で吸収される。可視光を吸収して加熱された地表面は、赤外線の熱放射をするが、その一部は大気中に吸収され地表を適当な温度に保っている。この大気中で赤外線を吸収する物質が温室効果ガスであり、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、対流圏オゾン、フロンが代表物質である。近年、化石燃料の使用増加等に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの増加による地球の温暖化が進んでいる。

（か）

化学的酸素要求量（COD）（Chemical Oxygen Demand の略）

海水や河川水の汚れの度合いを示す指標で、水中の有機物などの汚濁源となる物質を、通常、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg／L で表したものであり、数値が大きいほど水中の汚濁物質の量も多いということを示している。

カドミウム（Cd）

水質汚濁による「イタイイタイ病」の原因物質であるといわれており、大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、機能低下を伴う肺障害（気腫）、胃腸障害、腎臓障害を起こし、あるいは肝臓障害や血液変化（白血球・赤血球の減少）のおこることもある。

主な発生源は、カドミウム精錬所、メッキ工場や電気機器工場などである。

（き）

規制基準

公害の防止のため、大気の汚染、水質の汚濁、悪臭等の原因となる物質、並びに騒音・振動について事業者等が遵守しなければならない許容限度である。

（け）

減量化

廃棄物の最終処理分量を減らすことで、その手段としては、発生抑制、再生利用又は中間処理がある。

（こ）

公　害

一般に公害と呼ばれる現象は、人間の活動の結果として生み出され、一般公衆や地域社会に有害な影響を及ぼす現象として、幅広くとらえられたことがある。しかし、環境基本法などの法律では、こうした広い概念のうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に対して総合的に対策を推進することが定められている。この 7 つは、広い意味の公害に対し、典型 7 公害とも呼ばれている。

光化学スモッグ

大気中に共存する窒素酸化物と炭化水素が太陽光（紫外線）の下で反応し、オゾン、PAN（ペルオキシアシルナイトレート）等のオキシダント、アルデヒド類等を生成する現象である。

光化学スモッグは、夏季の日ざしが強く風の弱い日に特に発生しやすく、その影響は目への刺激やのどの痛みなどの人体影響のほか、植物に葉の変色等の症状を与えるなど広範にわたる。

降下ばいじん

大気中から地面に雨水とともに降下したり、あるいは単独の形で降下するばいじんをいう。

降下ばいじんは、不溶解性物質（水に溶解しないもの）と溶解性物質に分かれる。不溶解性物質のタール分には発ガン物質などの有害物質が含まれている。

降下ばいじんは、簡易ばいじんびん、ダストジャー又はデポジットゲージで測定し、その結果は $t/km^2/$月で表す。

（さ）

ザルツマン係数

二酸化窒素はザルツマン試薬を用いる吸光光度法により測定される。この方法は、二酸化窒素を吸収発色液（ザルツマン試薬）に吸収させ、生成した亜硝酸イオンが液中の試薬と反応してできたアゾ色素が発色するのを測定するものであるので、二酸化窒素と生成した亜硝酸イオンの比を示す係数が必要となり、これをザルツマン係数と呼んでいる。

酸性雨（Acid Rain）

通常、雨水は大気中の炭酸ガスを吸着して弱酸性を示すため、pH5,6 以下の降水を酸性雨としている。大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物等の酸性物質が雨水に取り込まれ、酸性雨となる。

ヨーロッパやアメリカでは湖沼の酸性化による生態系の破壊や建築物への被害が大きな問題となり、原因物質が国境を越えて被害を及ぼすことが国際問題となっている。日本でも最近注目され、各地で酸性雨の調査が行われている。

（し）

紫外線（UV）

可視光線より波長の短い電磁波である。地上 20～30km にあるオゾン層は、可視光線を透過させるが、波長の短い有害な紫外線（UV-B）を吸収する働きがある。近年、フロン等のオゾン層破壊物質によるオゾン層の破壊が問題となっており、UV-B が直接地表に到達することによる皮膚ガンの増加や生態系への影響などを生じることが懸念されている。

自動車排出ガス規制（単体規制）

自動車から排出される大気汚染物質を一定量（濃度）の排出基準以下にする規制。現在規制されている物質には窒素酸化物、一酸化炭素、黒煙、粒子状物質がある。このうち窒素酸化物、黒煙、粒子状物質については、平成元年 12 月の中央公害対策審議会答申で短期・長期の低減目標値が定められた。

新エネルギー

自然の力を利用したり、今まで使われずに捨てていたエネルギーを有効に使ったりする地球にやさしいエネルギーを政策的にそう呼んでいます。

「新エネルギー法」（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法）では、そのようなエネルギーのうち、「すでに技術的に実用段階にあるが、経済性の面で普及が十分でない」エネルギーを新エネルギーとしています。

新エネルギーには、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、雪氷熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、温度差エネルギーがあります。

振動レベル

振動の加速度を dB で表した加速度レベルに振動感覚補正を加えたもので、単位はデシベル（dB）を用いる。通常、振動感覚補正回路をもつ公害用振動レベル計により測定した値である。

地震の震度でみると人体が振動を感じない、いわゆ

る「震度ゼロ」は55dB以下であり、「震度1」が55～65dBに相当する。

（す）

水銀（Hg）（アルキル水銀、総水銀）

常温で唯一の液体の金属である。湿った空気中で酸化物になりやすく、有害である。神経系をおかし、手足のふるえ、言語障害、食欲不振、聴力視力の減退をもたらす。

なお水銀化合物の種類は多く、生体に対する作用の上から無機水銀と有機水銀に大別される。無機水銀化合物は、金属水銀及び塩化第二水銀が主で、その他、硫化水銀、酸化水銀、硝酸水銀、雷酸水銀等がある。有機水銀化合物の種類は非常に多く、酢酸フェニール水銀やアルキル基と水銀が結合したアルキル水銀（メチル水銀、エチル水銀、ジメチル水銀、ジエチル水銀等）がある。

アルキル水銀のうち、メチル水銀が「水俣病」の原因物質とされている。

また、検体に含まれる水銀又は水銀化合物の両者を合わせて、金属水銀の量としていくらあるかを分析したものを総水銀値（量）としている。

水素イオン濃度（pH）

溶液中の水素イオンの濃度をいい、溶液1□中の水素イオンのグラム当量数で表し、

一般には $pH=-\log \frac{[H^+]}{mol/L}$ として定義される（[H＋]はH^+（水素イオン）のモル濃度である）。pH=7で中性、pH＜7で酸性、pH＞7でアルカリ性であり、特殊な例を除いて河川水等の表流水は中性付近のpH値を示す。水道用水として望ましい水質はpH6.5から8.5までの範囲である。

（せ）

生物化学的酸素要求量（BOD）（Biochemical Oxygen Demandの略）

河川水等の汚れの度合を示す指標で、水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量から求める。単位は一般的にmg/Lで表し、この数値が大きいほど水中の汚濁物質の量が多いことを示している。

生物指標

化学的酸素要求量（COD）のような理化学的な指標に対して、どのような生物が生棲しているかを調べることにより、水質の状況を知る指標。水質の状況を総合的に知る指標として特色がある。

（そ）

騒音レベル

音の感覚は音圧レベルの他に周波数によっても変化する。この聴感補正（A特性）の回路を組み込んだ騒音計により測った値を騒音レベルといい、単位はデシベル（dB）で表される。

総量規制

一定の地域内の汚染（汚濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（汚濁）物質許容排出量を配分し、この量をもって規制する方法をいう。工場等の排出ガスや排出水に含まれる汚染（汚濁）物質の濃度のみを対象とした従来の濃度規制では地域の望ましい環境を維持達成することが困難な場合に、その解決手段として総量規制が行われている。

（た）

ダイオキシン

有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ・パラ・ダイオキシンの略称。

除草剤などを製造する際、副産物として生成し分離できない。付加する塩素の数と位置で75種類の異性体があるが、2・3・7・8四塩化ジベンソ・パラ・ダイオキシン（TCDD）が最も毒性が強いとされる。

ＷＥＣＰＮＬ（Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Levelの略）

ある場所における1日あたりの航空機騒音の大きさを表す単位で、1機ごとの騒音レベルだけでなく、飛来時間や機数をも考慮したものである。

計算方法は、以下のとおり。

WECPNL=dB（A）+10　logN-27

dB（A）：1日に飛来した航空機の騒音レベルを全てdB平均したもの

N：飛来時間ごとに補正された機数

N=N(2)+3N(3)+10[N(1)+N(4)]

N(1)=0時~7時に飛来した機数

N(2)=7時~19時に飛来した機数

N(3)=19時~22時に飛来した機数

N(4)=22時~24時に飛来した機数

炭化水素（HC）

炭素と水素から成り立っている化合物の総称で鎖式炭化水素、芳香族炭化水素のほか、縮合環式化合物、脂環化合物に属する多くの炭化水素がある。すべて完全に酸化すれば水と二酸化炭素になる。

脱　硝

NOx排出量を抑制するため、排煙中のNOxを分解又は回収することをいう。

脱硝は、排出ガス中のNOxにアンモニアの注入等を行って分解処理する接触還元法、無触媒還元法等の乾式法と、アルカリ又は酸などにNOxを吸収させる湿式法等がある。

現在普及しているのは乾式法であり、触媒を用いるアンモニア接触還元法が最も多く用いられている。

脱　硫

SOx排出量を抑制するため、重油からの脱硫（重油脱硫）、排出ガスからの脱硫（排煙脱硫）が行われており、ほかに、両者の中間にあたるガス化脱硫がある。

①　重油からの脱硫には、高温高圧にした重油に水素を吹き込み、触媒を用いて硫黄分を硫化水素（H_2S）の形で取り出す方法、軽油をとった残油を減圧蒸溜し、溜出油を水素化脱硫して減圧残油とまぜる方法等がある。

②　排ガスからの脱硫には、排ガスを石灰乳で洗浄する方法、硫黄酸化物を活性炭などの表面に吸着させて、硫黄あるいは硫安として回収する方法、石灰石粉末などを吹き込んで硫酸塩として回収する方法等がある。

③　ガス化脱硫は、重油をボイラーの前炉に噴射して空気不足の状態で部分的に燃焼させ、高温の熱ガスで残りの油を分解させる方法である。その時できたH_2Sを生石灰（CaO）または炭酸カルシウム（$CaCO_3$）と反応させて、硫黄分をC_2Sの形で分離する。

（ち）

窒素酸化物（NOx）

NO（一酸化窒素）、NO_2（二酸化窒素）、N_2O_3（無水亜硝酸）、N_2O（亜酸化窒素）、N_2O_4（四・二酸化窒素）、N_2O_5（無水硝酸）、HNO_3（硝酸ミスト）等をいう。窒素酸化物は主として重油、ガソリン、石炭などの燃焼によって発生する。発生源は、自動車エンジン、ボイラー、工場、家庭暖房など広範囲にわたっている。

中間処理

廃棄物の最終処分に先立って、廃棄物を無害化・安定化・減量化するための人為的な操作をいい、焼却、破砕、圧縮、脱水、中和、コンクリート固型化などの処理がある。

（て）

ディーゼル車の直接噴射式（直噴式）・副室式

ディーゼル車には、エンジンの燃焼室の形式により直噴式車と副室式車がある。直噴式は燃焼室に直接燃料を噴射する方式で、構造が簡単で、耐久性に優れ、大きな出力がえられるため、重量車に使用されている。副室式は、副燃焼室に燃料を噴射し、主燃焼室に燃焼が広がる方式で、構造が複雑なため耐久性や燃費、出力等は直噴式に劣るが、窒素酸化物などの排出量は、副室式の方が少なく中・軽量車に使用されている。

低公害車

自動車排出ガスがない又はその量が相当程度少ない自動車をいう。具体的には、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車などをいう。

低周波空気振動

人の耳では聞きとりにくいような低い周波数の空気振動のことをいう。

低周波空気振動は騒音と比べ、障壁による遮音効果や回折による減衰が小さい。また、身体的影響等についても未知な部分が多い。

適正処理

廃棄物は、そのまま排出されると、環境に大きな負荷を与えることになる。このため、廃棄物を公衆衛生や生活環境の保全上支障が生じないように、廃棄物処理法に定める処理基準等に従って処理することをいう。

テトラクロロエチレン（パークレン）（CCl_2=CCl_2）

有機塩素系化合物で、エーテル様の芳香のある無色透明の液体で不燃性である。水に不溶、エーテル、エタノールなどの有機溶剤と混和する。ドライクリーニング用の洗浄剤や金属の脱脂洗浄剤として用いられている。毒性はトリクロロエチレンと同様。

（と）

トリクロロエチレン（CHCl=CCl_2）

有機塩素系化合物で、クロロホルム臭のある無色透明の液体で揮発性を有し、不燃性である。水に難溶、エーテル、エタノールなどの有機溶剤と混和する。金属、機械部品などの脱脂・洗浄剤・一般溶剤として用いられる。

目、鼻、のどを刺激し、皮膚にくりかえし接触すると皮膚炎をおこす。また、蒸気を吸入すると、めまい、頭痛、吐き気、貧血、肝臓障害等をおこす。

（な）

鉛（Pb）

鉛及び鉛化合物は有害物質として古くから知られている。他の重金属と同じく原形質毒で造血機能を営む骨ずい神経を害し、貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害、身体の衰弱をおこし強度の中毒では死亡する。金属鉛は常温では蒸発しないが、粉じんとして吸入し、あるいは経口摂取のおそれがある。

75%水質値

水質環境基準の生活環境項目であるBOD、CODの適合状況を判断をする場合、河川の低水流量に対応する水質値として、75%水質値を用いて評価している。

すなわち、年12回の測定であるなら、75%水質値は12×0.75=9で低いほうから9番目（高いほうから4番目）の数値が基準値に適合しているか否かで判断している。

（に）

二酸化硫黄（SO_2）

燃料中の硫黄分が燃焼により酸化され、SO_2として排出される。無色、刺激臭のある気体で、粘膜質、特に気道に対する刺激作用が重視されている。

二酸化窒素（NO_2）

空気中の窒素や燃料中に含まれている窒素分が燃焼過程で酸素と結合して一酸化窒素となり、これが大気中で酸化されて二酸化窒素となる。低濃度の二酸化窒素を長期間吸った場合は、せきやたんが出やすくなるなど呼吸器に影響を生じ、60ppm～150ppmといった高濃度になると、数時間のうちに鼻やのど、胸が痛み、呼吸が困難になることもある。

（の）

Nm^3/時

温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した一時間当たりのガス量を表す単位である。

（は）

廃棄物

廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいい、産業廃棄物と一般廃棄物に分類される。産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥等法令で規定された19種類の廃棄物をいう。また、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物のこと

をいい、ごみ、し尿等である。

パリ協定

2015 年 12 月に、第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）にて採択された、2030 年までの温室効果ガスの排出削減の目標を定める枠組。世界共通の長期削減目標として、「産業革命前からの気温上昇を２℃未満に抑制することを規定するとともに、1.5℃までへの抑制に向けた努力の継続すること」、「主要排出国・途上国を含むすべての国が、削減目標を策定し国内措置を遂行、５年ごとに同目標を提出すること」等について言及されている。

我が国は、2030 年度に 2013 年度比 26.0％減（2005 年度比 25.4％減）を目標としている。

排水基準

排水基準は、水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び上乗せ条例に規定されている工場または事業場からの排水の規制を行うための基準であり、カドミウムなどの有害物質や BOD などの生活環境項目ごとに定められている。

パワー平均

エネルギー平均ともいい、dB 値を元のエネルギーに換算して、平均の dB 値を求めるもので次式により算出する。

$$\bar{L} = 10\log\frac{1}{n}\left(10^{\frac{L1}{10}} + 10^{\frac{L2}{10}} + \cdots\cdots + 10^{\frac{L5}{15}}\right)$$

$\bar{L}$ ：パワー平均値

n　：個数

L_1：測定した騒音レベル

（ひ）

ｐｐｍ（parts　per　million の略）

百万分中の幾分であるかを示す分率であり、大気汚染や水質汚濁の汚染物の濃度を表示するのに繁用されている。

水質汚濁では、1L 中に 1mg 汚濁物質が存在する場合の濃度を 1ppm で示し、大気汚染では $1m^3$ の大気中に $1cm^3$ の汚染物質が存在する場合の濃度を 1ppm で表す。なお、pphm（parts　per　hundred　million の略）は 1 億分の幾分であるかを表示する分率で 1ppm の 100 分の 1 に相当し、また、ppb（parts per billion の略）は十億分中の幾分であるかを表示する分率で 1ppm の 1000 分の 1 に相当する。

炭化水素類については、炭素原子数を基準として表した ppm 値である ppmC を用いる。

ヒ素（As）

金属光沢があり、灰色で、鶏冠石、石黄、硫ヒ鉄鉱などに硫化物として含有されている。ヒ酸鉛、三酸化ヒ素などは殺虫剤として農薬に用いられる。

ヒ素中毒になると全身発疹、高熱、食欲不振等の症状を呈す。水道水のヒ素許容量は 0.01ppm 以下ときめられている。

PM2.5（particulate matter 2.5 の略）

大気中に浮遊している粒子状物質で、大きさが 2.5μm（1μm は 1mm の千分の 1）以下の粒子のことをいう。PM2.5 は非常に小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が心配されている。

（ふ）

富栄養化

水の出入の少ない閉鎖性水域では、工場排水、家庭排水、農業排水などにより、水中の栄養塩類である窒素、リンなどが増えると藻類やプランクトンなどが太陽光線を受けて爆発的に増殖し、腐敗過程で更に水中にリンや窒素が放出され、次第に栄養塩が蓄積される。

浮遊物質量（SS）（Suspended　Solid（懸濁物質）の略）

水中に浮遊している微細な固形物の量をいう。

浮遊粉じん

浮遊粉じんは、大気中に浮遊している極めて微細な粒子で、物の破砕、選別、土砂のまきあげ、燃料等の

燃焼過程等により発生する。このうち、粒径10ミクロン以下のものを浮遊粒子状物質と呼ぶ。

（へ）

ベータ（β）線吸収法

大気中に浮遊する粒子状物質濃度の値を連続して計測するため、低い江ネルギーのβ（ベータ）線を物質に照射下場合にその質量に比例してβ線の吸収量が増加することを利用し、ろ紙上に吸引捕集した粒子状物質濃度を測定する方法である。

なお、β線源としては、炭素14又はプロメチウム147の3.7MBq（メガベクレル。100マイクロキューリ）以下の線源が用いられる。

（ほ）

ポリ塩化ビフェニール（PCB）（Polychlorinated Biphenyles の略）

PCBは、不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性にも優れた物質でその使用範囲は絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙、インク等多数である。

カネミ油症事件の原因物質で、新しい環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、昭和47年に製造中止となっている。

（ま）

マニフェストシステム

産業廃棄物を排出する事業者が、「マニフェスト（管理票）」をし様することにより、その処理を委託した廃棄物の運搬から処分までの流れを自ら把握・管理するとともに、当該廃棄物の性状等に関する情報を処理業者に確実に伝達するシステムをいう。産業廃棄物による事故や不法投棄による環境汚染を防止するために導入された。この内、特別管理産業廃棄物については、平成４年７月施行の改正廃棄物処理法で、マニフェスト（特別管理作業廃棄物管理票）の使用が義務化された。

（め）

メタン（CH_4）

無色の可燃性気体で、都市ガスの主成分である。有機物が水中で腐敗発酵する時に生じ、化石燃料の採掘や、水田、湖沼、海洋などから発生する。地球の温暖化の原因となる温室効果ガスの一つであり、大気中の濃度は1.6～1.7ppmであって、地球の温暖化に及ぼす寄与率は約15%である。

（ゆ）

有機塩素系化合物

炭素と塩素が直接結合した有機化合物の総称。水に溶けにくく油に溶けやすいため、生物分解が困難であり、体内に蓄積されやすく、毒性がある。

トリクロロエチレン、PCB、ダイオキシンなどが代表的なものである。

（よ）

溶液導電率法

大気中の硫黄酸化物、アンモニア等の汚染物質が水に溶けると電気を通しやすくなる。この性質を用いて汚染物質の量を測定する方法。

特に、二酸化硫黄の環境濃度の自動測定に用いられる。

溶存酸素量（DO）（Dissolved Oxygen の略）

水中に溶けている酸素量のことをいい、溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠のものである。汚濁度の高い水中では消費される酸素の量が多いので溶存する酸素量は少なくなる。一般的にきれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり、藻類が著しく繁殖するときには過飽和の状態になる。

令和２年３月発行

「和泉市の環境」

発　行　　和泉市 環境産業部 環境保全課
〒594-8501　和泉市府中町二丁目７番５号
TEL　0725-41-1551 ㈹

印　刷　　和泉出版印刷株式会社

この冊子は90部作成し、１部あたりの単価は1,589.5円です。